

鹿児島県史料集

(63)

東山道出軍

小荷駄方日記（上）

鹿児島県立図書館

鹿児島県史料集

(63)

東山道出軍小荷駄方日記（上）

鹿児島県立図書館

刊 行 の こ と ば

鹿児島県史料集第六十三集としてここに「東山道出軍小荷駄方日記（上）」を刊行いたします。

本書は、島津忠義の命により明治二年に提出された小荷駄奉行樺山休兵衛の日記風の記録で、全三卷八冊本から構成されています。今年度は上巻として一巻から二巻の途中、分冊では一冊から四冊までを、来年度は五冊から八冊までをまとめて下巻として刊行することになりました。

戦場には、いわゆる戦闘員だけではなく、戦争を遂行するために多くの後方部隊が必要でしたが、これ以外にも、幅広く兵站を支えるのが小荷駄奉行の役割でした。物品の運搬、弾丸補給のほか金銭業務、病院の設置並びに患者の搬送等が重要な業務内容であったと記されています。

本史料集は、鹿児島県立図書館所蔵本を底本とし、東京大学史料編纂所所蔵本を参考に、西郷南洲館館長の徳永和喜氏、鹿児島県歴史・美術センター黎明館史料編纂委員の塩満郁夫氏によって、編集・校閲・校訂が進められ、刊行の運びとなりました。

長期間にわたる二方の御苦労に対し、心からお礼を申し上げます。

また、この史料集が本来の目的であります郷土資料の保存と地方史の研究や県民の文化向上に大いに役立てられるよう期待いたします。

令和六年三月

鹿児島県立図書館長

東 條 広 光

目次

解題		i
例言		iii
東山道出軍小荷駄方日記 上		1

解題

本年度と次年度の二年間にわたり刊行する史料は『東山道出軍小荷駄方日記』（二巻から三巻）である。全三巻は八冊本から構成され、本年度は一巻から二巻の途中、分冊では一冊から四冊までを範囲とする。取り扱う時期は慶応四年二月六日から七月二十日迄である。

底本は県立図書館本であるが、参考史料として東京大学史料編纂所が所蔵する『薩藩戊辰戦役小荷駄史料稿本一』『東山道出軍小荷駄方日記抄本 三冊之内二』『同 三』を参考本とした。東京大学史料編纂所所蔵本は県立図書館所蔵本に比較してかなり省略版である。しかしながら、東京大学史料編纂所所蔵本には県立図書館本にはない貴重な内容を含んでいる部分がある。

本年度刊行分については二カ所指摘できる。

一カ所は史料中に東京大学史料編纂所本より補足したことを明記した部分である。

もう一カ所は『薩藩戊辰戦役小荷駄史料稿本一』には、史料本体ではなく、史料の内容を吟味するために必要とされる視点を史料本文の前に設けている。具体的には、「小荷駄方の業務」とは何か、「戊辰戦争の概要」、「食糧授受」、「白河病院設置と横浜病院送り」、「弾薬の提供・負担」等について規定した内容となっているので、解題として取上げることにする。

最初に小荷駄方の業務について

一 物品の運搬

一 給養

一 金銭業務

一 病院并患者後送

一 弾薬補給

以上の項目が挙げられている。

史料本文を翻刻すると、物品の運搬、弾薬補給は小荷駄方の業務としては当然理解できるが、金銭業務、病院并患者の病院搬送が重要な業務内容であったことがわかる。加えて、戦闘状況は分冊の四冊目の白河での攻防は詳しい内容がみられるが、一般的には散見的な記録となっている。しかしながら、戦死、手負の深手・浅手などの状況、氏名や所属（所属藩）、薩摩藩の場合は所属する隊（何番隊、大砲隊など）などが詳細に記録されている。史料は日記風の記録であり、当日の天候、休息場所、宿泊地などもしっかり書き込まれている。

戊辰戦争の概要について

慶応四年二月初めて京都より江戸に向けて先進するに当たっては、朝廷より沿道の大名に兵食并人馬の供給を命ぜられ、命令通り実施せられたと雖も、江戸より白河方面に向けての進軍においては、その実施困難となれり、依って左の方法に依れり、一兵食は大名を指定して、糧米を供給せしめ、各藩はその代金を払い自炊す、

一金銭当座用は指定大名より受領し、大金は大総督府より受領す、

指定大名は臣下を戦地に派遣し、各藩の要求に応ず、これを金穀方と云、

進軍する官軍の食料、金銭調達の仕組みが規定されている。また、金穀方は各藩の金穀方として史料に頻繁にでているが、このような呼称と役割が設定されている。

糧食受授の達、その一例

今度官軍糧食取扱の儀、古河城主土井大炊頭へ被仰付、城中の囲米及民間の蓄穀を以て不都合無之様、出先へ運送可致管に候、就いては右代金の儀、相場を以て受取可申様御沙汰相成候間、此旨相心得可被申、尤時々相場よりは少々値段引揚買取候様可致旨被仰出候間、此段相達候也、

四月廿四日

惣督府 藤井九成

輜重會計方 出張中

兵糧金穀方 出張中

菜代受授の一例

五番隊上下百拾式人、六番隊上下百拾四人、

右諸隊現人数一帳え相認菜代銀、右人数え割付銘々包分何番隊金何程何日分と銘書封印の上、一緒に小荷駄方へ相渡候様金穀方役人市橋藩中山内小太郎え引合置候事、

一人夫の供給に付ては大名に命じたるも意の如くならず、出先の官軍直接に召集に努力せり、

(前文省略) 夫役相勤候者へは一同迷惑不相成様夫々賃錢被成下候儀は勿論、一旦勤王の志厚忠勤相抽候者には屹度御褒賜可被仰付間、銘々得其意速に命令に応し、人夫に出役し、王家に勤勞仕候様

可被致候事、

辰五月十一日

東山道惣督府 参謀

一病院は大戦ありし地方に之を設け、会津進入の本藩兵は凱旋の時迄三春・白河に病院を置けり、而して横浜には官軍の大病院を設け各地の負傷者を收容せり、此大病院は後東京に移転す、

一彈藥補充は国元よりの補給と横浜購入との二途にして東海道小荷駄方会津樺山休兵衛に発したる書状の一節(九月十七日発)

金子の儀、何分不働之至に御座候得共平潟筋・白河筋・越後口三方え彈藥取入軍用金等、此節拙者参候後入費高大凡五万式千両程にも相及、其上横浜病院の方も有之云々、

要するに小荷駄方は今日の輜重隊・經理部・軍医部・兵站部を兼ねたるものにして其業務複雑なりとす、詳細は東山道出軍小荷駄方日記抄本に就て見るへし、

以上のような基本的規定を設けて、官軍進軍をスムーズ化している。

東海道方面

小荷駄奉行一 兵糧方一 製作方一

下目付一 付足輕二 付足輕二

下目付場一 主取一 機師一

書役一 集成館夫一

付足輕二

大工二

僕二

定番一四

主取一九

福島屋夫親方一

同主取二

同小差一〇

同通夫三五

同助夫一

東海道方面

小荷駄奉行一

兵糧方一

制作方一

下目付一

付足輕二

機師一

書役一

夫二

集成館夫三

付足輕二

大工二

大工夫三二

五月白河に於て両道小荷駄相合し、夫より協力執務せり

以上が『薩藩戊辰戦役小荷駄史料稿本一』に設けられた規定であり、これらの項目を事前に確認しておく、史料内容の把握が容易となる。

例言

一 底本は鹿児島県立図書館本とし、東京大学史料編纂所所蔵本を参照した。

一 史料翻刻にあたって次のように方針とした。

1 尊敬をあらわす「闕字」、「平出」、「抬頭」は原本を反映させた。

2 変体仮名は次のように改めた。

「江」は「え」、「而」は「て」、「者」は「は」、「茂」は「も」、

「盤」は「は」、「尔」は「に」、「里」は「り」、「能」は「の」、

「歟」は「か」とした。「而已」はそのまま、変体仮名「於」は

「お」とし、「おいて」や場所を示す場合はそのまま、とした。

3 合字の「ㄱ」は「より」、「とべ」は「として」、合計を示す

「べ」はそのまま。「ㄷ」は「こと」とした。

4 おどり字は「候ハバ」は「候ハ」とした。

5 異体字「舩」は「船」、「杓」は「杉」、「逃」は「逃」、「發」は

「發」とした。

6 史料引用米俵をあらわす「表」は「俵」、「兵料方」は「兵糧

方」に改めた。

7 史料誤記である「倍卒」は「陪卒」とした。

8 「総督」、「惣督」は「惣督」に、「焼灯」は「提灯」に統一し

た。

9 旧字「體」は「体」、「拂」は「払」、「與」は「与」とした。

東山道出軍小荷駄方日記
上

(表紙)

東山道出軍 小荷駄方日記

(内表紙)

慶応四戊辰年

東山道出軍

小荷駄方日記

共三本

奉行

樺山休兵衛

清書扣

巻

今度慶喜以下賊徒等江戸城え遁れ、益暴逆（暴虐）を恣にし、四海鼎沸万民塗炭ニ墮んとするニ忍給はず、

叡断乎以 御親征被

仰出候、就ては御人撰を以被置、大惣督候間、其旨相心得、畿内七道大小藩各軍用意可有之候、不日軍議

御決定可被

仰出 御旨趣可有之候間、

御沙汰次第奉命馳集ルへく候、宜諸軍戮力一同勉歴可盡忠戦旨被仰出候事、

一 御親征大惣督

有栖川師宮

一同参謀

正親町中将

西四辻太夫

西郷吉之助

林玖十郎

一 錦旗奉行

穂波三位

川鯨大夫

一同持手

平岡掃部権助、上田右兵衛大尉

外二拾人

一 東海道先鋒兼鎮撫使惣督

橋本少将

一同副

柳原侍従

一 参謀

木村精一郎 海江田武次

一 東海道先鋒兼鎮撫使惣督

岩倉大夫

一同副 岩倉八千丸

一 参謀 乾退助、宇田栗園

一 薩摩少将

今般

御親征被

仰出候、就ては東海・東山両道之先鋒被

仰付候条、国力相当人数差出、諸軍惣督之指揮ヲ請令勉勵候様

御沙汰候事、

二月六日

但十五日迄ニ東海道ハ桑名え、東山道ハ惣督本陣え出張可有之
候、

東海・東山両道出張之藩々え

今度 御親征付諸藩兵隊道中通行之節ハ休泊共駅々ニテ兵糧設置

ニ相成候事、

東海道

一 惣軍兵糧 松平刑部大輔

一 小荷駄 石川宗十郎

東山道

一 惣軍兵糧 市橋下総守

一 小荷駄 松平範次郎

一 白米四合

一金一朱、但泊駅

一 白米二合

一 錢百文、但休駅

一 銃隊三百拾六人

一 砲五挺

一 砲手三拾六人

一 小荷駄付役人拾五人

一 陪卒士・土工夫百人位

一 以上、四百六拾四人

外ニ持夫百人位

一 小荷駄馬四拾疋

右式行中途駅々雇人馬

右東海道方

一 銃隊三百拾三人

一 砲五挺

一 砲手三拾六人

一 小荷駄方付役人拾五人

一 陪卒大工夫百人

一 以上、四百七拾式人

外ニ持夫百人位

一 小荷駄馬四拾疋

右式行中途駅々雇人馬

右東山道方

構成

右は今般東海道・東山道出張申付候分前書之通御座候、以上

二月八日

薩摩少将

一四番隊

一五番隊

一六番隊

一 式番砲隊半座并臼砲手

一 兵具方隊

一 製作所

一 本営

一 小荷駄方

右之通東山道より進軍相究候事、

一 樺山休兵衛

一 土持左平太

一 肝付郷右衛門、付足輕四人

一 川崎正右衛門、付足輕四人

一 伊地知十郎

一 伊勢仲左衛門

一 付足輕四人

一 集成館夫式人

一 掛師式人

右は、此節為先鋒兵隊被差出候付、被差越候条可申渡候、

二月七日

伊勢

一 右通被仰付候付、伊勢殿之相伺趣有之候处、是迄通小荷駄奉行
ニて被差出候儀ニ付、肝付郷右衛門之曳合、両通え差分り候様可
致、勿論何か被任候儀ニ付、手配并手当事等小荷駄方之事件は悉
不及伺ニ、一己之見込を以宜敷取計候様、御国人并西郷吉之助よ

り承候事、

東山道出軍人員

四番隊

一 小隊長 川村与十郎

一 分隊長 伊地知奎右衛門

一 監軍 平山龍助

一 小頭 中原休左衛門

一 同 永山弥一郎

一 同 久留休左衛門

一 寄 平山喜八郎

一 同 河野彦助

一 半隊長 黒木七左衛門

一 同 森喜四郎

一 同 別府清次

一 兵士

知識源助、藤田友次郎、稻留謙次郎、染川彦兵衛、園田喜助、小
田敬助、山口平次郎、竹下善次郎、八木彦八郎、染川吉次郎、野
津庄之進、米良市之助、谷山彦兵衛、堅山壯八、平田源左衛門、
重久勇七、能勢十郎、河野仲五郎、野崎源次郎、重久嘉右衛門、
左近允弥兵衛、土師壯八郎、二階堂 右八郎、新納助八郎、肝付
半左衛門、相良仲兵衛、神戸休五郎、鮫島芳徳、林太郎兵衛、池
上新八、谷山新之丞、児玉平太郎、上村愛之丞、大脇源次郎、坂
本亮之介、西之原吉彦、片岡早太、安藤尚五郎、大熊庄次郎、赤
塚源之進、吉田直治、種子島清之助、吉留郷之丞、谷川十次郎、

湯前藤八、黒田八郎左衛門、鮫島四郎、本田与四郎、田中藤五郎、弟子丸翁助、竹原半兵衛、土橋七之丞、種子田清左衛門、井上要之助、吉田善兵衛、木原四郎、北郷萬兵衛、武鉄之助、水間孫之丞、野呂新太郎、伊地知小四郎、小倉孝右衛門、伊藤正一郎、田中傳助、牧之瀬助七、国分休左衛門、坂本源次、相良甚太郎、早崎弥右衛門、志和地利右衛門、橋口与助、木村平右衛門、森園長左衛門、野村十郎太、中村壮吉、仁礼平兵衛、川上周藏、面高新左衛門、奈良原源之丞、八木八郎兵衛、隈元四熊、田中周藏、田原斉、濱川彦太夫

一兵糧方 有馬萬左衛門
一付足輕 加藤次左衛門
一玉薬方 高橋次右衛門
一付足輕 竹内源助
一人馬方 山口彦左衛門
一町夫四人
一普請方 川上仲介
一陪卒拾老人
一医師 末野嘉仙
五番隊
一小隊長 野津七左衛門
一分隊長 山口孝右衛門
一半隊長 大山十郎次
一小頭 松永清之丞
一小頭 吉井叶

一同 坂本愛之丞

一同 山口喜左衛門

一同 郷田正之丞

一兵士 小頭見習愛甲嘉右衛門、益満宗之助、

桑波田角左衛門、有馬次兵衛、河野助五郎、野崎喜左衛門、本田清之丞、瀬戸山吉兵衛、市来十左衛門、川上源七郎、児玉市左衛門、佐々木弥七郎、鎌田六郎次、最上孫左衛門、平田平之丞、江田正之丞、石原半右衛門、有川彦右衛門、村田愛次郎、野崎善次郎、大寺矢七、黒江八左衛門、横山弥助、長瀬清左衛門、黒江喜次郎、相良五左衛門、大河原源助、木藤清次郎、川崎兵十郎、伊勢地庄左衛門、谷元六兵衛、松元与八郎、斉藤藤太、河野為兵衛、税所笑左衛門、河野市二、伊勢佐七郎、川崎清左衛門、山本鉄之進、益山新太郎、大迫市郎左衛門、宮田佐八郎、黒田次右衛門、池田仙之丞、相良為次郎、上村彦之丞、八木猪之助、相良雄之丞、白石奎左衛門、山本庄之助、山内次郎、益山良助、相良雄右衛門、四元甚七、丸田八郎太、美代藤之丞、新納台介、林権一郎、土師庄之進、山口十藏、林宗九郎、桂徳之丞、大迫新八郎、竹下半次郎、山沢鉄之進、内田仲七郎、折田十郎、坂本仲藏、広瀬喜左衛門、市来矢之助、武元庄五郎、市来萬兵衛、石原新助、渡辺勇九郎、八代次助、東郷次郎作、鶴木五左衛門、川島新之丞、上田友輔、北郷助七、伊地知清八、山下助右衛門、有馬十郎次

小頭見習

一篠崎覚之丞

一同

一萩原強八

一同
 一兵倉彦八郎
 一監軍 山口仲吾
 一喇叭役 額川与五郎 伊集院直右衛門
 一醫師 神田玄淳
 一玉葉方 本田休左衛門
 一付足輕 川路萬之助
 一普請方 吉留与一左衛門
 一同 瀧聞清左衛門
 一人馬方 中島仲兵衛
 一主取夫四人
 一兵糧方 染川源七郎
 一陪卒拾老人
 六番隊
 一小隊長 野津七次
 一半隊長 野間孫兵衛
 一分隊長 廻源五右衛門
 一監軍 松田健四郎
 一同 児玉平藏
 一太鼓役 新納宗太郎
 一喇叭役 園田旦郎
 一醫師 濱田瑞庵
 一小頭 上原八郎
 一同 相良善太夫
 同 上村藤之丞

一同 岩切喜次郎
 同 菱刈七之助
 一小頭見習 岩切彦次郎
 一小頭見習 貴島卯太郎
 一同 伊地知壯之助
 一同 酒匂軍助
 一同 江田次右衛門
 一兵士
 税所龍右衛門、鎌田喜之助、今井喜左衛門、市来宗太、永山覺太郎、有馬幹太郎、鵜木六郎、加納次右衛門、有川七兵衛、中村与一郎、野崎吉之丞、福崎琢悦、野村左守、染川彦八、新納次郎左衛門、木村萬左衛門、和田龍悦、樺山清五郎、野崎善之進、江田早太、築地宗次郎、日高郷左衛門、町田仲八、諏訪雄助、倉野直右衛門、町田權左衛門、長束市郎、松元清右衛門、矢野八次郎、川北六左衛門、有馬清次郎、山口新吉、鵜木吉次郎、讚良武五郎、中島岩次郎、伊東蒙吉、藤田勇吉、二木勘兵衛、二階堂彦太郎、松井十郎兵衛、藤井才之助、市来彦右衛門、中村喜之助、川上孫五郎、猿渡十左衛門、大島孫右衛門、渋谷次左衛門、伊藤七之丞、横山勇藏、久木田善之丞、池田龍四郎、松崎奎右衛門、脇元喜之助、染川孝之進、川俣彦兵衛、伊東庄次郎、岩元覺之進、有川陽之助、尾上嘉兵衛、川上彦八郎、坂本新五右衛門、松崎善兵衛、清水休之丞、脇田喜藤太、上原正八郎、前田友庵、伊地知助五郎、畠山森之助、福島良助、西田要之進、岩城平右衛門、土橋幸右衛門、草野真太郎、国分覺之助、佐藤彦五郎、伊集院小藤太、安田仲左衛門、山下喜之助、家村仲兵衛、

一 玉藥方 濱田祐一
 一 付足輕 永田戸次郎
 一 兵糧方 土持平左衛門
 一同 川口佐一郎
 一 普請方 有馬直之進
 一 主取夫四人
 一 人馬方 馬場新八
 一 陪卒拾耆人
 二番大砲隊并白砲打手
 一 差引 大山弥助
 一 半隊長 小野藤吉
 一 分隊長 川上萬助
 一 監軍 三原玄甫
 一 旗役 家村幸之丞
 一 喇叭役 西延寿坊
 一 医師 正元尚綱
 一 小頭 有川藤七郎
 一 小頭 新納莊右衛門
 一同 鮫島勘兵衛
 一同 谷村孫七
 一同 吉利莊之助
 一同 石塚長左衛門
 一同 鎌田甚之丞
 一同 佐土原八郎
 一 兵士

中村善之助、有馬彦七、竹内宗七、藤田七左衛門、猿渡嘉左衛門、宮里仲庵、田代喜助、本田八次郎、有馬八郎太、福島四郎次、野崎良太郎、本田仲右衛門、伊東権兵衛、木藤吉左衛門、友野次郎、川上祐次郎、有川二平太、猿渡喜之助、上原六郎、内田八郎次、山沢直之進、肥田木正右衛門、四元十左衛門
 一 人馬方 新納七郎
 一 付足輕 萩原四右衛門
 一同 竹田清太郎
 一 寄 浅江源左衛門
 一 町夫六人
 一 医師付夫耆人
 一 玉藥方 篠原庄左衛門
 一 陪卒六人
 一 製作所人足式人
 白砲打手
 一 陪卒式人
 一通夫三人
 一 監軍 田代五郎左衛門
 一 小頭 土師孫一
 一 打手 松岡岩之進
 一 打手 児玉弥四郎
 一同 池水為右衛門
 一同 洲辺五郎兵衛
 表具方人数
 一 井上猪右衛門、宇都岩太郎、内藤金治、篠崎彦兵衛、坂口直之

丞、久木村勇之進、矢野泰助、永井喜一郎、満喜祐次郎、中島直熊、藤崎吉次郎、松元萬次郎、永田源七、藤崎宗八郎、瀬戸山軍次、川島猪之助、桑幡金太郎、帖佐直太郎、田中藤太、植松浅太郎、山下傳助、永野源次郎、永井彦太郎、山内喜助

外二陪卒式人

製作方

一伊勢仲左衛門

一付足輕式人

一機師一人

一集成館夫一人

本営

一惣督 島津式部

一応接役 有馬藤太

一差曳人 伊地知正治

一同 平田九十郎

一同 田中清右衛門

一同 種子田左門

一同 大迫喜右衛門

一同 上原藤十郎

一医師 石神良策

一同 池之上四郎左衛門

一簇預 村田直次郎

一付足輕六人

一陪卒拾四人

小荷駄方

一小荷駄奉行 樺山休兵衛

一右同下目付 小野彦兵衛

一右同下目付場速水吉之丞

一右同書役 新納宗之助

一同付足輕 恒吉宗太郎

一右同 平山八太郎

一右同大工 永峰袈裟五郎

一右同 市来矢次郎

一樺山休兵衛僕 仁助

一速水吉之丞僕 小太郎

小荷駄方付作事方人足

一定番 野村金四郎、上原市太郎、中西金助、和田兵四郎

一右同 伊集院長次郎、有川休太郎、国分兵助、谷村喜太郎、

伊勢金四郎、大脇芳太郎、寺山次郎助、松崎龍右衛門、本

城十太郎、高崎新太郎

右同土工夫

一主取 都城武吉

川辺善太郎、犬迫三太、郡元幸次郎、川辺三太郎、阿田勇

助、田町人足平助、皆吉氏幸之助、武傳次郎、北郷氏次

郎、右同仲助、谷山次郎助、川辺伊右衛門、加世田林左衛

門、市来兵助、樋脇嘉右衛門、郡元五郎助、山崎清太郎、

比志島金助

右同福島屋通夫

一親方 嘉兵衛

一小差 吉五郎

一同 鶴藏

一同 藤吉

一主取 由藏

一同 猪之助

一同 豊吉

一同 常吉

一同 吉助

一同 長兵衛

一同 兵七

一同 綱吉

一小差 鶴吉、伊三郎、金藏、磯次郎、平吉、弥三郎、鉄藏、長次郎、嘉助、治三郎、富藏、十兵衛、兼吉、奎五郎、幸助、

太郎兵衛、文吉、勝五郎、太助、安兵衛、庄吉、乙五郎、

栄吉、兵左衛門、富吉、竹次郎、常吉、鉄之助、龜吉、辰

次郎、直吉、平治、辰吉、文吉、寅吉、龜吉、助夫五助

兵糧方

一兵糧方 土持左平太

一付足輕 松元惣左衛門

一右同 有川金之進

一主取夫 作右衛門

人馬賦

一竹長持五荷

一竹手籠式

一火藥箱八荷、持夫式拾壹人

一土官百人、外二付足輕式人、町夫四人、陪卒拾壹人

〆百拾七人

右四番隊

一竹長持五荷

一玉藥箱八荷

一陣丹荷式荷

持夫式拾壹人、但医師道具持込ル

一土官百式人、外二足輕式人、町夫四人、陪卒拾壹人

〆百拾九人

右五番隊

一竹長持四荷

一玉藥箱八荷

持夫式拾四人

一土官百式人、外二足輕式人、町夫四人、陪卒拾壹人

〆百拾九人

右六番隊

一四斤半砲三挺

一同前車箱三

一同替台一挺分

一同車四挺分

一竹長持式荷

持夫三拾四人、馬六疋

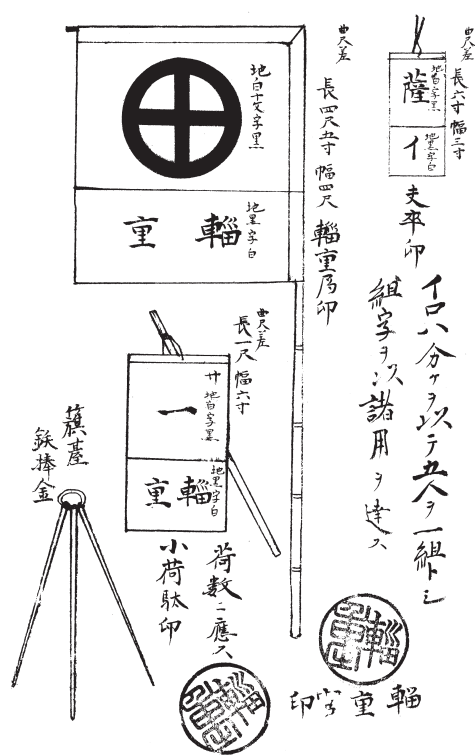
一土官四拾七人、但臼砲打手込ル、外二足輕式人、町夫六人、陪卒七人、医師付夫壹人、製作所人足壹人

〆五拾八人

右式番砲隊

- 一 竹長持老荷
- 一 玉藥箱式荷
- 一 持夫四人
- 一 兵隊式拾七人、陪卒式人
- 一 右兵具方隊
- 一 馬付荷百三拾六貫目、千六百式拾三貫五百目
- 一 三拾六貫負として馬四拾五疋九勺七才
- 一 夫持荷拾九、式百五拾貫目
- 一 六貫目負として持夫四拾三人
- 一 上下五人、付足輕込ル
- 一 右製作方
- 一 兩掛老荷
- 一 竹長持老荷
- 一 持夫六人
- 一 役々拾老入、付足輕六人、陪卒拾四人
- 一 三拾老入
- 一 右本営
- 一 兩掛式荷、但一番・五番印
- 一 吳座包長持老竿、但九番印
- 一 竹長持五竿、但式番・三番・四番・拾番・拾老番印
- 一 白木箱三荷、但六番・七番・八番印
- 一 布屋四、但拾式番より拾五番迄
- 一 右小荷駄方付夫凡ニて通行
- 一 役々四人
- 一 足輕式人

- 一 大工式人
- 一 老番人足式人
- 一 平人足拾式人
- 一 土工夫拾八人
- 一 同主取老入
- 一 福島屋親方老入
- 一 同主取式人
- 一 小差拾人
- 一 通夫三拾五人
- 一 陪卒式人
- 一 九拾五人
- 一 右小荷駄方



右輜重印ハ都て見込を以取仕建本營え曳合置候事、

但右大旗幟ツ并小荷駄印且相印ハ荷物等え付候て土持左平太方

え人数割付候節相渡置也、

一旗竿式本、但長式間位

一右同小竿五本、但長三尺位

右は此節關東御征代ニ付、小荷駄方入用之品ニて相渡候様被仰渡
度奉存候、以上、

辰二月十日 小荷駄奉行 樺山休兵衛

右は御勝手方へ差出、品物蔵詰方より受取候事、

一布屋式通

一幕式張、但御兵具所より受取

一大丸式張

一弓張提灯拾張

一騎馬提灯式張

一竹長持六ツ

一細引拾筋

一桐油五拾枚

右蔵詰方より出入を以受取之事、

一蠟燭式百五拾挺

一大半紙四束

右同所より払切を以受取之事、

一両掛壹荷

一山鋏式挺

一すき式挺

右小荷駄方入用品ニて持越之事、

一雨提灯壹ツ

右本營より借切持越之事、

味方路行軍

一諸隊は六ツ半時出立、宿逃れハ道足行軍之儀ニも不及候得共、各
隊小差旗幟本宛を為持、夫を目当ニ隊々之人数不行散様、何時ニ
ても立付ニ不差支心付ニて可押行候、

一小休之程節は夫々隊長心得も有之筈候得共、常ニ兵士十分不勞、
内務時令休息候様可有之候、

一休泊之駅ニて昼押共、差引宿より急之寄せ貝吹候節ハ急事ニ付、
人数揃之相図と可相心得候、

一夜間一隊ニ付四人宛時代ニて聞前被立置、陣中内外氣を付、異変
之儀も候ハ、隊長又ハ差引人方え可申出候、

一諸隊は五字より内泊之宿陣え着候様可有之、左候て着候上は差引
人方え小頭以上より届可被申出候、

但病人又は相替候事件は時々可被申出候、

辰二月 惣督 差引人

四番隊、五番隊、六番隊、式番砲隊、小荷駄方、製作方、

手当方

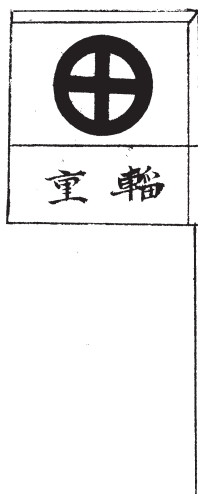
一諸隊ニ二字先立て、兵糧方小荷駄方之間為手当方出立相成候付、
諸隊よりも小荷駄四役場之内、兩人足輕主取夫等召列致同道、其
隊之休泊之手当致シ可相待候、

一昼飯之宿ニては、諸隊より右四役者之内屯人宛、受持隊宿々張
紙致シ相越、昼飯仕舞隊人数出立跡ニ可出立候、

但惣督・差引人製作所兵具方等之休場ハ小荷駄方より案内之者
可残置候、

一泊之宿ニて手当方之人数出入次第宿陣請取候て、夫々隊名等致張紙之事共、前条同断ニて諸隊着之時分ハ受持之四役場より案内可有之候、

一惣小荷駄方之宿ニは、左之通表旗有之候間、是又可被相心得候、但夜分ハ大凡勿論



一諸隊一同着陣之上、明日人馬手当曳合等迄、当分之小荷駄方より請持、

但諸隊付四役場同断、

一病人疲足等之故を以、宿駕籠又ハ口引馬等雇入之儀は惣て自分可為失脚候、

跡調方

一諸隊出立之跡ニて、前日手当方之人数一字計は居残候て、諸隊落物又ハ差引仕後旁承合諸首尾之上出立可有之候、

但諸隊四役場之内老人宛同断

右当地より大垣迄味方行軍之次第可被相心得候、以上、

辰二月

惣督・差引人

宿割

一草津泊

一森山休

一武佐泊

一愛知川休

一鳥居本泊

一醒ヶ井休

一関ヶ原泊

一大垣

以上、

大垣より先キハ先鋒惣督より御達可給候、別紙之通、只今御達替相成候間、早々御問越申進候間、此旨隊々四役場え右之趣御達被給度、此旨早々及御掛合候、以上、

二月十二日

本當役所

小荷駄方

一金三千両、但箱入式竿

右御勝手方より軍用金として相請取候事、

二月十一日

辰二月七日晴

小荷駄奉行東山通行

樺山休兵衛

右同東海通行

肝付郷右衛門

右、此節関東御親征ニ付、東海・東山之両道出軍小荷駄奉行被仰付候事、

東山道行小荷駄方下目付

小野彦兵衛

速水吉之丞

東山道行小荷駄方書役

新納宗之助

右同小荷駄方付足輕

恒吉宗太郎

平山八太郎

右之通銘々被仰付候事、

外二大工

市来矢次郎

永峯袈裟五郎

土工夫三拾人

福島屋通夫四拾人余

右之通被召付候事、

一東海道行肝付郷右衛門、一組は彼方之一帳取仕建候付名前等略ス、但別冊雜誌ニ大略記ス、

東山道行兵糧方

土持左平太

右同兵糧方付足輕

松元惣左衛門

有川金之進

右之通被仰付候付、何篇申談致弁別候様、本営より致承知候事、

二月八日晴

樺山休兵衛

土持左平太

右は鳥羽口戦争以来、小荷駄奉行并兵糧方ニて大坂へ致出軍居候处、本営役所より刻付御用村到来、今酉刻過二本松御屋敷へ致着候事、

同九日曇

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

一土持左平太、小野彦兵衛 平山八太郎

新納宗之助 松元惣左衛門

有田金之進

右銘々小荷駄方出勤

同十日雨

一出勤人数昨日同断

同十一日雨

一出勤人数昨日同断

一東海道行人数今辰刻御屋敷致出軍候事、

朱「本文ニ付土工夫三拾式人、福島屋夫・小差老入・夫卒拾四人往来通夫ニて列渡相成候事」

二月十二日晴

一出勤人数昨日同断

一土持左平太、新納宗之助、付役松元惣左衛門

有川金之進

右人数駅々宿割、其外諸都合之為已刻過致出軍候事、

但右宗之助并大工夫拾七人配付、竹長持式荷・大簾沓ツ・大丸提灯沓張分遣候事、

同十三日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

小野彦兵衛 平山八太郎

外二土工夫拾七人、福島屋通夫四拾六人、両掛式荷・大簾沓ツ・大丸沓張、布屋式通り

一御用箱沓ツ

但金子三千両入、今朝御勝手方より用心銀として相請取候事、右之通相備諸隊え曳続今辰刻発足、

御所内罷通 南門前ニて拝礼境町御門繰出致出軍候事、

一大津駅休ミ、佐野屋松五郎宿未刻着

一草津泊り、藤屋次郎兵衛宿酉刻着

一金三拾両

但四番・五番・六番隊より銘々本營役所え申出、免許相成候由

ニて四役場より曳合有之、金拾四両ツツ相渡、委細は別帳出

入之場え記ス、

二月十四日雪

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付足輕同断

小野彦兵衛

一草津卯刻立、守山休、鵜飼屋与兵衛宿申刻着

一武佐泊り 湊屋仲四郎宿未刻着

一金五両、但六番隊より前条同断ニて四役場え相渡ス、

一両掛沓荷

但本營役所御用物入ニて預置候共、彼方より曳合有之相渡候事、

一竹長持沓ツ

但本營役所荷物入ニて預置候共、前条同断ニ付相渡候事、

一小差老人・夫卒拾人

右福島夫之内より毎日曳渡呉候様本營曳合有之、彼方え配付置候、

二月十五日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付足輕昨日同断

小野彦兵衛

一武佐卯刻立、愛知川休、本陣之政助宿巳中刻着

一鳥居本泊、四ツ屋吉兵衛宿未中刻着

同十六日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付足輕昨日同断

小野彦兵衛

一鳥居本卯中刻立、醒ヶ井休、土屋与四郎宿巳刻着

一関ヶ原泊り、丸屋孫兵衛宿未刻着

同十七日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一 関ヶ原卯下刻立、垂井休、丸屋小助宿辰刻着

一大垣泊、午中刻着、綿屋作四郎宿

一 土持左平太其外踏越候人数と同宿いたし候事、

二月十八日曇

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

一 土持左平太、小野彦兵衛 平山宗太郎

新納宗之助 松元惣左衛門

有川金之進

右人数滞陣

一 酒煮物御国人数え戸田采女正より給候由二付、本營役所より相渡、製作方伊勢仲左衛門打寄相相断候事、

同十九日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役宗太郎・八太郎、土工夫拾六人、

福島屋夫拾人、両掛荅荷・竹長持式荷差通先駆諸都合之為致発足

候事、

一 美江寺泊、未中刻着、松屋十郎右衛門宿

同廿日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役恒吉宗太郎

平山八太郎

一 美江寺卯中刻立、

一 戸田采女正内渡邊保平、戸田采女正家来木村平右衛門

右両人名札差出見廻有之候事、

一 加納泊、午上刻着、右渡邊・木村之両士又候見廻有之候事、

二月廿一日雨

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 加納卯中刻立、鵜沼休、桜井喜左衛門宿未刻着

一 太田泊、申刻着、脇本陣林市郎左衛門宿

一 御嶽并伏見宿場役人・太田川役人差越見廻候事、

同廿二日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 太田卯中刻立、御嶽泊午刻着、脇本陣田畠金右衛門宿

一 戸田采女正内赤松達介并大久手宿役人利左衛門、馬籠宿役人蜂谷

半十郎見廻候事、

一 夜丑刻時分大久手宿役人宿沓件二付差越候事、

同廿三日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 御嶽卯中刻立、細久手休、辰刻着、本陣小栗弁之右衛門宿、

一 大久手泊、午中刻着、保々喜十郎宿

二月廿四日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一大久手卯中刻立、大井休、午刻着、本陣林茂右衛門宿

一中津川泊、未下刻着、長門屋友八宿

同廿五日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断、

一中津川卯刻立

一於中途内藤殿若狭守藩中兩人之行逢候处、何篇此節関東御親征ニ付、依頼之示談申出候事、

一落合辰刻着、馬籠泊辰下刻着、本陣島崎吉左衛門宿

一馬籠泊之筈ニて致着居候处、土持左平太より先駆之休泊、相替候趣掛合越候处より直様立踏越候事、

一今般官軍大勢関東之致出軍、既に明日は当駆着之筈候处、繼人馬寄立之儀、不埒明此節柄萬一通行滞相成候ては、第一問屋場役人且助郷等之役筋越度差見得、甚以不都合之事候条、是迄受持之寄七場

朱「一戸田丹波守家来吉武権内小荷駄宿えくり越受入持、駅々人

馬且兵糧手当之諸都合申出趣有之、諸駅本営方え差越候様申置候事、但落ヶ条ニ付書入候事」

「同廿五日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一中津川卯刻立

一於中途内藤若狭守藩中兩人江行逢候处、何篇此節関東御親征ニ付

依頼之示談申出候事、

一落合辰刻着、馬籠泊辰下刻着、本陣島崎吉左衛門宿

一戸田丹波守家来吉武権内小荷駄方宿江くり越受持、駅々人馬且兵糧手当之諸都合申出趣有之、跡駅本営方江其誡申置候事、

但落ヶ条ニ付書入候事、

一馬籠泊之筈ニ而致着居候处、土持左平太より先駆之休泊相替候趣掛合越候处より直様立、踏越候事、

一今般官軍大勢関東江致出軍、既ニ明日者当駆着之筈候处、繼人馬寄立之儀不埒明、此節柄萬一通行滞相成候而者、第一問屋場役人且助郷等も役筋越度差見得、甚以不都合之事候条、是迄受持之寄七場者、」※東京大学史料編纂所蔵本「東山道出軍小荷駄方日記抄本」で補う

勿論駅々不差構、郷村迄之事之儀早弁候を專一二相心得、最寄近郡江も配当、急速呼集、道中無遅間繼立様可致手配候、屹と等閑之儀有之間敷、此段早々申達候、以上、

但休泊之儀者先達而差通候間、聊間違無之様可心得候、

辰二月廿五日 官軍薩州

馬籠より信州下諏訪迄 小荷駄奉行 印

駅々問屋場役人中

一三戸野泊申下刻着、林屋九左衛門宿

二月廿六日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一三戸野卯上刻立、次原休午下刻着、住吉屋源次郎宿

一上ヶ松泊未下刻着、稲沢十左衛門宿

同廿七日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一上ヶ松卯刻立、宮之越休午下刻着、脇本陣続木孫左衛門宿

一藪原泊未下刻着、日野屋文右衛門宿

一樺山休兵衛事今晚子刻時分立、本山下諏訪之宿陣配寺との夜泊踏越候事、但嘉藤吉五郎列越候、

二月廿八日

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一藪原卯刻立、熱川休未刻着、熱川清右衛門宿

一本山泊未刻着、本陣小林吉左衛門宿

同廿九日雨

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一本山卯刻立、塩尻休未刻着、本陣川上九左衛門宿

一下諏訪泊未下刻着、寶井屋長三郎宿

一此節官軍大挙関東江致出軍之儀は御存之通候処、唯今当駅江致着候得は、宿役人ハ勿論、市中明家勝にて家主共相迦居、就ては追々繰込候、諸隊当分通にては、逆も宿陣相調候丈ニ無之、甚以不都合之儀ニ候、急速御役筋出張之上宿場并町家之儀も被曳戻、夫々官軍之用途手配克致弁別候様、御取捌有之度候、此段早々及御掛合候、以上、

朱「本文昨日城下本江掛合之事」

二月廿八日

薩州 樺山休兵衛

諏訪因幡守様御重役衆

一此節官軍大勢通行之儀は各心得之所ニ候処、宿場役人ハ勿論町家悉相迦、追々繰込候人数宿陣等調兼、継人馬之儀も急弁不致、此節柄不容易訳筋甚以汲受儀ニ付、只今より直様当駅江出張、公用都合克可取計候、宿場共諸郷村々役筋者猶更心得違有之間敷候、此段早々申達候、以上、

月日

官軍薩州

宿場役々中

小荷駄奉行 印

諸所村役人中

右之通昨日相認、三村徳左衛門江相渡候事、

一諏訪周防守家来三輪五郎右衛門・三村徳左衛門見廻ニ付、問屋場役人且人足集方等曳合置候事、

二月晦日

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

右人数滞在

一諏訪因幡守家来岩波甚兵衛・三村徳左衛門見廻候事、

一土持左平太、速水吉之丞 有川金之進

新納宗之助 松元惣左衛門

右外土工夫福島屋夫等惣而申刻致着候事、

三月朔日晴

一樺山休兵衛、○速水吉之丞、恒吉宗太郎、平山八太郎、土持左平太、小野彦兵衛、○松元惣左衛門、○新納宗之助、○有川金之進

一薩摩・大垣之諸隊は和田之駅迄差越候様、惣督府参謀より之書面相達候由にて、明日発足之訳本營より達有之候由にて、宿割旁之都合として丸印之人数并土工夫拾六人、福島屋夫小差込拾五人、両掛老荷竹長持三荷持越候事、

一諸隊は勿論土工・陪卒迄、此駅より江戸迄之間、壹日貳百文之賦を以、五日目越相渡候様、本營より達有之、銘々金子相渡候は別冊金錢取扱帳之詳也、

一諸隊足輕・土工迄酒為給候様との事にて代銀を以相渡候儀、是又同断、

一亥刻時分、戸田丹波守家来都筑柳太郎・後藤善之助見舞、但継人馬一件申出員数書付ヲ以相渡候、

同二日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛 恒吉宗太郎
平山八太郎

一下諏訪辰下刻発足、

一和田泊、脇本陣みとり川管兵衛宿

同三日雪

一樺山休兵衛、小野彦兵衛 恒吉宗太郎
平山八太郎

一和田卯中刻発足

一望月休、脇本陣、やまと屋半三郎宿

但未刻時分着

一塩奈田泊、未中刻着、佐野屋房之助宿

三月四日雪

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、恒吉宗太郎
平山八太郎

一塩奈田卯中刻発足、追分休、午刻着、土屋庄左衛門宿

一輕井沢泊、未刻時分着、佐藤仲左衛門宿

一碓井峠熊野宮神主・惣代、信州之方、金井周防上州之方、坂西丹波同道二而、武運長久御守札持参致見舞候事

同五日雨

一樺山休兵衛、小野彦兵衛 恒吉宗太郎
平山八太郎

一輕井沢卯中刻立、坂本休未刻着、永楽屋友右衛門宿

一安中泊申中刻着、金木要右衛門宿

三月六日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一安中卯中刻立、高崎休巳刻時分着、関口屋茂右衛門宿

一午刻時分倉賀野宿え致着候処、先駅新町宿之儀近辺百姓共党を組、諸所町家打毀、尤、他藩兵隊之宿配付有之候処より吟味之趣有之、本庄駅え踏越致一泊候様、本營より承候事、

一本庄泊申刻過着、本陣田村佐宗次宿

朱「当駅より宿割相替、別紙之相記候付略ス」

一本營人数其外諸隊陪卒に至迄、明日より先キ五日分わらち賃錢相渡ス、い細は別帳え委シ、

同七日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、恒吉宗太郎

平山八太郎

一本庄卯中刻発足、深谷休午刻着、常盤ヤ宗右衛門

一熊谷宿西中刻着、石川為一郎

一土持左平太其外踏越候人数は致同宿候事、

同八日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一熊谷申中刻発

一鴻之巢泊戌中刻着、伊勢屋半右衛門

同九日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一昨夜亥中刻時分御軍賦役大迫喜右衛門鴻之巢迄被差越、五里位隔候桐生村之寄屯居候賊兵四百人余、忍之行田之兵器携繰込候旨、

斥候より見届候由にて、明朝応接之時宜より候ては、打払之賦

ニ付其手配之為被差越候処より踏越之小荷駄方之申越候処、寅中刻時分曳返来、然るに山下助右衛門羽生より帰り来申出候形行、

無事之一左右ニ付、右喜右衛門儀熊谷迄被罷帰、今辰刻時分ニは

当駄迄差越居候、五番・六番・大炮分隊之儀、大宮辺へ差越候由にて繰出し、製作方も同断、土持左平太一列は巳刻時分先駆行か

きり差越候由にて発足いたし、羽生村々一左右相越居候処、同所より式里位之梁田村ニ賊兵四百位と相戦、手負等も有之候段、

又々右喜右衛門差越案内有之候処より直様未刻過打立、熊谷迄曳

返、同所之酉刻時分致着候事、

一熊谷宿藤屋和助

三月十日晴雨滞在

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一梁田村にて相戦候川村与十郎、一小隊酉刻時分当駄之致帰陣候

事、

一川村与十郎、一小隊并長州式拾人、大垣四拾八人にて、賊兵千

人内外朝五ツ時分より九ツ時分迄戦争、梁田之屯集追払候事、戦死橋口与助、深手坂元亮之助、浅手平山喜八郎、浅手肝付半左衛

門、右同土師壮八郎、右同山口彦左衛門、外二下人老入

一長州手負老入、大垣式人之段承候事、

一橋口与助事当駄市中之有之候、報恩寺之葬式之手当万端致都合、

四番隊四役場有馬万左衛門之曳合置候事、

但手負養生料并葬式石塔料等之儀、右万左衛門之相渡、い細別

帳之記ス、

同十一日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一熊谷辰刻発足、鴻之巢休、伊勢屋半右衛門宿午刻着

一大宮泊申下刻着、栗原助左衛門宿

同十二日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一大宮卯中刻立、藏宿休午刻着、住吉屋平左衛門宿

一板橋泊申刻着、豊田屋与左衛門宿

但土持左平太同宿製作方伊勢仲左衛門打込ニて小荷駄方一局宿陣取究候事、

一先鋒四藩之内一小隊ツ、飛鳥山王子辺江差出置候様可致、尤、本陣より徳川目付之輩江談判之上可致出張候事、

同十三日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

一土持左平太、小野彦兵衛、平山八太郎

新納宗之助、有川金之進

松元惣左衛門

右滞在

同十四日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

同十五日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

一兵食之儀総人数此帳面え御書出可被成事、

御本陣 執事

薩州、長州、彦根、大垣、岩村、飯田、岩村田、磐城平、加納

辰三月十五日

右御人数中

同十六日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一土持左平太、新納宗之助

右滞在

同十七日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右同断

一先鋒四藩之内一小隊ツ、飛鳥山王子辺え差出置候様可致、尤、本陣より徳川目付之輩え判之上可致出張候事、

三月十七日

惣督府

参謀

右之通被仰出候条、御達より入候也、

四藩御人数中

一賊徒襲来火急有事之節、本陣は勿論いつれの隊ニても敵之様子見付候旁より号炮を以相示し候様可致候事、

但手配等出来候段可有之候見込も有之、不取敢本陣え届申出候様可致候事、

様可致候事、

一賊徒襲来手配等出来候暇有之候節は、本陣より貝声を以相達可申諸隊ニおいてハ喇叭、或は貝・太鼓之類ニて致差図、人数揃置指揮相越候様可致候事、

一諸藩隊長之内、毎日申刻本陣え出頭可致候事、

辰三月十七日

右之通被仰出候間、御達申入候也、

薩州

惣督府 参謀

其外略ス、

右之通致承知候付致通達候、左候て毎日隊長御本陣え罷出候儀は、我々共方より罷出筋二候間、左様可被相心得候、以上、

三月十七日

本営方

小荷駄方其外略ス、

張紙

右ニ付ては、四番隊より王子権現之脇、金輪寺之宿陣之管候間、此段御心得之為申達置候、

一金子四千両 但四箱入付、

朱「本文即日本営より土持左平太受取候事」

右宰領足輕古川源助・川路弥四郎・松元万次郎

外二屯人、

右は其許陣中用心銀として差統候様御問合相達、今九日出立にて宰領右四人江被仰付、右之通差送候間御受取可給候、左候て古川源助・川路弥四郎儀は別段被召付候付、其元着之所は直様御差返可給、爰元足輕人数別て差支候付中途差急御帰候様、分て御達給度、就ては右兩人往来之御賄料は不被成下候付、御帰之節は旅込料等之儀可然御取計可給候、此段及御問合候、以上、

但貫目無構本馬式匹丈之馬錢被成下、尤、足輕共儀は江戸迄之急料被相渡候得共、別段用心銀として金拾両致封印、四人間

江渡置、萬一中途当賃錢にて致不足候節、右を以相弁、駄々受取書を以差引相立、着当日金子差出候様達置候間、左様御心得可給候、

三月八日

京都 御軍賦役

東山道筋出張

御軍賦役

追而今度被差返候前田七之助事、病氣二有之帰陣難致段、半隊長田中藤蔵より申出跡代松元万次郎取調へ差出候付同人被差遣候間、左様御心得可給候、

一金拾両 但屯人二付五両ツツ 寺師平八郎

山下甚八

朱「本文辰三月十四日帰り飛脚より相達候由にて本営より相廻候事」

右は別紙送状通、大炮其外弾薬等今廿七日爰元出立、右兩人宰領にて御差統相成候付、中途賄料として本行之通被相渡候付、着之上は過不足致差引、各方え差出候様達置候付旁可然御取計可給候、以上、

二月廿七日

京都 御軍賦役

東山道筋出張

御軍賦役

一金貳拾両

朱「本文前条同断」

右は大炮弾薬等差統方之儀、御問合相達、右ニ付今廿八日別紙送状之通差統、就ては御法之人馬賃錢等被相渡、駄々継立儀ニは候得共、東山道筋辺鄙之場所、其上重荷之事故萬一相損候節被渡置

候、賃錢ニては致不足、差掛用弁致兼候儀も可有之、致吟味本行之通御用金として足輕兩人え渡置候間、中途駅々召仕候儀も有之候ハ、受取書相添一紙総書を以差引相立、金子差出候様達置候間、旁可然様御取計給度此段及御問合候、以上、

二月廿八日

京都 御軍賦役

東山道筋出張

御軍賦役

三月十八日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右滞在

同十九日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右同断

同廿日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右滞在

一 今日午刻より申刻迄、御旗本之人数於加州下屋敷小銃試発可致旨被仰出候間、此段為御心得御達申入候、以上、

三月廿日

惣督府 執事

別紙之通御達相成候間、早々致通達候、以上、

三月廿日

本營役所

小荷駄方其外略ス、

一出陣先ニおひて猥ニ炮発不致段は御軍法相立候儀ニて、夫々心得も可有候処、於所々鳥類射取候哉ニも相聞得、別て不可然事候間、屹と取違無之様渡可被置候、此段申達候、以上、

三月廿日

本營役所

樺山休兵衛殿

土持左平太殿

伊勢仲左衛門殿

一 三月十五日江城進撃之布令致置候処、方略之儀可有之、改て期限可申達候、其内諸兵嚴肅輕拳無之様可為肝要之旨、大惣督宮被仰出候事、

大惣督府 参謀

右之趣、大惣督府より被仰出候条、諸軍一同心得違無之様可致候て而、御沙汰ニ付此段御達申入候也、

三月

東山道惣督府 参謀

薩州・長州・彦根・大垣・岩村・飯田・須坂・岩村田・西大路・

加納・磐城平・高須・郡上、

別紙之通被仰渡候間、此段致通達候、以上、

辰三月廿日

本營役所

小荷駄方其外略ス、

一 長路之行軍殊更寒地之場所、嘸苦勞之筈と令遠察候、追々敵地へ進入之筈此上之処、

一 大事之場合候間、念入指揮可有之、諸隊も不相替振居候半、乍聊酒肴料差遣候間、諸隊一同軍勞を可慰候、当地も朝廷上益御盛二難有次第二候、追々毛利・細川・蜂須賀・浅野・鍋島等取会安心之様存候、

此旨申越度、如此候也、

朱「本文昨十九日從京都飛脚着にて御直書於本營役所拝見、酒肴料製作方打込金拾兩相下銘々致配分候事」

三月十二日認

御名

伊地知正治へ

同二十一日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一 土持左平太、新納宗之助

一金四千兩箱入付にて、才領足輕川路弥四郎・古川源助外二兩人、

去ル九日其表より被差立、同十七日下板橋え致滞陣居候処、継々

相届、尤、別段金拾料繼立、用心銀として御渡相成候も其俣差

出候付受取置申候、是迄我々共預早々も追々払出致減少及配慮

候央にて、大方致安堵喜申候、左候て御案内通小荷駄方之儀は

何然之雜事至而繁多にて、是迄被召付候御兵具方足輕平山八太

郎儀い出し差支候儀有之、右源助被召留跡代飛脚之儀は右八太

郎被差立候付、何分都合克御取計可給候、道中筋共爰元滞在、

江戸動静方之儀は自御同席方より巨細御聞取も可有之候付、然

と略シ申候、

御兵具方足輕

川路弥四郎

右同古川源助代

平山八太郎

一 右は今日其表迄飛脚被差立候付、中途旅込料之場にて老人二付、軍用金之内より五兩ツ、出入を以渡付、着之上は受取書を以致差引候様申渡置候付、左様御納得可給候、万端当地本營役所申談、此段及御掛合候、以上、

辰三月廿一日

樺山休兵衛

土持左平太

本營役所 御兵具方足輕

川路弥四郎

平山八太郎

一 右は今日其表迄飛脚被差立、金五兩ツ、御賄料之場にて相渡候段、別紙え認置候処、其通にては道中罷通候儀無覺束段申出候付、吟味之上老人前金六兩ツ、相渡申候間、左様御納得可給候、此段御副札申進候、以上、

辰三月廿一日

板橋滞陣

小荷駄方

京都へ

本營役所 白炮打手 池水為右衛門

右は進軍中鳥獸え致炮発候儀禁制之段ハ度々申渡置候処、聊不取用次第不束之至及依之兵士差免被差下候事、

辰三月廿一日

本營役所

右之通申渡候間、京都迄之路銀三兩相渡可給候、左候て彼方より

道中御賄被相渡筈候間、此段為御心得申越候、以上、

月日

本營役所

小荷駄方

樺山休兵衛殿

土持左平太殿

一金五千兩

但箱式入

右は惣督府御在合金之内、本行通薩州軍用金として拝借之相談相調候付、彼方付平田九郎え曳合相受取候様本營方より承、直様小野彦兵衛差越候処、右九十郎儀留守故藤井九成え口合、同人より相受取之事、

三月廿二日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

小野彦兵衛

古川源助

有川金之進

一土持左平太、新納宗之助

松元惣左衛門

同廿三日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右滞在

一兵食之儀は、兼て御達相成候通一汁香之物可限旨、更ニ被仰付候付、兵食取扱方え相達置候間、此段御心得迄御達申入候也、

三月廿三日

惣督府 執事

薩州御人数中

右之通御達相成候間、此段致廻達候、以上、

月日

本營役所

小荷駄方其外略ス、

一金五兩

右は其許え差続彈藥宰領竹下金治え被仰付、今十日出立にて差遣候、就ては急料其外中途人馬賃錢には被成下候共、当時柄之事故、別段右之通御用心金として相渡候、左候て、其元着之上差引相立、差出候様相達置候付、左様御納得可給候、尤、中途駄々にて、右金召仕候節は受取書取置候様、是又相達置候、此段及御問合候、以上、

三月十日

京都御軍賦役

東山道筋出張 御軍賦役

從京都製作方付役竹下金治彈藥等宰領にて、今日着候処、別封之通、金子差引之儀問合相成候間、御法之通過不足差引御申渡被給度、此段御掛合申進候、以上、

三月廿三日

本營方

樺山休兵衛殿

土持左平太殿

三月廿四日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右滞在

三月廿五日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右滞在

一滞陣中之法令は各藩其心得も可有之候得共、探索方等之役儀有之者之外斥候隊陣営より先え私之往来致間敷候、右之趣儀承りて心得違無之様可申聞旨、御沙汰候事、

但江戸表え屋敷有之藩たり共可為同断事、

三月廿五日

惣督府 参謀

薩州御人数中

右之通被仰渡候間各可被得其意候、尤、江戸表より遮て用向有之面々は其訳被申出免許之上可被差越候、此旨申達候、以上、

三月廿五日

本営役所

小荷駄方其外略ス、

三月廿六日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右人数滞在

一当地滞陣日数相重候付ては、閑暇之余諸軍惰氣を生し、自然心得違候者も可有之、萬一藩々確執を生し、区々小事より終ニ国家之大事を誤り候様之場合ニ立到候ては不容易之儀ニて、賊徒之誹謗

も難免次第候、何分列藩一和同心協力、緩急相救十全之功を奏シ候様勉勵可致旨夫々可申諭候事、

三月廿五日

右之通被仰出候間、御達申入候也、

薩州其外藩々略ス、

惣督府 参謀

別紙之通仰渡候間、此段致通達候、以上、

辰三月四日

本営役所

小荷駄方其外略ス、

同廿七日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右滞在

一御滞陣中御取締并御手配等其他何事ニよらず、御為筋ニ付所存有之向は不憚忌諱、一々御本陣へ可被申出旨、御沙汰二候条此段御達申入候也、

辰三月廿七日

惣督府 執事

薩州御人数中

右之通御達相成候間、此段儀通達候、以上、

辰三月廿七日

本営方

小荷駄方其外略ス、

同廿八日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 土持左平太、小野彦兵衛
新納宗之助

右滞在

同廿九日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断
一 土持左平太、小野彦兵衛
新納宗之助

右滞在

同晦日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断
一 土持左平太、小野彦兵衛
新納宗之助

右滞在

四月朔日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、恒吉宗太郎
小野彦兵衛 古川源助
一 土持左平太、新納宗之助 有川金之進

松元惣左衛門

右滞在

同二日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 土持左平太、新納宗之助
小野彦兵衛

右滞在

一 彦根藩

明三日辰刻より申刻迄於加州邸為筒弘発炮候間、此段御達申入候也、

四月二日

御礎陣執事

薩州其外藩々略ス、

右御人数中

四月三日雨

一 樺山休兵衛 速水吉之丞 付役昨日同断
小野彦兵衛
一 土持左平太 新納宗之助

右滞在

口上之覚

徳川家来

一 此節私ニ隊名相唱、江戸市中致徘徊商人共ニ金錢米等強談ニ及、或は武器を以相威シ候者も有之、右様不取締之儀有之候ては、泰順之旨相障候間、深ク致心配候付可成丈穩便ニ取締罷在候得共、時宜ニ依召捕人数差出候儀も可有之候、尤、人数は別紙之通合印相用候間、趣意目違不申様兼て申上置候様重役共申付候、

四月二日

右之通徳川慶喜家来共より届有之候間為御心得御達申入候也、

四月二日

右之通徳川慶喜家来共より届有之候間、為御心得御達申入候也、

四月二日

御礎陣 執事

薩州其外藩々略ス、

右御人数中

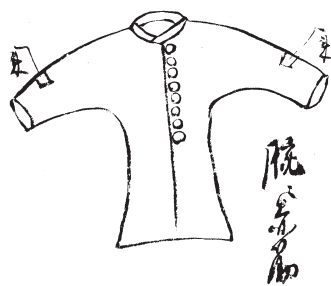
追て出張之先鋒之者其御手より御達可有之事、

一別紙之通御達相成候間、此段致通達候、以上、

四月三日

本宮役所

小荷駄方其外略ス、



四月四日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一土持左平太、新納宗之助

右滞在

朱「今日勅使入城ニて来ル十一日より期限トシ申渡ノ件々処置い

たし候様御沙汰相成候事、但申渡々か条ハ別冊雜記ニ詳也」

江戸芝湊町

福島屋嘉兵衛男子式人、同家内女式人

右は薩州出入之者共ニて、此節京都え差越候間、諸所改所之場所

無滞御通可給候、以上、

慶応四年辰四月五日

薩州小荷駄方 印

東海道筋諸所御改所

同五日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一土持左平太 新納宗之助

右滞在

一今四日、橋本・柳原御両卿為

勅使、江戸御入城

詔命之趣被仰渡候処、承服仕候付、御両卿共直様御帰館被遊候由

二候、此段為御心得御達申入候也、

四月四日

追て本文之通、慶喜ニ於ては兼恭順之趣に候得共、尚臨時いか様之儀出来可致哉も難計、諸事一同油断無之様嚴望ニ可申渡旨被仰渡候事、

薩州其外藩々略ス、御人数中 御礎陣執事

右之通御達相成候間、此段致通達候、以上、

辰四月四日

本宮役所

小荷駄方其外略ス、

内藤若狭守家来当分本庄三笠町老丁目裏之猪之助貸家慶助方え
致寄宿候、

保田伝造

右は一旦長神通水戸殿屋敷、百軒長屋第一番前え致居住候、
医師中野龍庵所え居弟子相成、当三月五日彼方致暇候段申出候
事、俗生上総国水野出羽守領分百姓当分三拾間堀式丁目江致居
住候医師瀬川泰順拘家来、

有馬亀之助

右は子刻時分戸口を叩、明ヶ入込為致一宿候様強儀二申立候を相
捕、付役を以為糺候処、外二右中野龍庵薬箱持下人秀吉供々小伝
馬町ニて取会、牛込神楽坂本田殿横町居酒屋ニ於て、濁酒を給、
酔三人列当町傾城呼候含ニて差越候処、
右秀吉儀は迦去候段申出候事、

同六日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一 土持左平太、新納宗之助

右滞在

同七日陰

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一 土持左平太、新納宗之助

同八日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一 土持左平太、新納宗之助

右滞在

同九日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一 土持左平太、新納宗之助

右滞在

一 先日御引合申置候福島屋夫え賃錢御渡付相来候、惣高御書認之
上、此者之御返答御渡給度、態と此段及御掛合候、以上、

四月九日

樺山休兵衛

増上寺内小荷駄方

土持左平太

肝付郷右衛門殿

一 本文致承知候、先日高輪御屋敷え御出之砌、当方東郷栄之助よ
り取調して金貳百両と書認、御方速水氏へ差出候様、其砌召列人
足由太郎といへる者え、右端書相渡たる段申出候間、未差出不分
哉、其後出入無之候付、何分御糺給度、此段御報申進候、
以上、

四月九日

肝付郷右衛門

樺山休兵衛殿

土持左平太殿

四月十日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一土持左平太、新納宗之助

右滞在

同十一日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一土持左平太、新納宗之助

朱「今日東海道出軍諸隊進シテ江戸城并ニ兵器受取候事」、

右同断、

同十二日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一土持左平太、新納宗之助

右同断

同十三日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一土持左平太、新納宗之助

一土持左平太、速水吉之丞、付役有川金之進

松元惣左衛門

右は六番隊水道橋え警衛として被差越候付、兵粮焚出え土工老
人・土工夫拾五人、福島屋夫小指四人被召列差越相成候事、

一御酒代金百足ツ、隊長より人夫迄、

右滞陣中為御厭方、老人右之通被下候、

別紙之通被成下候旨、只今得能良助御使ニて承知仕候間、四役場
之内より小荷駄方え人数取調申出可被相受取候、以上、

四月十三日

本営方

小荷駄方其外略ス、

同十四日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役恒吉宗太郎

新納宗之助

有川源助

右滞在

吉田殿役所

山田伊蔵

右非行承届申候間、無滞御通可被給候、以上、

辰四月十四日

薩州小荷駄方 印

高須藩

右日々辰刻より申刻迄、於加州邸金鼓調声致度申出候間、御許容

ニ付此段御心得迄御達申入候也、

御礎軍 執事

薩州其外藩々略ス、

右之通御達相成候間、此段致通達候、以上、

辰四月十四日

本営役所

小荷駄方其外略ス、

四月十五日陰

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

右滞在

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役古川源助

右は水道橋へ出陣人数御曳取ニ付被差越候、

一土持左平太、速水吉之丞、付役有川金之進

松元惣左衛門

右水道橋より八ツ過ニ罷帰り候事、

同十六日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

小野彦兵衛

古川源助

新納宗之助

有川金之進

一土持左平太、新納宗之助

松元惣左衛門

右滞在

大垣藩

同十六日從巳刻申刻迄、於加州邸為筒弘発炮候間、御心得迄御達

申入候也、

四月十五日

御礎陣 執事

薩州其外藩々略ス

別紙之通御達相成候間、此段致通達候、以上、

四月十六日

本營役所

小荷駄方其外略ス、

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役恒吉宗太郎

古川源助

土工夫拾壹人・福島屋夫拾七人、

朱「有栖川宮」

右は明十七日東海道筋大惣督御入城ニ付、為警衛小石川并水道橋
え五番隊被差遣候付、兵糧方として巳刻比被差越候事、

朱「本文水道橋出張前張之」

受取

一人數百五拾人、但四月分兵糧米

一白米拾八俵、但四斗入、石ニして七石弍斗、

右之通兵糧米継候、相受取申候、以上、

辰四月十六日

薩摩小荷駄方 印

受取

一金八拾七両三朱と錢百六拾壹貫文、

一白米拾三俵と三斗弍升

石ニして五石五斗弍升

右之通継々相受取申候、以上、

辰四月十六日

薩州小荷駄方 印

同十七日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役有川金之進

新納宗之助

松元惣左衛門

右滞在

同十八日晴

一役頭より付役迄昨日同断、滞在

一 福島屋夫幸助、金兵衛、留吉、安兵衛、

一 土工夫、本城之十太郎、谷村之善次郎、川辺之三太郎、加世田之林左衛門

右は五番隊野津七左衛門組宇都五辺え出兵二付、夫方右之通被召付差立候、

一 土工夫 善太郎、市太郎、金助、藤助、五郎助、清太郎、比志島之金助

右式番隊大砲車同断ニ付召付候、

同十九日晴

一 土持左平太、速水吉之丞、付役昨日同断

新納宗之助

右滞在

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役恒吉宗太郎

古川源助

右は六番隊水道橋辺え警衛として出兵、小荷駄方も出張り居候共曳取候事、

同廿日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

一 土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

有川金之進
松元惣左衛門

右は今正六ツ時、六番隊大砲隊、白砲隊、兵具隊出軍二付、本營方并小荷駄方ニも同断ニて、中途人馬致手当、幸手駄え致一宿候、

一 五番隊并大砲隊閑宿之駄より六ツ半時分繰出、岩井之駄ニて賊兵

六百人余と出合、四ツ時分より九ツ時分迄戦争、追払候事、

一 野崎喜左衛門、鶴木五左衛門、瀬戸山吉兵衛

右五番隊手負

一 河野宗八

右大砲隊ニて戦死

一 土工夫大砲隊渡り、大迫之三太郎死、大砲丸疵

一 右同谷山之次郎助手負

同廿一日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右辰刻発足、間々田駄え一泊

同廿二日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右辰刻比発足、小山駄え一泊

同廿三日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

右間々田駅より辰刻出立、石橋駅え一宿

一六番隊壬生之駅より暁出陣、巳刻時分より追々宇都宮近辺より戦出、申之下刻時分同所復城、賊兵討攘候事、

但五番隊之儀、戦央え駆付、外二大垣、長州、因州同列城中え乗入候事、

六番隊戦死

永山寛太郎、加納次右衛門、築地宗次郎、岩切彦次郎、西田亀之進、岩城平右衛門、佐藤彦五郎、伊地知助五郎、川北六左衛門、鶴木吉次郎、菊野直太郎、松井十郎兵衛

五番隊戦死

朱「本文同断」

上田友輔

兵具方隊戦死

朱「本文同断」

井上猪右衛門、内藤金治

朱「本文丸印ハ壬生之病院ニおひて養生」

六番隊手負

他藩曳合役○有馬藤太、野崎善之進、矢野八次郎、税所龍右衛門、○野崎吉之丞、野津七二、市来彦右衛門、宇宿彦之丞、松元清右衛門、上原八郎、伊集院小藤太、○有川要之助、○脇本喜之助、○横山勇藏、廻源五右衛門、鎌田喜之助、○安田仲左衛門、○菱刈七之助、○日高郷左衛門、山下善之助、○伊東正次郎、川上彦太郎

五番隊手負

川崎兵十郎、美代藤之丞、河野為兵衛

表具方隊右同

宇都岩太郎、土工手負、皆吉之寺之助、田町之平助

一筵包箱荷六拾

一同袴荷五ツ

一同式ツ

一呉座包四ツ

ベ荷数七拾壹荷

右之通小山駅より関宿領主水野撰津守重役え宛、左之通書付を以付足輕有川金之進、恒吉宗太郎差遣、預方頼遣候書翰、左之通、一昨日は多人数滞留、御懇意被仰聞不取敢御強申上候、然は押掛之御内話申上兼候得共、

幣藩炮器荷物当駅迄送越候处、諸駅之人馬差支ニ相及、是より先ニ持越候手配不相叶甚痛心之至御座候、尊藩御城内又ハ御太家御屋敷・土蔵え御格護被成置候様、遮て御頼申上候、且御聞込も可有之候哉、賊徒宇都宮江え潜伏之躰伝聞、長、大垣、因、土其外藩々大勢を以、今日攻寄様ニ御座候、拙者共ニも彼地え致出兵、落城之上は不日又候、御城下え罷越可申候間、其内竊ニ御忍置被下度、尤巨細之儀は手付之者を以申上候付、委曲御聞取可被下候、此段得御意候、以上、

薩州小荷駄奉行 樺山休兵衛

土持左平太

水野撰津守様

御重役様

右之通頼遣候处、彼方役方光岡立見下役柳田金之助請取ニて土蔵え入付相成候段足輕共罷帰候上承届置候事、

同廿四日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

一 石橋之駅より朝辰之刻時分、人馬継立、已之中刻比宇都宮城内え
繰込候事、

但製作方打込宿

同廿五日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役足輕昨日同断

一 土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

一 鶏百羽取入、五番、六番其外隊中諸役場へ相渡候様、伊地知正治
より承曳渡候事、

同廿六日陰

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役足輕昨日同断

一 土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

一 酒四斗樽四丁

一 塩肴壺樽

右宇都宮城主戸田越前守より薩州人数請候由にて、諸隊并諸役場
へ相渡候様、本営より承曳渡候事、

一 昨夕刻、江戸迄之飛脚足輕被差立候事、

一 五番隊上下百三拾老人

一 六番隊上下百貳拾人

一 大砲隊六拾老人

一 臼砲打手九人

一 兵具方隊三拾人

一 小荷駄方製作方六拾四人

一 本営三拾三人

〆 四百四拾八人

大明神社家

中里主税

大明神社家

小泉伊予

右は米四拾六表、賊軍方より預置候段本営え申出候処、小荷駄方
へ訴差出候様致承知候旨、
右兩人より申出相受取候事、

同廿七日雨

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役足輕昨日同断

一 土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

右滞陣

一 四番隊両日中二は、当所え着陣相成候向ニ相聞得、当城内ニは宿
陣之場所有之間敷候間、土藩等今日繰出跡町家え手当いたし置給
度、此段御掛合申進候、以上、

辰四月廿七日

本営役所

樺山休兵衛殿
土持左平太殿

受取

一真米四拾六俵、但四斗入
右之通、繼々相受取申候、以上、

辰四月廿七日

薩州小荷駄方 印

一人數五拾貳人

但四月廿三日夕飯より同廿四日昼飯迄之賄代、老入二付金貳朱

卜錢拾貫四百文ツ、

金六兩貳歩卜錢拾貫四百文

金ニして老兩卜錢八百文

ベ金七兩貳分卜錢八百文

右之處、金七兩受取置、

差引不足、金貳分卜錢八百文

四月廿八日

薩摩小荷駄方

牛屋浩次郎様

山内小弥太様

四月廿八日雨

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役足輕昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

一山忽炮壺丁

一四斤半榴彈

一携臼炮壺丁

一四斤半武烈器トース

一山忽炮榴彈百五拾

一山忽武烈器トース貳拾

一山忽炮裝藥百五拾発

一施条銃ハトロシ七千発

四月廿八日

小荷駄方 製作方

本營役所

此節分捕品

一大炮何丁

一彈藥何把

一小銃何丁

一軍馬何疋

右御書出可被給候、以上、

四月廿八日

本營役所

小荷駄方

四月廿九日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

閏四月朔日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

同二日陰

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助



一私隊中ノ手簾、袖印、追々と賊混候処も有之、於藩出先是迄之振
と以前二相改、新規調替候間、此段御届仕候、御藩御隊中へ御布
告之程奉頼候、袖印付方之儀、是迄通合挽ニ付頭候間、左様御承
知可被下候、以上、

閏四月二日

檜崎頼三

伊地知正治様

別紙絵面之通、合印取替候段長州より申来候間、此段致通達候、

已上、

四月二日

本營役所

小荷駄方其外略ス、

一製作方伊勢仲左衛門儀、是迄込宿二候処、江戸へ大炮老卷ニ付差
越候様、本營役所より沙汰有之、差越相成候事、

同三日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

一米七俵、但端米

右は分捕之品、当村百姓小右衛門方へ御預之分御上納仕候、以
上、

辰閏四月三日

西川田村大庄屋

青木周蔵 印

同四日雨

一樺山休兵衛、小野彦兵衛

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

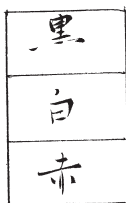
同五日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

一大垣手旗



右之通手旗相替候段曳合有之付、御心得可相成二付、此段致廻達候、以上、

四月五日

本營役所

小荷駄方其外略ス、

一今度 官軍糧食取扱之儀、古河城主土井大炊頭え被仰付、城中之困米及此間之畜穀を以不都合無之様、出先々々え運送可致筈二候、就ては、右代金之儀、至当之相庭を以受取可申様、御沙汰相成候間、此旨相心得可被申、尤時々相庭よりは少々直段曳上買取候様可致旨被仰出候間、此段相達候也、

四月廿四日

惣督府 藤井九成

輜重會計方 出張中

兵糧金穀方三藩 出張中

右之通出張、先々え可相達もの也

右書付大垣藩中え相廻候事、

一諸隊当城内滞陣内御用之炭・薪・灯油等受取方差越候節、時々相渡候様、且戦死人数葬方ニ付何か之入目都て差遣置、跡以金穀方え致関係候失費は万端彼方より相請取候様、本營役所田中清右衛門其外より承候事、

但伊地知正治留守、

閏四月二日陰

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

同七日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

一於城内致筒払候ては手負人数え差障有之候にて、当藩えも相断置候付、此涯城内にては筒払不致筈候間、此段廻達候、以上、

辰四月七日

本營役所

小荷駄方其外ス、

目録

金七拾五両 祠堂料

以上、

薩摩

戦死人数拾五人略ス、

右は今般宇都宮城え寄屯居候賊徒、去月廿八日追落候節先掛相進被致戦死候、人数祠堂料として別紙目録之通相納候間、墓所取仕末は勿論読経香奠等之儀、永代無断絶寺法を以可然様御依頼為可申上候共御座候、以上、

朱「本文金子之儀報恩寺本寺英厳寺住持維山え即日土持左平太より相渡置候事」

慶応四年

官軍 薩摩

戊辰閏四月七日

報恩寺

朱「収券

一金七拾五両也、戦死人数名前略ス、

右は今般当城え寄屯居候賊徒、去月廿三日追落之節御先掛にて

被致戦死候御人数為祠堂料書面之金子御寄付ニ相成、慥ニ致寺納候、然ル上は墓所碑所は勿論読経・香花等之儀、永世無怠慢回向修養可申候、此段後代之申伝弥相違不可有之候、為其収券如件、

慶応四年戊辰 宇都宮菩提所 英巖寺 印

閏四月 維山 印

官軍薩州

御本宮」

覚

一金七拾五両

一目録老通

一人數書付老通

慶応四年戊辰

閏四月七日

薩摩小荷駄奉行

樺山休右衛門

兵糧奉行

土持左平太

報恩寺

朱「前書之通相違無御座候付奥判仕候、以上

樺山休兵衛殿 寺社奉行丸山儀右衛門 印

土持左平太殿

右證文辰閏四月十六日本營役所より受取之事」

同八日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

速水吉之丞

一土持左平太、新納宗之助

一手負人数え先日之通金貳歩ツ、御渡被給度、此段於問合申進候、以上、

四月八日 本營役所

小荷駄方

同九日雨

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

速水吉之丞

一土持左平太 新納宗之助

一金八両

一人數上下六拾四人

但塩味噌料として壹日壹人ニ付、金壹朱ツ、

閏四月九日より同十日迄兩日分、

右之通慥ニ相受取申候、以上、

閏四月九日 小荷駄方 印

一金四両貳朱

一人數上下三拾三人

但塩味噌料として壹日壹人ニ付、金壹朱宛閏四月九日より同十

日迄兩日分

右之通慥ニ相受取申候、以上、

閏四月九日 本營方受取小荷駄方 印

同日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役有川金之進

小野彦兵衛 松元惣左衛門

新納宗之助

一 土持左平太

右は東山道先鋒惣督方より金五千両受取方として館林迄差越候
付、右之通被召付候、

覺

一 錢貳百貳拾八貫文

但惣人数百九拾人分四月十八日より日数十二日

壹日壹人百文ツ、都合為昼遣、

右之通御渡申上候、以上、

薩州御藩

金穀方山内小弥太

小荷駄方 四月廿九日

土持左平太様

別紙申上候、去ル廿三日拾五両金本多休左衛門様え惣人数之内願
置候付、百四拾七文、此金拾五両引残にて八拾壹貫文、兩二九貫
八百文立、

覺

一 錢貳百五拾八貫文

但惣人数貳百五拾八人分、四月廿日より廿九日迄日数十日分、
壹日壹人二付百文ツ、都合昼遣として、右之通御渡申候、
以上、

四月廿九日

薩州様

小荷駄方御掛

土持左平太様

一 金貳拾兩

右は田原齊白川辺え被差出咎二付、用金として、右之通出入を以
被相渡候間、金子只今被差出給度、此段寺掛合申進候、以上、
但帰着之上引詰致シ可被給候、

辰四月十日

右之通本營役所より問合相達、即刻彼方付足輕藤崎宗八郎え渡、
一 兵具隊え分捕相成居候乗馬式也、小荷駄方へ乗鞍相添差出候様達
置候二付、飼方之儀、都合克取計候様、昨日本營役所より樺山休
兵衛承候事、

一金五千兩

右は先鋒惣督方え申越、彼方付平渡九十郎より藤井九成え曳合
下ケ方相成候間、受取方誰と差越候様、昨日本營役所より承候
事、

四月十一日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

速水吉之丞

新納宗之助

一 只今内山伊右衛門京都より着候、是より庄内之方え出張候処、金
可及不足被申出候間、別紙受取之通、此者え差渡被給度、此段及
御問合候、以上、

金穀方川越藩 佐々木平八

小川瀬左衛門

樺山休兵衛殿

土持左平太殿

一上下百三拾貳人

右五番隊

一上下百拾七人

右四番隊

一右同百拾四人

朱「閏四月十一日より病院へ看病貳人重」

右六番隊

一右同六拾八人

右大砲隊

一右同九人

右白砲隊

一右同三拾壹人

右兵具方隊

一右同六拾五人

右小荷駄方

一右同

右本營方

右諸隊現人数一帳え相認、葉代銀右人数え割付、銘々包分何番隊
金何程何日分と銘書封印之上、一緒ニ小荷駄方へ相渡候様、金穀
方役人市橋藩中山内小弥太え引合置候事、

一去年廿日板橋駅出足、当日より同廿九日迄日數十日分、壹日壹人
ニ付錢百文ツ、諸隊局之え金穀方より御渡、右は惣督方より昼遣
候由ニ相渡候様致承知候段、金穀方役人より曳合有之相渡、錢壹

伊地知正治

田中清右衛門

貫ニ付土持左平太より本營役所え致承談候趣有之候処、相受取候
錢高丈諸隊夫々え曳渡、跡日数渡分之儀は不及受取方ニ付、其段
金穀方え口合置候様、一昨九日承委細之次第、彼方役人山内小弥
太え合置候事、

一馬三疋、但五番隊分捕

右本營方

一馬貳疋、但兵具隊用

右小荷駄方

一同老疋、四番隊同

一同貳疋、六番隊同

一同三疋、大砲隊

辰閏四月十一日 薩摩小荷駄方 印

右之通一帳取仕建、金穀方山内小弥太え差遣候事、

同十二日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一今日於瀧ヶ原大砲試験打致度奉存候間、御差図無之哉、一寸御乞
合申上候、以上、

尚、護ノ宮御出張方えは昨日伝言為仕置候、
別紙之通長州より掛合有之候間、此段致廻達候、以上、

辰閏四月十二日 本營役所

小荷駄方其外略ス、

一土持左平太并付足輕、土工夫共未之中刻過罷帰候事、

一金七千兩

右東山道先鋒惣督府より拝借、土持左平太持帰候事、

但軍用金ト認受取、同人より差出置候也、

同十三日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付足輕昨日同断

一 小野彦兵衛

一土持左平太、新納宗之助

一只今四番隊喜連川辺迄出軍ニ付、用心金として金百両丈御曳渡給度、此段御問合申進候、以上、

辰四月十三日 本當役所

小荷駄方

一四番隊

一兵具隊

一長州一小隊

一大垣一小隊

一字都宮人数百人

右は喜連川近辺え賊兵相見得候よしにて未刻時分より追々致出陣候事、

同十四日半天

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一土持左平太、新納宗之助

一速水吉之丞、小野彦兵衛、付役松元惣左衛門外ニ小差兩人、

一金百兩

右は昨日出軍差引として差越候池上四郎左衛門、上原藤十郎より本當役所え致問合候趣有之、当所より七ツ位帰候、茂木辺迄本行用心金致持参候様、本當方より承、申刻致発足候事、宇都宮より嚮導式人相頼列越候也、

同十五日雨

一樺山休兵衛、新納宗之助、付役恒吉宗太郎

一土持左平太 有川金之進

一小銃六挺 但御座包

一胴乱 但御座包

右は六番隊戦死人并損筒にて有之付返納いたし候間、御受取可被給候、已上、

辰四月十五日

六番隊四役場

製作方

一金百拾兩

右は尊管并装薬等買入方として大山弥人に江戸表被差越候付、奉行通可相渡、本當方より致承知相渡候事、

一金百六拾兩、戦死人数拾六人え

一同五兩、夫人足戦死壱人え

一同貳百兩、手負貳拾人え

一同拾兩、夫人足手負貳人え

右之通惣督府より被下候間、御達申入候、以上、

戊辰閏四月

脇田頼三

薩州本營方

- 一金貳拾兩、四番隊之
- 一同貳拾兩、五番隊之
- 一同貳拾兩、六番隊之
- 一同拾兩 貳番大砲隊之
- 一同拾兩 本營方、兵具方、臼砲打手衆中へ
- 一同拾兩、小荷駄方、製作方衆中へ
- 一四番隊、百拾七人
- 一五番隊、百貳拾九人
- 一六番隊、百拾四人
- 一貳番大砲隊、六拾八人
- 一臼砲打手、九人
- 一兵具方隊、貳拾七人
- 一本營方、貳拾貳人
- 一小荷駄方、四拾七人
- 一製作方、六人
- 右之通取調一昨十四日本營役所より承差出候方、
- 一去ル十三日出軍相成候兵具方隊水戸領野口ト唱候村町之賊兵百
- 三拾人余罷居、追討いたし候処、直様迦去、討取人数拾七八人之
- 由、旋条銃四拾挺余致分捕、未刻時分罷帰候事、
- 但此拳宇都宮兵斥候并兵具方隊ニて大垣勢ハ間々不逢、四番隊ハ
- 喜連川之駅之滞居候由、

同十六日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

一金百八拾兩、内百六拾兩御酒料

貳拾兩、手負人へ被成下候、

右は御方軍用金之内より御酒料并手負人へ被成下候、返金引詰
相成候様、得能良介より問合差達ニ付、此節伊勢仲左衛門帰便
ニ相頼差送候間、御受取可給候、左候て、御序次第受取書御遣
置可給候、尤成行は先日正治殿之御口合申上置候、此段及御問
合候、以上、

辰四月十三日

東海道小荷駄方肝付郷右衛門

伊地知正治殿

樺山休兵衛殿

一金拾九兩

右御兵具方隊之拝領被仰付候由ニて、本營方より書面之通篠崎彦
左衛門持参候付払出候事、

同十七日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

一去月御賦より当月迄二ヶ月分一緒ニ一統之御払出被成度、此段御
掛合ニ及候、以上、

辰四月十七日

宇都宮陣中 本營方

小荷駄方

一隊々え生捕之歩兵、人足同様召仕候者は、町夫同様御賦被相渡可然哉と吟味ニ及候旨、申出候様御取計、其上御渡給度候、以上、

辰四月十七日 本營方

小荷駄方四番隊兵士中村新五左衛門

右京都より出立ニて昨日着、

医師 京都人 中島策治

右同断 病院方入

一本營人数之儀は先々月之振合ニて宜敷御座候、

一種留氏儀は差引にて候間、矢張六人賦ニ御座候、尤、是は六番の方より申出可相成候、

一浪士之儀は御賦ニ不拘、本營用金之内より相渡申候間、別段御渡ニ及不申候、

土持様 田中

一兵具方隊

右隊長并諸役者之儀、等級御届候哉且兵士之儀、諸隊同様相渡可申哉、

朱「能々取覚不申、去々月之振合ニ基キ御払出間違も候ハ、京都帰陣之上差引被仰付いたし御座候哉」

一諸所付足輕

右は如何様之振合ニて相渡可申哉、

朱「是以同様御取計可給候」

一諸所陪卒

朱「主人よりにて御上よりは不被成下候」

右は土工夫同様可被成下哉且不被成下候哉、

辰四月十七日 樺山休兵衛

田中清右衛門様

一病院看病女式人、老日老人ニ付金式朱宛苦勞銀之儀、金穀方、大垣藩牛屋浩次郎外老人之相談、彼方より相渡候様究置候事、

同十八日曇

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

同十九日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

同廿日陰

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持左平太、速水吉之丞

新納宗之助

一金四両貳朱と錢拾八拾貳六百三拾四文

金ニして壹兩三步貳朱と錢四百四拾四文

ベ金六兩と錢四百四拾六文

右人馬賃錢払

一金拾貳兩壹歩と錢四貫貳百六文

金ニして壹歩貳朱と錢五百六拾六文

右旅籠払

式口

ベ金拾八兩式歩式朱と錢壹貫拾六文、

右は御兵具方隊野口辺え出兵二付、中途往來人馬賃錢并旅籠払等、

右之通御座候付受取書差上申候間御払被給度、此段申進候、以上、

辰閏四月廿日

薩州小荷駄方

右之通金穀方より相渡候付払帳え致首尾置候、

同廿一日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

小野彦兵衛

松元惣左衛門

一奥州海道白河辺え戦争相始候由にて、火之手相見得候付、四番隊之儀、追々繰出候段、昨夜亥之刻過川村七十郎より報知有之、五番隊并大砲半座被差出候段、本營役所より銘々承知にて今未刻宇都宮城内繰出候事、

但喜連川辺迄之賦

一土持左平太、新納宗之助、付役古川源助

有川金之進

右隊々喜連川辺迄繰出候付致出張候様、本營役所より昨夜亥刻過承、未之刻致出立候事、

但両掛壹荷、竹長持壹荷并製作方荷物も馬拾五駄付越儀方も兼

承候様達相成候事、

一土工夫并福島屋夫召列候人数、左之通

主取金四郎、土工兵助、新太郎、猪右衛門、仲助、金四郎、次郎助、武吉、芳太郎、次郎、

一福島屋夫主取由蔵、小差豊吉、夫太助、兵左衛門、太郎兵衛、弥三郎、幸助、長次郎、庄吉、長兵衛、

一金千兩

右小荷駄方用心金として持越相成候事、

一麗酒十樽、鯉節五百本、

戸田大和守

一宇都宮開城相成候處、官軍格別之英挙被尽候精力、越前守復城仕段於拙者大悦至極実謝スルに無言葉候、御帰陣之上は、御惣軍衆中様え厚御伝意可被下候、仍之御旅館致推参候、以上、

辰四月七日

戸田大和守

一去月廿三日宇都宮復城之儀二付、於京師戸田大和守承得、一方難有奉存候由にて、厚謹謝申述且其砌御尽力被下候、官軍一同え乍輕少酒肴献上仕度との趣にて、別紙之通差贈候付形行、惣督府様え御伺申上候處、收納候て不苦段被仰渡候間、受取可給候、以上、

辰閏四月

東山道惣督府参謀

長州様

薩州様

因州様

大垣様

御人数中

一金五兩、五番隊

一金五兩、六番隊

一 右同、大炮隊方、兵具隊方、臼炮打手込ル

一同四両、本営并小荷駄方、製作方込ル

一同六両、手負人方

右之通本営より触達相成候付相渡候事、

四月廿二日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

一 土持左平太、小野彦兵衛、松元惣左衛門

一 昨日は折柄之降続にて御太儀則より万端御警用御配慮も可有之御苦勞之至御座候、白川辺之形勢いか様之動靜成立居候哉、弥伊達勢は賊徒若松之為ニ曳払候哉、及闘争ニは何方之人数ニて勝敗何様候時掛候哉、何分御聞込之次第承度御案内可給候、

一 其表之趣子ニ依ては、土工夫福島屋夫之内三人ニても御返し置給候様彈藥彼是之配置胸算ニ当候得は、手元之夫卒無覺束存候、

一 脇差 一腰

右は大队四役場より宛書之通送届呉候様重頼候付、先方え御曳渡給度御頼申進候、此段飛脚差立及掛合候、以上、

辰閏四月廿二日即刻 宇都宮城内より樺山休兵衛

土持左平太殿

副札

一 照尺式ッ

右は今朝大炮隊四役場より早目相届候様取計呉度承申候間、宛書之方え早々御渡可給、只今土州人兩人彈藥借用ニ被参、今市駅え致出張居候、彼方勢去ル十八日より十九日昨日迄三度及戦争有

之、両度は先達て之野口位之事候哉ニ承、宍度は聊之戦いたし候

由、敵方は歩兵え会人交り居候と申事候、精細之儀ハ差越候土人壬生より参候ものにて人伝之次第故、致詰問候儀、相解不申形行一寸申進候、以上、

但單物壱枚馬柄搦一残ニ付、序ニまかせ送差上申候、御受取可給候、

辰閏四月廿二日

口上

一金千疋

右は明廿三日戦亡人数法事執行いたし候、供物料として致寺納候付、万端可然御営給度御頼申上候、尤、長州、大垣えも曳合いたし置候、以上、

辰閏四月廿二日

報恩寺様

薩摩小荷駄方

四月廿三日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一金貳拾両

右壬生病院方諸払用として可被相渡候、以上、

辰四月廿三日

本営方

同廿四日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

速水吉之丞

一 明廿五日大砲隊并白砲隊、足輕隊大田原辺進軍之段、本當役所より達有之候事、

一金五拾兩白砲隊之一同式拾兩、足輕隊え右明日大田原進軍ニ付軍用金として相渡、例之通差引可有之候、

辰四月廿四日

本營方

小荷駄方

一金五拾兩

朱「本文本當役所免印有之」

右は明日出軍ニ付、中途用心金として相渡候様奉存候、以上、

月日

大砲隊家村幸之丞

新納七郎

閏四月廿五日半天

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一金式拾兩

右は今日田中用藏、谷山新之丞江戸より弾薬取入、当所え帰来、

又々直様其表え差越候様申出、中途送越候、人馬繼立旁用金として本當役所より相渡候様承曳渡候間、於其元出入差引算当座御取計給度、此段相掛合ニ及候、以上、

辰五月廿五日

樺山休兵衛

土持左平太殿

同廿六日陰

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一 呉座包荷四、内六番隊札付一、小荷駄方右同シ、

一 筵包右同有之、但六番隊右同

右は当所宇都宮城攻之節、致戦死候兵隊人数荷物にて江戸之様差送呉度、隊々より承候間、本行通荷造之上、今日打柄手負人之兵士、其表え被帰越候序ニまかせ、大砲隊四役場新納七郎え曳渡ニ付相達候上は、何分可然御取計給度、当地も追々奥州街道え賊兵見得来、先日より自他藩兵隊繰出相成、当分六番隊人数而已相残居、白川辺より大田原近方戦最中ニ候、土持左平太并書役老人出軍、先え差分り出入之駆け駆引、往来候送等彼は相尽、追々報知候間、繁多且平用も筆々ニて思々致混雜居候、今少緩々共有之候得は、万端い細之事情も相報度山々存候得共、心組萬ケ一も尽深候様調兼申候、何分前件送越候品都合克御頼申進候、此段及御掛合候、以上、

辰閏四月廿六日

樺山休兵衛

肝付郷右衛門殿

副札

一 犬迫之三太、岩井村戦争之節致即死、右荷物一緒ニ造込置候間、左様御納得可給候、谷山之次郎助手疵も追々快相成、高麗町之幸之助は当分壬生ニて養生中、是も快方ニ付一寸此段も申進候、以上、

五月廿六日

福島屋夫江戸者五助

右昨日京都より用向ニ参、様躰老人ニて夫役老人前仕深兼候ニ付、朝夕賄而已宛行置、壹使等え召仕候儀嘉兵衛願之上留置候

事、

福島屋夫貞吉

右は俗生大坂者にて、先々働候手前ニ依現夫内え相建、其内賄而巳宛行召仕呉候様、願之上寄置候事、

一一昨廿二日巳刻御仕出、同申刻過大田原城下ニ於て御問合之趣い曲致承達候、然は拙者共ニは宇都宮城出立、当日は喜連川迄未刻朱「本文昨朝卯中刻時分相達候事」

朱「本文問合は実地之形行段々間違有之候由、致戰爭候人数より承候付、以後為心得記置候事」

頃ニも候か、致参着、勿論五番隊、大砲隊其他、長・大垣・忍之兵等同断ニて、彼地え致一泊、翌廿二日巳刻喜連川之城下より兵を繰出し、同日未刻当城下町え致着、無恙滞陣ニ御座候、然ニ去ル廿一日四番隊并長一小隊、大垣式小隊等合シ、当城より三里先ニ汐先ト云、若松海道ニ賊兵大勢繰出、大田原城を進撃すとの聞得有之故、始斥候を出シ、味方之手勢を一分隊ツ、伏を設ケ不意に突出シ、是を撃事を議シ、汐先と云ニ押寄候処、豈不量賊よりも未前ニ斥候を出シ為置候哉、伏セ有之候を知て行軍ニて出掛たる、半途にして兵を返スル処を遮リ撃ント、官軍エイヤ声ニて追進メ共、何分味方地利ニ暗キ力故、素より案内を得シ賊ナレハ忽然として山野を横切り退散シ、此時纔筒五六ヲ取而已ニて博々數戦も無之、無為方味方之兵を汐先迄曳揚一泊シ、諸方二間諜を入置せるに又汐先より余有之油井村と云ニ、撃洩されたる残党ト合シ、会賊等屯集して汐先之陣所え押寄するとの手配也、と伝聞シ、翌廿二日味方四小隊を三手ニ分ケ、油井を鳥巻ン事を欲シ、斥候を以て、索探する中途ニ会戦する場合、味方之武隊を

敵之後ニ突出し、取巻て、追撃する事甚急にして、賊大ニ敗北ニ及、悉得物を捨て散乱セシ処、分捕も有之、討取処之首級三拾五六、生捕三人、其内山林ニ行倒たるは探得す、是又過分ナラン、尤、手負は数知れず、且味方よりハ中村新五左衛門深手、森岡甚某名前相忘浅手、長老人、大垣式人而已等して官軍勝利を得、夫より深入も難成敵片^{オケ}ニて一旦兵を揚、可然逆同夜戌刻大田原城之様、首尾克帰陣相成、尤、長・大垣にも同断、就中川村等も無事弥成廻シ、毎度之勝利ニ時々策略を用て、頓と兵を痛れさせるれは、畢竟軍略にて故からか、感心之至御座候、

一廿二日当城下え致着候処、前条四番隊等折角戰爭有之候か、伝聞シ依時宜ては救応之隊ニても可差出哉と、各隊四列を組セ置候程之事ニ彼是賊徒百人程相見得、追々五六百余も襲来して大田原城を攻シとの風評も有之、暫時候間、何れを何れニ攻るやらト評議、区々難決、然共先斥候見張等を敵にして、朝掛ニて打敗る方可宜逆、其夜を明し兼昨廿三日晩天、当城下元より五番隊ト大砲隊是に續くは長・大垣一小隊ニ大砲式挺を添、忍之兵を小荷駄ニ付て勿論、拙者共にも惣備之跡を押シ、頗ル喚ビ彈藥籠を馬に為負、出張せし候処、当城下町迎より直ニ広野続キ所謂是奈須野之原にて、霰たはしるてふ秀歌実ニ冷々敷心地して、昔を今ニ思ヒやられ侍り候、斯て野路山林は斥候を以て探玉を打掛て行軍スル、其広野五里と云て六リも有之、壱り程手前ニ行掛る二火之手上ル、是最早五番隊と長の斥候六拾人閑屋ニ繰付候場合、且大勢奈須野之原押寄ル形勢を賊の斥候見張等計知せるにや、民家ニ火を掛、退散せし処ニ攻入、追撃致シ、即場ニ三人ハ打倒シ候得共、余賊は深山片^{ホノマ}敵遊谷ナルをタドリとりせるに、繰付討ント

高山絶頂迄ヨヂ登り、探求れども終に行方知れず、斯する内、山の半幅にて炮丸に当りたるも有之といへとも、打捨将手負も可有之か、可撃賊等打洩し、大華せし詮も無之、残懷不少、然共是より先塩原と云場所ニ少々出浮たる形ニも相聞得候得共、何分嶮ニ手便り難場之坂道なるか上ニ、をとむへき人家迎も無之、野陣難成儀、是ト及軍議ニ候処よりして、一応兵を揚、又々当地ニ帰陣するハ未下刻過ル頃ナラン、されは、昨朝御吉例之雨そぼ降せれば、御先君御日柄ト云、尤、官軍一和充滿セシ兵量ミ進ンテ発軍せし処、前段通聊ナル戦とハいへ、首尾克帰陣を賀し、第一は兵氣を勞シか為祝酒各隊え配当、老^オ人え式分割を以差遣置候間、旁可然御同慶可給候、其外差て變動けふ明日ハ見得不被候得共、何分野州手広成事、月も当らす一^本力之賊を払へは、又後ニ廻り、大事機會ニ立到、既にはより白川筋当所より五里有之、芦野と云所ニ大田原之城攻ニ参ル^ニ、昨日会賊ニて候か、尤、馬上より宿割兵糧手当と云て見得来候注進有之、又今日は俄に長・大垣出兵相成候、其外昨日追散置候間、賊徒イツ何時当城え寄するかも難計^ニ、当地上下之人心も殆ト安着をさる之氣先ニて、町家トイツテも明屋而已にして、一昨日拙者共差入たる時は、彼是無人之居宅心配ニ御座候、況や出兵ニ付人馬も同断、昨日も漸ク素から繼立候位ニて、余事御推考可被給候、将又白川城ハ先達て賊より被乗取、当分賊七八百人、追々繰込形、是ハ会賊ニ疑敷地候て黒羽ニも押寄する^ニ、併右藩は随分振ヒ候とは乍申、脱体常当大田原半信半疑いつれにか、強ニ随ヒ候迄之心意と被伺、頓と此広野ニ押出シ、差知れたる小郷を以、四方十方之鎮撫、実ニ不輒儀と奉存候、扱けふ四番隊之模様ニ依、明日は又々

芦野迄出軍相成候事ニも可有之候か、仕合ニは昨日伊地知正治当所え致着、夜前老通は軍議も御座候て、約り兼候間、其後いまた彼是ニ取紛、今日も逢取不申候付、尚追々此表の^ニ変態不被捨置、御洩可申進候^ニ、先即今之形行不取敢御心得候、為此段及御報候、以上、

辰閏四月二十四日未刻 大田原城下滞陣 土持左平太
宇都宮御滞陣

樺山休兵衛殿

同廿七日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役松元惣左衛門

小野彦兵衛

一 今日病院方は迄之手負人数、江戸え被越候段承候事、

一金三兩

右は今日被差立候大砲隊四役場新納七郎便より戦死人数所持品繼馬老足致手当、中途差送、右料納見当として本行通相渡、於其元出入致差引都合克御取計可給候、此段及御掛合候、以上、

辰閏四月廿七日

樺山休兵衛

肝付郷右衛門殿

一 付足輕恒吉宗太郎・福島屋夫式合列、昨日小山迄預置候品物受取方差遣置候事、

一 昨日は白川城攻ニ取掛候^ニ、何分味方小勢なる上、救応隊ハ大田原より繰出候^ニ、戦之間ニ逢兼、尤、拙者共ニも同断彼是之心配候、且又々不日再攻可取掛軍議ニ御座候、依之只今本營方ニて評議有之、六番隊繰出相成候様相決候付てハ、いつれ御当城本營惣

督衆ニも御発軍可有之ニ付、兄始其御兩人ニも御出張有之度、其儀ニ付ては本營方之間合ニは最早相認之趣ニは製作方伊勢氏而已ニ御座候共、跡以六番隊出軍之筋相決シ、差候ハ、何れ成輻重も被相付候儀相当可有之、右之段は拙者より問合可出段致承知、態と此段申進候、以上、

閏四月廿六日申刻

土持左平太

樺山休兵衛殿

一病院方入用之品々別紙之通申出、併右は御地ニ在合候か、無左候ハ、江戸より追て相届方ニも可然、其辺之処は是迄之品色買上ル、松村等え跡便より遣候ても可然哉、何分思召次第、一製作品并御預金等之儀も如何にか、最早大田原より此近方ハ敵中いつ後へ廻り候か、難計至て懇念ニ有之、依て昨日より製作品私持越候の者一発も不打候付、いまた其俣城内土藏え格護仕置候間、左様御心得可被下候、中途人馬差支候得は差見得候付、兎角ドル次第ニ御座候間通しにて、可成候方（本ノマヽ）可然哉と奉存候、右旁自然御心得も可有之候得共、御心得之端ニも可相成候哉、一筆申進候、以上、

廿六日

土持

樺山様

一土工夫嘉右衛門、福島屋夫市兵衛
一六番隊四役場有馬直之進差越候事、
一右三人手負人数江戸表え曳越ニ付、中途手伝旁として召列度、有馬直之進より申出差出候事、
一昨申刻御認出之御掛合、今已中刻頃相達、戦争之式何も扱置苦々敷次第致方無之候、就ては、万篇御配慮之程致惣像御太儀存進

候、将又医師申出之取入、薬種精微ニ当町中店々相探候得共、あはれ相揃兼近頃残心ニ御座候、今日は本營より江戸表え飛脚差立賦承候付、早々肝付郷右衛門方へ申遣、出陣先え御届様都合克取計可申候、明日は其地之様、爰元発足可致儀ニ付、御直面旁可得御意候、先日より病院手負人数江戸え曳越候筈之処、延引にて今朝打立相成、諸事之手当且明日之出立旁致混雑居申候、是迄三拾日余之滞陣、万事存候外繁多ニ御座候、致面謁度儀、片時之状ニ御座候、何分早々取入候薬種差遣候序ニまかせ、此段御報迄申進候、已上、

辰閏四月廿七日

樺山休兵衛

土持左平太殿

覚

一監軍印六
一キリシノ六百目
朱「本文即日治三郎え為持越候事」
一金巾三拾反
一甘硝石籍壺瓶
一万能膏式百目
一マクネツシヤ壺袋
一ワス膏式百目
外五品は当地え全無之候、
右之通尋出、早々差遣候間御受取可給候、以上、
辰閏四月廿七日
樺山休兵衛
土持左平太殿

一当地於病院療養有之候手負人数其表え曳越ニ付、着之上は何か之御配慮可然御頼申進候、一昨廿五日夜陰より翌九ツ時分迄ニ掛、白坂ト白川トノ間ニて四番隊致苦戦、別紙之通戦死手負誠ニ苦々敷事候、彼表より西洋菓種早々取入差遣候様申来候得共、当市中至て不如意、勿論焼原之事ニも有之、段々致探索候処、別紙之内式三行ハ少々ツ、漸拾集候処、間に逢兼候付無致方、今日宇都宮藩中飛脚立いたし候間、幸便ニまかせ此尅封頼差越候、何分急之入用ニ付、早速御方在金を以、都て御取入給之帰便より御差送給度、差候て、拙者共ニも既ニ明日は喜連川辺繰出候賦ニ付、何分ニも出陣先迄ニ菓種相届首尾都合克御頼申進候、此段及御掛合候、以上、

辰閏四月廿七日

宇都宮在陣 樺山休兵衛

肝付郷右衛門殿

一平山龍助、左近充弥兵衛、鮫島芳徳、田原齋、小田敬助、種子島清之助、奈良原源之丞、別府清二、二階堂彦次郎

右手負

一田中藤五郎、河野彦助、染川彦兵衛、赤塚源之進、中原休左衛門、二階堂右八郎、池之上新八郎、武川直枝但肥後者

右戦死

一スツボンキス五ツ計大ノ方、但海綿之事

一キリシノ六百目計

一万能膏堅キ方式百目

一木綿三拾反計

一甘硝石籍大瓶三ツ

一ワス膏式百目

一ヨウトホットアス拾匁

一ラーヒス拾本計

一スボイト三本大ノ方

一リント五尺計

一マクネツシヤ

右拾壱品御調文申上候間、即刻御取入被下度奉頼候、以上、

芦野宿有之薩州陣医より

右之通飛脚宇都宮藩中赤松勝之介、北条幸之助え相頼、肝付郷右衛門方へ差遣候事、

一一昨廿五日暁より昼九ツ時分迄之間、白坂ト白との間ニて四番隊致苦戦、戦死・手負人数前条通承候事、

一金百両

朱「本文張出候儀は致延引候得共、金子之儀左通渡置候て、可然趣

本営より承候事」

右六番隊并本営小荷駄方都て当地より喜連川迄出張ニ付、病院医師石神良策之用金本行通相渡候様本営より承、当人え相渡置候事、

一小山宿え預置候小荷駄方荷物、今日恒吉宗太郎持帰候事、

一明日喜連川辺迄出張之決着ニて諸手当致置候処、当所重役并君公迄も出掛有之、是非当地え滞陣相成居候様且芦野出陣先えは重役を以申遣候付、何分止呉候様との趣精細相談之筋有之候由ニて、明日之出張致延引候様本営役所より承候事、

大垣藩

木村平右衛門

小荷駄方

右見廻有之候事、

戸田越前守内

野沢源之丞

右作事方人馬方沓件二付、見廻有之候事、

一 今度新渡之官軍印有之進本營より被相受取、早々御遣相成候様御取計被給度御座候、無左候て、昨日も於戰場儀、是疑惑之廉も有之、地者共二人付役外二沓人大工六ツ御渡相成候て可然か、此段御問合申進候、已上、

辰四月廿二日

土持左平太

樺山休兵衛殿

同廿八日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一金子拾両

右は今日弾薬差送方として才領坂口猪次郎・永峯袈裟五郎差添差遣候付、御受取可給候、尤、本行金子継馬代見当にて以出入相渡、於御方受取書を以致差引候様申付候間、都合克御取計可給候、今日は当地致発足候賦にて免立難樂居候處、又本營役所より差留相成、既二何か之仕廻も追々片付掛候處、再度手当事等取返候儀にて致混雜申候、近日西郷氏差越候哉二も承候付、其上は繰出も可相成、何分御太儀万端御頼申進候、製作方より弾薬送二付、此段旁及御掛合候、以上、

但是迄之手負人数昨日之様曳越相成、跡上下式三人相残申候、

辰閏四月廿八日

樺山休兵衛

土持左平太殿

一 土州・彦根兩藩当地繰込相成筈二付、明日喜連川迄可致進軍候間、彼是手当可被候刻限等は、昨日通相心得可被成候、以上、

廿八日

本營

小荷駄方製作方

戸田土佐守家来 入江金平

右時節不用之品取集右金平え致相談預置候事、
一 先刻は明日四ツ出立候段御達申越置候共、白坂より掛合之趣も有之、正六ツ時出立、大田原迄踏越賦二評議いたし候間、其所を以彼是御都合可給候、此旨早々及御掛合候、以上、

四月廿八日

本營

小荷駄方製作方

同廿九日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

一 已刻時分宇都宮城内繰出候事、

但製作方一緒

一米五拾三表卜半米

朱「米四拾表卜半米四表、

本文辰七月十八日宇都宮軍事務局勤前橋口貴介え曳合致進覽候段、申入曳合置候事、

但本營吟味之上、樺山休兵衛取扱」

俗生越前

一 金子謀取之者

鶴藏

朱「本文鶴藏儀、本當え吟味之上致追放候筋致決着、

辰七月十八日右和貴介え曳合、城内明家え仰出暇申付、且以後

都合次第追放取計方相談頼入差寄、

但家走恒川七左衛門えも右兩事曳合置候事」

右宇都宮藩入え金平え相頼、当所事え入置候、

但帰陣之上所置相付候筈也、

一夕刻佐久山迄差越候処、雨降出シ、宿場人足ハ差支無致方、同所

え致一泊候事、

一製作方伊勢仲左衛門儀同宿、

五月朔日雨晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、速水吉之丞、付役同断

一佐久山卯刻出足、申中刻時分白坂え致着候事、

五月朔日雨晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一小野彦兵衛儀舍弟小野藤吉戦死二付、下人小次郎召列白坂駅え着、直様白川え踏越候事、

一樺山休兵衛事白坂駅え致着候処、今日白川攻戦にて大迫喜右衛門、其外手負戦死之人数、夫形駅中小宿え持込有之敷付、立具等も無之、人足耆人相付候迄にて外に致介抱候者も不罷居、則より諸所手を廻し、大垣医師耆人探出療治方相頼、夜具類ハ近在より求食物は白川へ申遣、旁之用弁にて夜明ケ之事、

一速水吉之丞儀も滞在、

同二日雨、

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断、

一手負戦死已刻前繰出、白川え送越候、耆リ位之中途にて、大山弥

助其外之行逢、追付土持左平太差引療治方江戸え被差遣候段承曳

返、又候白坂駅え繰入候事、

一樺山休兵衛、速水吉之丞午刻前白川え致着、土持佐平太同宿、本町之若花屋半七宿也、

同三日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、小野彦兵衛、付役昨日同断

一土持佐平太、小野彦兵衛

新納宗之助

一此節

御親征二付、白川城え寄屯候賊兵追払、官軍入込追々大勢致出軍候付、差当人馬之儀集兼候間、早々致手当列越、官軍御用向無滞相弁候様可被取計候、此段申達候、以上、貼紙本文人馬列越候上は白川駅出軍、

薩州小荷駄方え届可申候、

辰五月三日 官軍薩州小荷駄方 印

双岩村、榑村、田島村、板橋村、飯宿村、船田村

右諸所名主組頭中、



小荷駄方

一 一昨朔日同所戦争之次第は当晚七ツ時軍議之上、差引村田新八式番隊、辺見十郎太四番隊、川村与十郎五番、野津七左衛門大砲隊、大山弥助且長藩式小隊、大垣三小隊、忍之兵一小隊ト半隊、銘々大砲相添、右四藩を三方え手配、北海道大砲隊并兵具方隊、忍・大垣一小隊・長藩合シ、五番隊・長兵黒川助、四番隊は夕宿と云所を押、白坂駅より夜切ル往還筋ハ辰上刻より進撃、左右は一字早シ、伺所より一里余本海道ニて互ニ斥候五六人出会、無扨大砲発血戦、五番は黒川筋より打破リ民家を放火し、大垣勢戦央之横を打、賊兵苦戦、四番隊は南え廻リ、町後之山より攻卸し、終に三道共攻入、賊徒共無何方共致敢乱候事、但、忒番隊は当日より申下刻頃着故戦争間に不逢、

一 一番砲隊戦死手負人

戦死 広瀬喜兵衛 手負 奈良原長左衛門

手負 亀沢源右衛門 同 洲辺八郎二

同 勝部謙助 同 桂宗右衛門

一 二番砲隊右同

戦死 小野藤吉 手負 川上萬助

朱「藤原吉風」

手負 伊藤権平 同 猿渡加右衛門

同 佐土原八郎 同 有川二平太
同 四元十左衛門 同 有馬彦七
町夫々熊四郎

一 二番隊右同

戦死 古後七之丞 手負 市来喜十郎

朱「藤原秋賢」

手負 川畑金左衛門 同 飯牟禮才藏

同 時任金左衛門 同 山元吉藏

同 前川伊八郎

一 五番隊右同

戦死 伊地知清八 手負 桑波田充左衛門

朱「平季賢」

同 川上源七郎 同 有川彦右衛門

同 郷田正之丞 同 愛甲嘉右衛門

同 篠原覚之丞 同 河野助五郎

同 坂本仲藏 同 土師庄之進

同 大河原源助 同 上村彦之丞

同 武元正次郎 同 八代次助

同 伊瀬知正左衛門

一 四番隊右同

手負 北郷萬兵衛 同 久留休左衛門

同 西之原吉彦 同 仁禮平兵衛

一 白砲隊右同

一 表具方

浅手 土師孫市 手負 中島直次郎

一本營

戰死田中清右衛門 手負大迫喜右衛門

浅手池之上四郎左衛門

外二黒羽領夫卒小島村之

即死忠蔵

但、式番隊継人足

一長兵戰死耆人

一同手負拾三人

一大垣戰死耆人

一同手負八人

一忍戰死耆人

一手負式人

右之通承候事、

一蒲团拾五枚、病院方為入用、耆二日二付耆枚六拾四文ツ、の賦預

置候、宇都宮町岡本屋世話、

一昨日大田原城え賊兵襲来、市中乱妨焼払趣、芦野駅より注進有

之、六番隊并大垣之人数式小隊、今已刻繰出相成候、且一昨朔日

手負等之人数、芦野駅迄被差越、関東え為療養方差廻相成賦候

处、前件式合二依、又々白川迄曳揚、同所関川寺え病院取建保養

相成候、

一去ル朔日戰死人数は則、同夜より今日二掛白川駅中長寿院え仮葬

いたし置候、尤、住持昨今之騒動二退院行衛不分、尋付次第夫々

葬式之筈二候、

一去ル廿五日白川攻之節、苦戰即死曳揚儀不相計、死体奪取ら

れ、白川攻敗候後則日より相探候处、相分候付同寺え仮葬いた

し置候、

同四日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛、

新納宗之助

條々

一近日賊徒当城之空虚を伺ひ、多人数之党類を催、未陥れ、萬民困苦之段相聞得候付、

大惣督宮之命を捧て官軍發向之故、賊徒不殘追落由二付、居民令

安堵、如平常家業可相勤候、尤、此涯当地より諸方之殘賊追討之

人数差出候儀は勿論別二は

朝廷より領主被仰付迄之間、暫時之鎮撫御出張之官軍にて相勤候

間、当所共支配之村々得其意候、

一殘賊潜伏火付盜強等も不被計儀二付て、当所并村方二ても無油

断致吟味、心付之者は可申出候、萬一手向候ハ、打捨候ても不

苦候、若又多人数来襲等見聞も候ハ、早速注進可致候、一今より

後、賊徒之殘党隠し置或は道案内等致シ候者有之段、見聞候も候

ハ、同断可申出候、左候得は、依品屹と御褒可有之候、一官軍元

来嚴重之法令有之事ニは候得共、萬一下輩之族ニ至て乱妨押買、

又は無心か間敷申掛候者も候ハ、早速其藩之本營え可申出候、

一当所并村方取締向等は、先何も是迄仕来候便宜二任せ候様可有

之候、

一町役并村役人共是迄之通たるへし、乍去国民之害ニ成候者と賊徒

ニ志を通するものハ、其処置可有之候、

右は此節官軍ニて当所鎮撫ニ付、令標示候もの也、

慶応四年 東山道先鋒惣督

辰十月四日 参謀

一金百両 黒羽小島村之忠藏

右同人娘さの 右同人甥亀次郎

右同村之勘左衛門

松藏

右は去ル朔日白川城攻候節致死亡、右娘・甥外ニ式人尋来、死体は曳渡、葬式料として本行之通遣し候、

五月五日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一土持左平太、小野彦兵衛

新納宗之助

一此節 御親征ニ付白川城へ寄屯候賊兵追払、官軍入込追々大勢致出張候付、人馬之儀、早々致手当、庄屋・組頭之間より曳列罷出、官軍御用向無滞相弁候様可取計候、尤、当駅え列越候、無間違薩州小荷駄方え届可申出候、此段申達候、以上、

但村々無滞早々次渡、留之場所より返納可有之候、

辰五月五日 官軍薩州 小荷駄方 印

蕪内村、本沼村、久田野村、関和久村、北平山村、泉崎村、松倉村

右諸所庄屋・組頭衆

一前文同断ニて左之通触達

根田村、泉田村、北田川村、大田川村、大和久村、踏瀬村

右諸所組頭衆

一右同断、高田領村々え左之通、

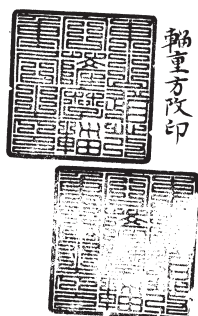
深仁井田村、栃本村、形見村、千田村

右諸所組頭衆

一右同断、白川領村々左之通、

米村、長坂村、羽太村、熊倉村、鶴生村、真船村、小田倉村、黒川村、上新田村、下新田村、

右諸所村役衆



一去月廿五日、戦死七人

一去ル朔日、右同七人

白川駅本町長寿院住持

孝賢

右孝賢昨日帰来申刻時分引導寺諸事相仕堅候事、

一手負三拾六人

右江戸迄送届方として、土持左平太差引付役有川金之進、土工夫兩人福島屋夫五人召列、未刻時分致出立候事、

同六日陰

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

小野彦兵衛、古川源助、

新納宗之助、松元惣左衛門

一 此節 御親征ニ付、白川駅へ寄屯候賊兵追払、官軍入込追々大勢致出軍候処より、当所本町華屋由兵衛所へ会所取仕建、町役共相詰、官軍御用向相弁候間、諸村々儀、高百石ニ付人足式人宛之賦を以、庄屋・組頭之間より召列早々差越、右会所へ無間違届可申出候、若哉不頼着之儀共有之候ては、夫々 惣督府より御沙汰も可被仰渡儀ニて、此節村方迷惑いたし候ては不相済訳筋ニ付、京都より之御諷意を重し、万端官軍之公役致急弁候様心掛、此書付相達次第早速当所へ罷出届申候様可致候、此段申達候、以上

辰五月六日

官軍薩州 小荷駄方

根田村、新小萱村、泉田村、小田川村、大田川村、踏瀬村、上新城村、中新城村、下新城村、中畑新田村、矢吹宿、矢吹新田村、久来石村、笠石村、鏡沼村、細谷村、行方村

右諸所名主・組頭

一 本文目録ニて外四通を以相触候村々左之通、

久田野村、本沼村、泉崎村、北平山村、北平山新田村、明岡村、松倉村、松崎村、三城目村、龍崎村、成田村、北須釜村、南須釜村

一大村、双石村、板橋村、借宿村、蕪内村、関和久村、十文字村、旗宿村、白坂宿、下黒川村、皮籠村

一米村、長坂村、柏野村、羽太村、真名子村、羽鳥村、畑良尾村、

熊倉村、鶴生村、小田倉村

一大谷地村、飯土用村、滑川村、安養寺村、上小屋村、増見村、上小中村、下小中村、小川村、牧内村

一 先日御問合之趣御承知いたし候、金子之儀、則西郷氏へ申出候処、直様向々へ申出相成、御差続相成候儀共は、島津氏、伊地知氏之西郷、相良より御問合之趣御座候、左様御納得可給候、扱又送越候荷物も都て相届候、手負人は直様横浜へ被送越候、此節足輕兩人飛脚差立候間、御納得之為此段申進て、当細事は式部殿、正治殿へ御曳合可給候、以上、

五月三日

肝付郷右衛門

樺山休兵衛殿

土持左平太殿

二 白、薬品之類は先日平田九十郎使より差送、宇都宮藩之儀も其折平田同船ニて差返、是又此リント式本、此節申遣候、

同七日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

小野彦兵衛、古川源助、

新納宗之助、松本惣右衛門

一 滞陣中筒払いとしても発炮無用ニ御座候間、此段為相心得御通し申候、以上、

辰五月七日

島津式部

樺山休兵衛殿

伊勢仲左衛門殿

賊徒死体員数左之通

一三拾三間通拾八人
一固台物拾貳人
一三番町より五番町松並迄八拾五人
一九番町山之手八人
一小丸山貳人
一九番町松並より近道三拾貳人
一同山之手拾八人
一同山之手六人
一登り町口拾三人
一立石山同辺り貳拾貳人
一郭公山向沢貳拾八人
一大沼山六人
一本町拾八人
一桜町裏八人
一天神町裏三人
一薬師山拾九人
一妙閑寺境内耆人
一小岸寺境内耆人
一薬師山下九人
一中川原耆人
一藤津耆人
一三百五人 外ニ貳拾三人
右之通取調奉差上候、以上、
辰五月七日

下之町穢多

薩州御小荷駄様

媚石印

一全明忠信居士 年貳拾六歳 小野藤吉
一廓道忠順居士 広瀬喜兵衛
一悟山忠源居士 河野助五郎
一頌寛忠营居士 伊地知清八
一義順忠山居士 坂本仲藏
一朴淳忠厚居士 古後七之丞
一泰岳忠全居士 田中清右衛門
一機岳忠了居士 池之上新八
一円通忠開居士 染川彦兵衛
一隆山忠芳居士 二階堂右八郎
一善外忠達居士 赤塚源之進
一無外忠法居士 中原休左衛門
一觀量忠念居士 河野彦助
一雲外忠峰居士 武川直枝 肥後者
右拾四人閏四月廿五日・五月朔日戦死、奥州白川本町長寿院之
葬、

同八日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断
小野彦兵衛
新納宗之助

一此節人足等致往来候儀ニ付、町会所より右印鑑を以差通度申出候
間、御扣置給者命之上御差通有之候様、本営方より承礎付、其通

御心得可被給候、以上、

辰五月八日

薩州小荷駄方 印

白坂口、棚倉口、原海道口、奥州口、仁井町木戸、

御固メ場 宿場役人老人

右急成御用之儀有之候間、早々致出立白川駅宿陣本町若花屋半七所も差越届申出候、此段以飛脚申越候、以上、

辰五月八日

官軍薩州小荷駄方

飯土用村駅、郷渡駅、白坂駅、根田駅、田島駅

右宿場役人中

一去ル廿七日付之御問答之趣、昨廿八日夕刻相達、此節於白川表手負人数療養之品御注文被申越、則方々尋方候得共、トント此老品江戸表え無之、横浜え申越置候間、参次第早々差送候様可致候、其余は都て差遣候間御受取可給候、勿論飛脚ニ参り候、宇都宮藩両人は藩屋敷ニ泊、然処平田九十郎今日船より火薬類積入、其地え発足ニ候幸便ニ有之、右船え本文薬品類相頼積入差送候付御受取可給候、右之両人も船より帰府ニて候、い細之趣は平田氏へ御聞取可給候、白川之儀上原藤十郎より大凡之咄承候処、余程苦戦之由、誠ニ残念之至候、もふ是から先も賊徒は必死之者共にて、是迄之旨、兵残徒之者共トハ相替可申候間、能々御計策有之候様暮々祈居候、上原も昨夜半当地出立上原いたし申候、此方之人数もいまた繰出決て不致候、

一江戸表も上旬は平静之姿ニ相見得候共、中々其通ニては無之、今形ニては平隠ニ治り候儀、難計勢ニ御座候、世態之形成平田氏より相聞取可給候、

一原田敬介事は於横浜三日跡終ニ相果、苦々敷事御座候、其外ハ先今形ならは随分やり付可申様之咄御座候、

右は荒々御答迄如此御座候、尚追々細事可申上越候、以上、

辰四月廿九日

肝付郷右衛門

樺山休兵衛殿

一二手塚村、川原田、吉岡村、赤羽村、新屋敷村、滑津村

右村々高百石ニ付、人足四人ツ、差出候様、触状出スル、触状ハ先之通ニて略ス、

同九日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助、

同十日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

品物薬種覚

一ヨードホットアス二瓶

一阿片小半斤

一フロートヨチウム一瓶

一甘汞半斤

一セソソ塩一瓶

一 コロクスマルチス一瓶
 一 キナ皮一斤
 一 カスカリルラ一斤
 一 茯苓末一斤
 一 硫黄花二斤
 一 マクネツシヤ半斤
 一 石灰一斤
 一 礶砂半斤
 一 石鹼半斤
 一 竜腦小半斤
 一 カヤフーテ油一瓶
 一 霸王塩一斤
 一 舍利塩三斤
 一 硝石一斤
 一 シヤンハン酒式瓶
 一 蒲萄酒、何レニテモ有合次第
 一 モルヒネ一瓶
 一 ホミカエキス小半斤
 一 吐酒石小一瓶
 一 重炭酸曹達一瓶
 一 ヒヨスエキス一瓶
 一 チキタリス葉半斤
 一 朱砂小半斤
 一 ラウリールチルス水一瓶
 一 ビスミット一瓶

一 蒲公英エキス半斤
 一 カンタリス小半斤
 一 生水銀小半斤
 一 フレイフ油一瓶
 一 モス小半斤
 一 大黃末 半斤
 一 麝香一匁
 一 遠志半斤
 一 ホフマレ一瓶
 一 萇宕エキス小半斤
 一 ミーニー半斤
 一 黄蠟半斤
 一 フラスコ十本

右之通御買上被成下度奉頼候、以上、

五月十日

病院医師 大田道舜

御本宮御役場

本宮役所 印

小荷駄方

朱「金六両 御作事人足 休太郎

福島屋小差 吉五郎

右本宮より之壺封為持、江戸人飛脚差立候事、

但宛書左之通

東山道筋惣督府付

宇田栗園様、 平田九十郎、北島征太郎様、

藤井九成様 要事

江戸大名小路因州邸 奥州白川より

辰五月十日」

朱「送状

別紙御注文之通、買入差送候間御受取給度、依て送丞を以如此御座候、以上

江戸在陣薩州小荷駄方

辰四月十四日

肝付郷右衛門」

白川在陣薩摩小荷駄方

樺山休兵衛殿

右之通辰五月十七日相届候付、病院医師へ即日曳渡候事」

一平田九十郎一昨日当所之致着、其表も先は静謐之由御同慶二候、白川城之儀、去ル朔日追払、右手負人数差引として土持左平太致出立、其元事様差越候間、い細之情態は御直ニ御聞可給御頼申越候、西洋薬種御周旋請継ニ今日相届、御面働之至ニ候、代払等之儀、萬端御都合成給色々御手数之程致想像候、いまた奥州福良諸所会え致荷担（加担）候、鎮撫何頃とも心宛出来不申候、一再度御頼申越候儀と返候得共、又候当所病院医師申出候薬種、別紙之通候間、早々御買求給之上帰便より御送越相成候様、精々御働給度、望有之可然御頼申進候、此段及御問合候、以上、

辰五月十日

白川滞陣小荷駄奉行

肝付郷右衛門殿

樺山休兵衛

一中畑村、大畑村、中野目村、神田村、須乗村、日新田村

ベ六か村

一釜子村、上野出島村、下野出島村、上沢井村、下沢井村、外楨

村、中野村、塩沢村、川邊村、蒜生村、小高村、中村、岩法寺村

ベ拾三か村

右式通を以村々高百石ニ付人足式人ツ、差出方触状出ス、

町夫々 彦次郎、仲太郎

右は六番隊之被召付置候处、両人共病氣相煩、御用立兼候付、追々江戸之病院之被差送、跡及差支候間代相渡候様、御取計給度此旨御頼談申進候、以上、

芦野在陣六番隊人馬方

辰五月八日

高場新八

白川在陣 小荷駄方

玉薬方 濱田祐一

朱「福島屋人足 太助

右仲太郎外傭人代として芦屋駅出陣、六番隊之昨夜差立相渡ス、辰五月十日」

同十一日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一和田村、濱尾村、前田川村、小作田村、一ノ関村、田中村、日照田村、雨田村、小山田村、狸森村、小倉村、江持村、堤村、須賀川村

ベ拾四か村

一渋川村、双里村、形見村、谷沢村、坂路村、仙石村、鎌田村、竹貫村、上松川村、下和川村、中田村、羽手村、山上村、大山村、

湯郷渡村、母畑村、上吉村、下吉村、曲木村

ベ拾九か村

一飯豊村、大里村、松元村、白子村、高林村、柿之内村、岩渕村、矢田野村、梓衝村、保土原村、仁井田村、稲村

ベ拾貳か村

右三通先之通村々触状出ス、

一今般 御親征被仰出候所も 大惣督之宮奉始、諸惣督御東下、官軍発向諸方之賊徒征伐被

仰付候儀は、全体国土鎮静シ、兆民塗炭之苦を免れ候様との御趣意ニて、既ニ先鋒当所迄進軍、賊兵を追散シ、尚商農其業ニ安し候様御所置可被仰付候、然処□□^{摩訶}方村々之儀、是迄徳川支族三家領分之由ニて、地頭方殿役之外、駅之助郷人足等は一切出役不致段申出候共、其郷何国之□村ニ至候て、王土之人民ニ非るに不記候、勿論之事ニて殊ニ此節は不容易御軍役、士農工商各其分を尽し、王土ニ生れ候御厚恩を奉報候儀は、誰シも其心得可有之管候、尤、夫役相勤候者へハ一同迷惑不相成様、夫々貨錢被成下候儀ハ勿論一旦 勤王之志厚、忠勤相抽候者ニハ、屹と御褒賜可被仰付候間、銘々得其意、速ニ命令ニ応シ、人夫ニ出役シ、王家ニ勤方仕候様可被致候事、

朱「本文芦野雄之助内大輪左中差越、参謀伊地知正治より此書付

相下候付、従是先助郷之相究候儀は、小荷駄方へ曳合候様承候

談□^{摩訶}合候故、芦野助郷之永代居付候儀を薩州小荷駄方より致聞

係候儀筋違事ニ付、一先当分之處は芦野領主より達候上、仰付

助郷之夫役為勤候様及□^{摩訶}有之候て、以後其筋え曳合表通相究リ

經じめみえ字
□□□置候事」

辰五月十一日

東山道惣督府 参謀

野州那須郡

一小口村、向田村、和見村、少砂村、大山田村、建武村、馬頭村、久那瀬村、杉野村、富山村、矢又村、大内村、大那地村、盛泉村、谷川村

右別紙令書村々え達し相成候間、此上人夫催促等之都合は其御方より可然様御取計成度候、以上、

五月十一日

本營役所

小荷駄方

黒羽藩郡奉行 秋庭三郎兵衛

右同 郡方調役 田中金右衛門

右同 小室作次右衛門

右は人足沓件ニて、当所迄致出役候由ニ付曳合候儀も有之候事故相含置、宿手当いたし呉候様本營承、城下大手前通え宿沓軒申付置候事、

一四番隊城内え有之候、米致分捕、右米雨濡等相成候由ニ付、看々及挽米且いづれ官軍中え相候、米筋之事故、凡て金穀方え曳渡置候様本營役所より承、川越藩小川清左衛門え達置候事、

但去ル九日相達候共帳面後相記ス、

一米拾四俵

右城内横町門外え有之候へ共、兵具隊より致分捕、本營え申出候処、金穀方え曳渡シ様小荷駄方へ可申出旨致承知候様、矢野泰助より訴出、小川清左衛門え達置候事、

同十二日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一仙藩三人・会藩老人生捕相成様兵具隊え預居候処、申出之趣有之、当所年経え達置、小荷駄方より番人付置候様可致旨相傳候様足輕牧勇次郎より申出事、

一スポンス四、代金貳両貳歩

一スホイト一具、右同貳両貳歩

一重炭酸曹達貳瓶、右同壹両壹歩

一雨替代、貳朱也

一桐油壹投、代壹朱

一ベ六両三朱也

右之通於江戸有馬直之進より求來、病院石神良策え相渡候様本宮より承曳渡ス、

同十三日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

同十四日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一今般 御親征被仰付、忝も大惣督宮奉始諸惣督御東下、官軍発向諸方之賊徒征伐被仰付候儀は、全体国土鎮靜し、兆民塗炭之苦

を免れ候様ニとの御趣意にて、既ニ先鋒当所迄進軍、賊兵を追散し、猶農商其業ニ安し候様、御処置被仰付候事ニ候、尤、此節は不容易御軍役、土農工商其分を尽し、就中当町役々儀、郡司代等も留守中之事候間、尚、一涯心掛人馬之寄セ方繼立等之取扱、諸事誠実ニ曳受行届候様相捌、王土ニ生れ候御厚恩可奉報候、勿論夫役相勤候者えは一同難渋不相成様、私貨錢可被成下、且又一段勤王之志厚忠勤相働候者へは、夫々御褒（美欠カ）賜可被仰付条、此上心掛薄不守候者は、嚴重御沙汰可有之候間、町役は素より諸在百姓ニ至迄も篤と得其意、汲受違無候様、速ニ命令ニ応シ、王家ニ勤勞、官軍之用弁急速相運候様可致精勤候事、

朱「本文書認之上町会所掛札として相渡候事」

年号月日

東山道惣督府 参謀

五月十五日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

目錄

一金七拾両

以上、

寄付状

薩摩

辰閏四月廿五日戦死人数七人略ス

同五月朔日 戦死人数七人略ス

右は今般奥州白川城え寄屯居候賊徒討敗、当月朔日追落候節先鋒

相進、是月廿五日相戦候折致戦死候人数、祠堂料として別紙目録
之通致寺納候間、墓所・碑前は勿論誦経・香花等之儀、永世無斷
絶可然様回向供養可給候、此段為可及御依頼寄付状如件、

慶応四年戊辰五月十五日

官軍薩摩

長寿院

朱「収證

金七拾両 辰閏月廿五日并五月朔日戦死人数略ス

右は当城之寄屯居候賊徒当月朔日追払之節、御先鋒ニて被致
戦死候御人数、為祠堂料書面之金子御寄付ニ相成慥ニ致寺納
候、然ル上は墓所・碑前は勿論誦経・香花等之儀は、永代無
怠慢回向供養可申候、此段役代え申伝相違府可有之候、其収
券如件、

慶応四戊辰年

白川菩提所

官軍 五月

長寿院 印

薩州御本宮

賢邦 印

前書之通相違無御座候、若転住又は隠居等仕候節は、夫々申合
代々之相続永世懈怠之儀無之様取計可申候、依之奥判仕候、
以上、

白川大統寺 印

賢邦 印

白川録所関川寺 印

玄虎 印

小荷駄奉行

樺山休兵衛殿

兵糧奉行

土持左平太殿」

覚

一金七拾両

一目録一通

一寄付状一通

右之通致寺納候間、方院転任候節は後代之傳渡、永世無滯萬端可
然御依頼申上候、以上、

慶応四年戊辰五月十五日

薩州小荷駄奉行 樺山休兵衛

兵糧奉行 土持左平太

長寿院様

関川寺様

大統寺様

同十六日雨

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

速水吉之丞

新納宗之助

同十七日雨

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

速水吉之丞

新納宗之助

一今般 御親征二付、当分白川之駅迄出張致滯陣居候处、当所

度々之戦争ニて人馬寄集候儀急弁不致、

右ニ付ては芦野・黒羽藩中也出掛相成居、旁御曳合急速御熟談申上度筋合御座候ニ付、人馬方構之手附老人当駅迄御出張給候様御依頼申上候、此段以刻付書面得御意候、以上、

辰五月十七日

薩州小荷駄奉行

山内源七郎様

朱「以宿村継奉申上候、然は山内源七郎之御用状御継送今十九日当

着仕候得共、右は去十七日大州様、鍋島様、御同勢当陣内之御差越、右源七郎御討取相成、陣屋御焼払之上御同勢宇都宮之御帰陣相成候間、則御用状奉返上候、依之此段申上候、以上、

辰五月十九日真岡町役人惣代名主 半兵衛 印

薩州御小荷駄方

利兵衛 印

御役人中様」

一今般 御親征ニ付、当分白川之駅迄出張致滞陣居候処、当所度々之戦争ニて人馬寄集候儀急弁不致、右ニ付ては芦野・黒羽藩中也出掛相成居、旁御曳合之上急速御熟談申上度筋合御座候ニ付、人馬御支配方之御役筋、御老人乍御面働、当駅迄早目御出張給候様御取計之処御依頼申上候、此段以刻付書面早々得御意候、以上、

朱「本文小堀克巳致出役候事」

辰五月十七日未刻

薩州 小荷駄奉行

大久保三九郎様御内

御金役方様

一諸所之戦争御配慮無申計奉存候、然は御留守居へ之御状幸便即

差遣候、猶又菓種之儀ハ御問合之通取入差遣候間、御受取可被下

候、い細は土持氏より承候、安心いたし候、村田氏、両伊集院氏被参嘶共承存候、将又其許より被遣候、夫卒式人金出候儀被仰聞候通、用金として三両相渡申候間、左様御聞取可被下候、

五月十四日

肝付郷右衛門

樺山休兵衛殿

手負衆もいまた滞船晴上次第廻積之賦御座候、

同十八日陰

一樺山休兵衛、速水彦之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一去ル朔日之御返書之申刻時分飛脚人足共罷帰、菓種も慥ニ被相届直様病院之曳越候、

朱「本文即日伊地知正治江戸行ニ付付役四元角右衛門之為持越候事」

且人足式人中途用心金三両御渡給旁御繁多中御手数ニ相成、御面働より極御座候、

式番隊戦死之古後七之丞、荷物先達て差遣候跡越見得来候付、先々之通何分可紛御取計可給候、其表戦争共相成候ハ、委細之次第御洩給度御座候、此段及御掛合候、以上、

五月十八日

樺山休兵衛

肝付郷右衛門殿

残死骸取調

一立石山四人

一蛭石道八人

一九番山筋九人

一谷津田川 五人

一阿隈川四人

べ三拾人

右之通残死骸取調奉差上候、以上、

五月十八日

下町之媚名

薩州 御小荷駄方様

一諸隊入用之人馬現仕候員数并当分各隊へ集居候夫卒、何旁曲輪之者共何人と取調之上、一帳え取仕建早目差出可給候、以上、

辰五月十五日

小荷駄方

二番隊但大炮隊、臼炮隊込、四番隊、五番隊、六番隊、貳番大炮隊、臼炮打手、製作方、兵具隊、

右四役場

同十九日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一今般 御親征ニ付、官軍白川之駅迄発向、追々江戸表より進軍之賦ニて海道筋不通融無之様可有之处、鍋掛宿之儀、別冊之通助郷人馬出役不致由ニて、不自由之段申出継立ニ付てハ何分助郷之事ニて、此節柄之訳も有之、是非通行最安可相成様、何分御取捌有

之度儀ニて宿役人共当所之差越申出候儀故、此段早々不被捨置得御意候、以上、

辰五月十九日

薩州 小荷駄奉行

大久保三九郎様御内

人馬支配御役人様

同廿日陰

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

速水吉之丞

新納宗之助

一米四拾八俵

薩州様御分捕米、田町御門ニ有之分、土持様より受取

朱「本文即日島津式部之書置候事」

一同三拾俵

右同様御城内米蔵ニ有之分、四番隊金穀方より請取

一同三拾俵

右同様横町御門ニ有之分、兵具方様より受取

べ九拾壹表

右之通受取申候、以上、

辰五月十三日

一番隊付 伊藤九分士郎

小川瀬左衛門 印

長沼領滑川村百姓

巳之助

朱「本文謀者取扱致所持居を福島屋夫卒共より相捕、会津は無相違処より首級之儀、捨札建付、仙台満道之相さらし候事」

右は賊徒え付従、諸所間道之案内等いたし、官軍之陣力え忍入候術策を設ケ、賊中之間者疊悪之徒無紛儀致露頭、依て加天誅候者也、

薩州

滑川村百姓

朱「本文宛書場え致案内置呉候様」

一右は賊徒二付従、諸所間道之案内等致し、官軍之陣中え忍入候術策を設ケ、賊中之間者無紛儀致露頭、今日及殺害候間、其通御心得可被給候、以上、

長州、大垣、忍

薩摩 本営

右本営方

一大炮二挺、二番隊分捕

一大炮壹挺、四番隊右同

一右同壹挺、五番隊右同

一右同壹挺、貳番大炮隊右同

一右同壹挺、兵具方隊右同

一曰炮壹挺小荷駄方右同

右は本営方より調出呉候様との事にて、昨日島津式部え差出置候事、

西大路藩岸村斎、西大路藩山内小弥太、陸田久米八、

川越藩中村彦八

右五番隊構金穀方

右貳番隊、四番隊構金穀方

古河藩伊藤九分士郎、大垣藩小寺岩九郎、川越藩小川瀬左衛

西大路藩本田勝之助

右長州大垣貳番隊右同

右六番隊并本営小荷駄方右同

大垣藩関谷鉞太郎、西大路藩木野雄之進

右長州、忍三番隊右同

同廿一日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同斷

小野彦兵衛

新納宗之助

一只今当城内ニおひて四番隊小銃致打試ニ付為御心得、此段致通達候、以上、

辰五月廿一日

本営

小荷駄方其外略ス

同廿二日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同斷

小野彦兵衛

新納宗之助

一今般 御親征ニ付、官軍白川之馱迄発向致滞陣居、黒羽藩中芦野役筋出張相成、人足呼集方周旋央ニ有之故ニ付辺之通路筋も御配慮之儀、相察候得共、何れ近郡差寄御熟談不給候てハ行届兼候儀ニ付、何分此書面相達次第、遙々午御面働同所迄御出掛給度、此段御依頼為可申上、然と則付を以如此御座候、以上、

辰五月廿二日辰刻 薩州小荷駄奉行

朱「本文鍋掛宿より真岡攻之儀も、同所退候跡にて其俣宿役人より

返納致候事」

鍋掛宿出張

真岡支配会掛御役方様

一金子千五百両

右は長州二番隊構之金穀方より左之通書状参、尚又致相談奉行相受取候事、

朱「本文金穀方大垣藩小寺岩九郎・藤田清吉、西大路藩本田勝之助

へ曳合相受取、差初三千両被相渡候筈にて、金穀方久村伊織外
老人ハ承置候付、跡五百両ハ送越次第受取候筋申置候事」

一以別紙得御意候、然は過日三千金御渡可申上候处、金子払底ニ付
延曳之故御断申上候、然処少々護送にも相成候ニ付、乍少々も御
渡可申候、

右ニ付長州二番隊付金穀方御遣可被成下候、尤、三千金は六ヶ敷
候間千金計とは如何御座候也、此段御熟談仕度俄ニ御座候、萬事

期御面談候、以上、

四月廿二日

金穀方支配中

薩州様御小荷駄方

樺山休兵衛様

同廿三日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一今四ツ時より長州藩於当城内筒構いたし候ニ付、此段致通達候、
以上、

辰五月廿三日

本営

小荷駄方其外略ス

一以手紙得御意候、然は三千金之内、昨廿二日千五百両御渡申候
处、諸隊見積致算勘候处、融通出来可仕哉ニ御座候間、残金千五
百両御渡可被下候、

右ニ付受取書為御持被下候得共、皆済御渡可被下候、

此段得貴意度早々如此御座候、以上、

但長州二番隊付金穀方え御出可被下候、以上、

五月廿三日

金穀御用掛 田中治人

薩州様御小荷駄方

樺山休兵衛様御用方

一此節官軍白川之駅迄発向致滞陣居、黒羽芦野其外烏山等より役
筋も出張相成、慥之人夫寄セ方々央ニ候、右ニ付先日差立候書翰
之俣隊書を以被差返昨日相達候、何分御氣之毒存候得共、いつれ
真岡表より夫方構之役目老人出役無之候ては、不都合之儀ニ付、
遥々乍太儀此書面相達次第申談、早々致出立白川駅迄着越町会所
え取次届可被申出候、此段態と申越候、以上、

辰五月廿三日午刻

薩州小荷駄奉行

真岡郡中惣代 台町名主

半兵衛

田町名主

利兵衛

荒町名主

助兵衛

朱「真岡 織城町之

善右衛門

右同 飯貝村之

武兵衛

右辰五月廿九日致出役候事」

林田跡人足支配之儀は何か都合克取計有之度候、

一此節官軍白川之駅迄発向致滞陣居、追々大勢繰込之筈にて黒羽芦野鳥山之役筋も出張相成夫卒寄方央ニ御座候、右ニ付御藩之儀も海道筋通行、御配慮之筈御座候得共、御支配請所巡邏之村々高百石ニ付屯人五部位之割を以御繰出請候様御取計請度且其御掛之御役筋屯人、遙々午御太儀御出張掛請度重畳御依頼申上候、態と此段以書面如此御座候、以上、

辰五月廿三日 薩州小荷駄奉行

大田原鉦丸様

御重役様

受取

一米貳百拾四俵

右は一番大砲隊之御分捕米、受取之處如件、

金穀方

慶応四年辰五月廿二日

小川清左衛門 印

伊東九分士郎 印

牛屋浩次郎 印

一罪魁既及降伏候處、会等之余賊猶野心を逞し、兵を境外ニ出し、王師ニ抵抗し、未東方平定不至、日夜憂苦ニ不堪處也、其方共春來數度之苦戦忠勇を励シ、屢賊徒を払撃し、三軍之威名を耀シ、大ニ宸襟を慰む、然るに隔地にして報告疎濶、自然現地の形勢情実、其細詳を不能衆孤軍寡兵更ニ応援之兵ナリ、遂ニ死地ニ陥しむ、是全即日輩等之罪也、然るに兵士義勇之氣、聊屈撓せず、

益奮勵シテ遂ニ苦攻ニ及、白川城ヲ乗取、大ニ朝威を賊地ニ振ヒ、徹鉦を摧き、策遺算なく、頗愉快之勇戦を遂し、報知を得、実ニ欣然踊躍之至ニ不堪、天威之所及と雖、偏ニ將士捐軀力戦之功ニ非ずんは、如何そ數倍之賊兵をして、一時之敗滅せしめんや、深ク戦死之勞苦を思且不幸にして、死傷之者不少趣、誠ニ憫然之至ニ不堪、然るに方今之形勢罪魁降伏すと雖、簾下猶陽に恭順を唱へ、陰に禍心を包蔵し、王師ニ抗する之所状を顕せり、余不肖之身を以監察使之節を奉して、東府に下るや、速に賊徒を討滅し、民生塗炭之苦を救ひ、聖慮を安せん事を願す、冀は汝等鞠躬激勵益敵愾之氣を興し、速ニ賊巢を屠滅し、奥羽平定之功を奏し、宸襟を安し奉らん事を希望す、

五月七日

勅

薩藩隊長え

一三條殿御直書、今日到来ニ付兵隊中拝見可被致候、以上、

但御酒五挺被下候間、小荷駄方え取ニ可被遣候、

五月廿二日

本營役所

小荷駄方其外略ス、

五月廿四日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一 今四ツ時、於当城内二六番隊致筒払候付此段致通達候、以上、

五月廿四日

本營役所

小荷駄方其外略ス

口上

一金貳両

右は明廿五日戦亡人数法事致執行、供物断として致寺納候間、万端可然御營驗度御頼申上候、以上、

辰五月廿四日

薩摩小荷駄方

長寿院様

一 兵糧貳百人前

右黒羽藩旗宿近辺にて致戦争候付、送越候様本營より承兵糧方、小川瀬左衛門え問答受取之上差遣候事、

一 白米六俵

右同節黒羽藩兵糧米にて彼方より差遣呉候様任頼差遣候趣、本營より承小川清左衛門へ同様受取、白坂之駅え彼方より才領相付差送候事、

同廿五日陰

一 樺山休兵衛 速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一式番隊え先日相渡候金貳百両之内百五拾両ハ用心銀として相渡、跡五拾両を以、夫卒菜代相候様可取計、本營より承候事、

一 諸隊え留置候夫卒菜代之場にて金拾四ツ、渡付時々通蝶を以、

受取方相成候様有之度其通取計候様、本營より承候事、

一 酒代として金五両ツ、貳番隊・四番隊

右同千疋 臼炮打手え

右は今日大易降賊徒追討いたし、然之通諸役者招呼、只今頂戴被仰付度致吟味候間、可被出様御取計され候、以上、

辰五月廿五日

本營 印

小荷駄方 貳番隊 東郷助之丞

右は貳番隊・四番隊半隊ツ、を村え斥候として繰出候処、大田川におひて賊兵之斥候ニ出逢及戦争、右助之丞戦死いたし、同所焼払候段承候事、

手負 堅山莊八

右同断にて手負、長州え屯人戦死有之由承候事、

一金四拾両

右石神良策病氣ニ付横浜え養生方として差越、平快次第立帰候賦ニ付、奉行当座之苦労金として頂戴被仰付候間、相渡候様本營より承候事、

出入

一金拾四両

右は白川之駅より横浜迄道中御賄料ヲ銘々出入を以相渡候間、罷帰候上、受取書を以差算当可相遂旨、本營役所より承候付、奉行通相渡候、以上、

辰五月廿六日

小荷駄方

病院医師石神良策殿

同廿六日雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

式番隊手負人数

一浅郷田猪之助、深長七左衛門、浅町夫之金五郎

六番隊戦死・手負右同

一戦死樺山清五郎、手負畠山森之助、同染川彦八、同比志島孫四郎

五番隊右同

一戦死有馬十郎次、手負鎌田正之丞、同斉藤藤太、同税所笑右衛門、同大迫一郎右衛門、同伊勢佐七郎、同瀬戸山吉兵衛、同相良

為次郎

臼炮打手右同

一深田代五郎左衛門但監軍

一今朝辰刻時分仙台海道并湯本海道大沼後辺跡等より賊兵大勢

一緒二攻来、直様手分二にて繰出及戦争、未刻時分凡て追払候事、

但卯刻過より白坂之駅も賊攻来大垣・黒羽藩二にて追払候段承候事、

同廿七日陰雨

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一今日江戸屋茂右衛門所え宿陣相替候事、

病院医師 石神良策

外二屯人宇都宮迄小荷駄方役々之内屯人

右は今日手負人数江戸表え被差越候付、小荷駄之役々之内より致惣取占、不都合無之様可被取計候、跡役之儀は諸隊四役場之内より追て兼務被仰付候吟味候条、此段申達候、以上、

辰五月廿七日

本營役所

小荷駄方

一六番隊、金五両

一四番隊、金五両

一五番隊、同五両

一式番隊、同五両

一大炮隊、同三両

一臼炮隊、同壹両

一兵具方隊、同壹両屯歩

右之通諸隊致苦戦候付、酒代として相渡候様本營より承相渡候事、

一式番隊、手負美坂彦六・西吉左衛門

一兵具隊、手負松崎寛二

一金百五拾両

右は其許御用小銃并彈藥等運送金貨錢致払用として御用金奉行之通高橋次右衛門へ被相渡候間、着之上、諸差引殘金返納有之候様、御取計有之度、可被越西郷氏より承候間、此段及御問合候、以上、

朱「本文高橋次右衛門・濱川彦太夫より殘金致持等候得共、池之上

四郎左衛門江戸之様差返肝付郷右衛門へ致差引候由二候、辰六

月朔日濱川彦太夫差越候付金子曳請候事、
辰五月廿一日 肝付郷右衛門

樺山休兵衛殿」

一今朝巳中刻頃朝倉海道より賊兵見得來候由にて、我軍未（相始）
刻時分より昨日通金勝寺海道山々え大郷標藏口賊兵攻寄、式番隊・四
番隊繰出夕刻追払候事、但手負人数前二記

同廿八日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一染川彦八、伊勢佐七郎、郷田正之丞、田代五郎左衛門、三原七
左衛門、美坂彦六、郷田猪之助、比志島孫四郎、畠山森之助、西
吉左衛門、齊藤藤太、大迫一郎左衛門、税所笑左衛門、相良為次
郎、豎山莊八、瀬戸山吉兵衛、足輕松崎寛二、病氣河野市次、病
氣足輕寺師平八郎、六番隊町夫金五郎

右之通手負并病人都合拾九人、為養生方江戸表え被召越候付、速
水吉之丞、石神良策、大工夫式人、福島屋小差老人・下人老人、
良策方より夫方兩人召列巳刻過被差立候事、

朱「一香雲印長山善公居士拾九歳、大迫市郎左衛門、藤原貞俊、

一貞道義実居士式拾三歳、伊勢佐七郎、平貞実、大迫市郎左衛
門、伊勢佐七郎事当月廿六日戦争致手負、養生方として横浜
之様送越候中途、同廿九日芦野城下ニおひて諺ニ及死命ニ付
禪宗露勝院住持白明え曳合葬式等致シ、其節祠堂銀并證文等
相添致寺納置候、彼方より寺状奉行次書證書等も相受取候、

右佐七郎事、去ル朔日於宇都宮死去相成候付、是又同所英巖
寺え前文同断銘々石塔相建首尾相成候事」

一金三百両

一雨桐油拾九枚

一蠟燭四拾挺

一吳座三拾枚

右は前文手負人数江戸表え差送方ニ付速水吉之丞被差越、本文通
持越候事、

一白米六俵

右黒羽藩瀬谷角之進より兵糧米、今日之処、尽果差送吳候様曳合
有之、本営より差出候様承、金穀方小川瀬左衛門外老人え書状を
以申遣相渡候事、

但付属兵隊之由申遣置吳候様本営より承、

一金拾両

一米三俵

白川永沢村長之助

右昨日金勝寺辺賊兵攻戦之節、小川筋橋掛用夫にて相働居候処、
致手負其段病院え訴列來、彼方より本営え申出、奉行通吳渡相來
候段、末野嘉仙より申出、尚長之助弟長藏親類みの吉より可強申
出候事、

但此金筋、米ハ小荷駄方え不相答、

一午中刻頃より棚倉海道賊兵見得來、大垣并長州・土州にて追払
候事、

一賊徒之間者老人、福島屋之者にて式拾五歳位大垣より根田にて相
捕及糺方候処、敵方より金子三両相貰ヒ、白川駅え致着、口賦ニ

て出掛け候処、相捕外二同列拾四人銘々出立且今夜子刻相図にて
当駅え夜襲相起居候段及白状候旨、大垣へ本営付大塚瀧五郎より
承候事、

大田原藩医師

一岡玄尾

一相良松斎、家来源吉

黒羽藩右同

一坂内伯隆、家来清介

一磯玄泰、家来亀重

一大田道舜、門弟桜岡欽斎

一斎藤隆貞

右之通御雇入相成居、金拾兩ツ、頂戴被仰付候付可相渡旨、本営
より承候事、

五月廿九日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

有馬直之進

一未刻頃より棚倉海道え賊兵見得来、長州・土州にて追払、夕刻致
帰陣候事、

一速水吉之丞跡代有馬直之進相詰候事、

一大迫一郎右衛門事、今曉被致死去候付、葬方等之儀は最勝院田中
藤五郎墓脇え葬置候、且石塔之儀は右住持え相頼達、帰掛致首尾
含二付、委細は伊地知正治殿より御聞取可被給候、此段任混雜一

筆形行申進候、以上、

辰五月廿九日

芦野滞在 速水吉之助

樺山休兵衛殿

小野彦兵衛殿

同晦日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

馬場新八速水吉之丞代

壱番遊撃隊戦死・手負

一戦死竹迫十次郎、右同野村正八郎、手負有吉次左衛門、手負面高
真之進、右同榊五郎兵衛、右同大山清右衛門、右同河野直助、右
同内山伊七郎、右同黒江勇右衛門、右同郷田助之進、手負後死ス
益満休之助、水夫中村勇吉、戦死本営竹下猪之丞、西郷吉之助下
人手負市

表具方隊右同

一唐釜勘助 奥新五左衛門

三番隊右同

一戦死唐釜勘介、手負池上勇次郎、右同鎌田幸之丞、手負相良笑之
丞、右同床次吉之助、右同美代幸之丞、右同川北五郎左衛門、右
同久永喜兵衛、右同吉田寄藏、島津正太夫家来手負橋口良助

壱番隊右同

一戦死岩下半之助、右同海江田猪右衛門、右同伊地知惣左衛門、
手負曳島勇右衛門、右同木藤宗八、右同松方長作、右同新納清一

朗、右同家村慶助、右同山下善右衛門、右同松山覺之丞、一番隊
夫卒戦死直吉

壺番大砲隊右同

一戦死隈元太一左衛門、手負岩城彦四郎、右同園田新左衛門、右同
松元直之丞、右同深柄彦五郎、右同津留八之丞、右同西田藤助、
右同肝付弥四郎、田町夫手負森吉

白砲打手右同

一手負肝付十郎、遊撃隊水夫袈裟次郎

右は江戸上野籠居之賊徒、去ル十五日追討被仰付、前文之通戦
死・手負有之候段、鮫島勘兵衛より承記置候、

但辰刻より申刻迄之戦争之由、

一手負原田長左衛門、右同町田助之進、右同黒田平左衛門、右同黒
田才藏、右同児玉平次郎、横浜にて死手負藤野休藏、右同堀兵八
郎、兵具方右同藤崎壯

右於上総手負人数候段承候事、

一有満早八郎、湯地次右衛門、有吉彦之丞

右上野戦争前同所下谷辺にて脱走人不意之戦いたし、人数にて三
人共戦死、五月八九日頃にて戦争後死体見付出候段承候事、不意
之戦いたし、多人数にて三人共戦死、五月八九日頃にて戦争後死
体見付出候段承候事、

小荷駄方夫 川辺之伊右衛門

右は去ル朔日戦争之節、江戸海道行当台場より関川内へ乗越候
正道にて敵味方入乱、其折は役頭付役夫方迄も面々曳列伊右衛
門儀は老人、右台場より拾間位上手之方へ踏越候、於其辺賊徒
隠居候段、味方之人数より声を立候処、一間位手前之藪中より

不図鎗を突出者有有之、直々行掛候処、外ニ老人鉄砲を地え居
へつけ、はひ居兩人共余程相方候躰にて拾取候刀を以兩人なら
切殺候得は、刀押曲候故帯居候刀老本、右鉄砲老挺致分捕、鎗
は捨置、差越候段申出候事、右鉄砲老挺致分捕、鎗は捨置形、
当所へ差越申出候事、

朱「本文本営より申出候様との事にて伊右衛門・金四郎形行書付を
以申出置候」

小荷駄方付御作事方主取夫 金四郎

右同日同所峠より宿内之方、山中にて鉄砲を携藪原より飛出候者
之不存寄出合二付、其者之帯刀を抜取、切付候折、味方より老人
走来供々切殺候処、暫時候間ニ右携筒者其辺候者共持去、無之刀
は用立候のニ不相見得故、振捨拵廻迄持来居候段申出候事、

五月卅日

小荷駄方

有川藤七郎

右は川上萬助快気迄之間、分隊長被仰付候、

五月廿五日

本営役所

比志島孫四郎

江田次右衛門

代り伊地知壯之助

鎌田軍助

右快気迄之間、右之通被仰付候、

五月廿八日

本営役所

右之通今日本営役所より書面にて廻候事、

口上

一金式両

右は明朝より戦亡人数法事致執行候、供物料として致寺納候間、御備付旁万端可然様御頼申上候、以上、

月日

薩州小荷駄方

長寿院様

一田中俊右衛門、坂本仲藏、伊地知清八、河野助五郎、廣瀬喜兵衛、小野藤吉、古後七之丞

右当月朔日戦死

一東郷助之丞、右同廿五日戦死

朱「名書本文之通、

右は去ル朔日戦死人数而已法事御頼申上置候共、此廿五日廿六日両日中ニ戦亡之三人も一諸ニ致吊度御座候間、明日は都合拾人之供養御頼申上候、此段能々如此御座候、

辰五月卅日

薩州小荷駄方

長寿院様

一大仙忠乗居士廿八歳、藤資紀、樺山清五郎

右同廿六日戦死、有馬十郎次

右人数明朝日法事執行例之通被取計度、尤、跡戦死人数之儀も曳寄一緒ニ被致候様被取計度此段申進候、以上、

五月卅日

本宮

小荷駄方

一此節官軍白川之駄迄発向致滞陣居近郡之役筋迄も出張ニて人夫寄方ニは候得共、過分 之夫卒不集候ては、官軍大勢之儀故不曳定、右ニ付別紙之通、是迄幕府請所之村々高百石ニ付、耆人五部位割を以庄屋組預候間より人足召列、早々繰出当所之致着候上

は、無間違薩州小荷駄方へ届申出候様、屹と可被取計候、此段以書面態と申越候、以上、

辰六月朔日辰刻

薩摩小荷駄奉行 印

野州芳賀郡 本文丸印之星ハ書村宛書ニは出ス、

一〇物井村、東沼村、沖村、大和田村、〇鹿村、阿部品村、落合村、樋口村、〇大根田村、八田村、羽方村、大関村、柳林村、大沼村、粕田村、中村、中里村、若旅村、寺内村、上大曾村、下大曾村、谷貝（谷田貝力）村、砂ヶ原村、堀込村、大道（大道泉力）村、鷲のす（鷲巢力）村、長島村、程島村、西田井村、上山村、長堤村、小泉村、大泉村、本沼村、前津村、鶴田村、道祖土村

辰六月朔日 村々無滞次越留主返納可有之候、

右是迄幕府請所之村々

庄屋 組頭

六月朔日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

有馬直之進

一土持左平太并付役有川金之進、大工武吉・作右衛門、福島屋小差由藏、外二四人横浜より致帰陣候事、

大田原銚丸巡邏 村々

今般官軍方諸藩多人數白川表繰込ニて、賊徒追討中陣場人足高百石ニ付耆人五部ツ、差出租様申付候、尤、訳柄有之、差支之村方は右同所出張大田原役人方え罷出、清差図急度 可為勤者也、

辰六月朔日

官軍薩摩 印

右村々役人中

寄付状

辰五月廿五日 戦死

東郷助之丞

同月廿六日戦死

樺山清五郎

有馬助次

右は今般奥州白川城之致会集候賊徒乗落致滞陣居候折、致戦死候人数祠堂料として別紙目録之通致寺納候間、墓所・碑前は勿論読経香花等之儀、永世無断絶可然回向供養可然候、為可及御依頼寄付状如件、

慶応四年戊辰六月朔日

官軍薩摩

長寿院様

朱「収證

金拾五両 戦死名前本文通ニて略ス、

右は今般当城之致会集賊徒京落致滞陣居候節、御先件ニて被致戦死候御人数為祠堂料書面之金子御寄付相成、慥ニ致寺納候、然は墓所・碑前ハ勿論読経・香花等之儀永世無怠慢回向供養可下候、此段後代之申伝弥相違不可有之候、為其収券如件、

慶応四年戊辰六月朔日

官軍 白川菩提所 長寿院 印

薩州御本宮

孝賢」

一 目録

金子拾五両

以上、

一金拾五両

一目録壱通

一寄付状壱通

右之通致寺納候間、住持転院之節は後代之転渡、永世無滞萬端可然御依頼申上候、以上、

慶応四年戊辰六月朔日

小荷駄奉行 樺山久兵衛

兵粮奉行 土持佐平太

長寿院様

関川寺様

大統寺様

朱「前書之通相違無御座候、若転住又は隠居等仕候節は、夫々申合後代之伝渡衛星懈怠無之様取計可申候、依之奥判仕候、以上、

大統寺 印

賢邦 印

関川寺 印

玄席 印

小荷駄奉行

樺山休兵衛殿

兵粮奉行

土持左平太殿」

一 白米八俵

右は黒羽藩兵糧米金穀方白川清左衛門より伺申出通を以被相受取候様相渡、已来は所方より直受取之筈候事、

芦野雄之助足輕兩人

右は江戸表え主用二付、差越度段申出候間、諸所無滞御通給度候、以上、

辰六月朔日

官軍薩摩

諸所駆々役人并関川固メ所

一 長拾五人位、大垣式拾人位斥候として泉田村方え差越候処、賊徒相見得未刻頃より戦争相始候段長より注進、援兵を乞、即刻御兵具隊并土州拾人位出兵相戦、申下刻帰陣、長藩手負壹人、大垣戦死貳人・手負壹人有之候、

徳川亀之助

駿河国府中之城主ニ被仰付、領地高七拾万石下賜候旨被仰出候事、但駿河国一円其余は遠江・陸奥両国下賜事、

五月

水野出羽守

一 今般徳川亀之助駿府城主ニ被仰付、同国一円下賜候付、追て所替可被仰付候間、兼て用意有之旨御沙汰仕候事、

五月

本多紀伊守

一 今般徳川亀之助駿府城主ニ被仰付、同国一円下賜候付、追て所替可被仰付候間、兼て用意可有之旨御沙汰仕候事、

五月

一 高家之輩自今 朝臣ニ被仰付候事、

五月

一 橋大納言

田安中納言

自今藩屏之列ニ被加候旨被仰出候事、

五月

瀧脇丹後守

一 今晩徳川亀之助駿府城主ニ被仰付、同国一円下賜候付、追て所替可被仰付候間、兼て用意可有之旨御沙汰候事、別紙六通相達候間、御承知之上御加点点可有之候、以上、

五月廿四日

大惣督府 御使番

薩州藩外略ス、

別紙之通御達相成候付、此段及御達候、以上、

五月廿四日

相良治部

諸隊

右之通於江戸通達有之候段承候付為見合決置候事、

覚

一 玄米三百九拾五俵也、

内百五拾俵 濡米

百俵長州二番隊之立用ニ相成證書有之、

右之通御分捕米当年賄之内え預置申候儀如件、

薩州四番隊付金穀方

慶応四年辰五月

岸村斎 印

薩州小荷駄方御役人衆

覚

一 玄米七百六拾俵、分捕米、五番隊

一 玄米百六拾俵、右同、大炮隊

右之通御預申置候、五番隊金穀方

五月廿八日 山内小弥太 印

陸田久米八 印

分捕覚

一 玄米貳百五拾七俵也

内百俵長州二番隊え立用ニ相成證書有之、

三拾六俵濡米ニ御座候、

右之通当年賄之内え御預申候間、役證如件、

薩州二番隊付金穀方

岩田丹次 印

浅野斉蔵 印

慶応四戊辰五月廿五日

薩州小荷駄方御役人衆

右曳後三通銘々金穀方より被差出候付本當え差出候事、

一 以前より紙啓上仕候、追日大暑御座候処、益御勇猛御在陣奉恐、

将又今朝御談御座候人足之儀、何分急速集急不取敢三拾人、中原

優介と申者付添其御地え御廻申候、尤、跡人足之儀、追々差立候

様可仕候間、左様思召可被下候、い細は優介へ申含置候間、従是

御承知可被成下候、

此段早々如此御座候、以上、

朱「本文白川人足払底之处より土持左平太様帰便宇都宮役人え致相

談候様書翰差遣置候雇賃錢にて仰付候事」

五月廿九日

土持左平太様

丸山善兵衛

一本營隊長老、斥候貳人、監軍貳人、士分八人、供五人、

一 老番隊卅五人供老、貳番隊卅七人供貳人、

一 三番隊卅七人供老、四斤施条炮老門六人供貳人、

一 器械方九人、

一 輜重方拾人供貳人、

惣隊百六拾老

右は薩州付属之黒羽兵隊人数秋庭三郎兵衛より申出候事、

但兵粮并菜代之儀は金穀方へ通帳を以被相受取候様遣置候、

一 其藩奥州白川口え出兵之人数會計之儀は、以来東山道付属之會計

方え申談諸事差支之儀無之様可相心得旨、惣督府御沙汰候事、

朱「本文達畢ハ東海道ヨリ差越候人数白川駅繰込ニ付、当所出張之

金穀方ヨリ得候様土持左平大江戸帰便ヨリ相達候ニ付見合トし

て記ス、

辰五月

東海道總得府 参謀 印

薩州 隊長中

同二日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 土持左平太、新納宗之助

一 未得貴面候処、各様弥以御壯栄御陣務奉雀躍候、弊藩ニも不相替

白川駅滞陣罷在、追々斥候先等之戦は相止不申候、去ル廿五日より五日曳続賊徒より寄掛、戦争手負戦死も有之、乍然時々追払、当分奥羽之勢屯里余之村々え四方寄屯居、追々出掛候付昼夜繁雜に御座候、然は先達て平田九十郎より書翰を以惣督府輜重方二ても御繰出被下候処を、宇田栗園様・藤井九成様・北島仙九郎様え御願申上候通、諸所より寄集候人馬等御支配之上給銭卷旁御取捌不相成二ては、遙々寄屯候夫卒共も逃去、土民之人氣も給銭一篇二官軍え不染付様相成候振合二て、奥羽進撃之次第ハ素より近辺え送出候、彈藥運旁さへ不行届儀故、戦争二付て甚以遺憾之儀は勿論、戦争死手負等相重ミ実々筆紙二難尽事而已ニ御座候、其上白川近村惣て賊徒蔓居候訳柄、剩官軍え夫方差出候村之者何方ニ不限女・童迄も殺、在家は焼払候杯暴激強儀ニ相威シ且村役人等相搦捕行、中ニは実ニ火を掛候宿場も有之、諸所焼捨候故、弥其暴行ニ致恐懼候儀二て、夫故近在人足共集兼候次第御座候、右ニ付無拠諸所遠方迄手を付三拾里位も相掛呼集致用弁召仕候付、尚更近郡之村夫とは相違払銭等速ニ不下給候てハ集かたき事情二て、却て寄集居候も各忍帰候時機ニ成立申候、然は辻夫方之宛行金迄迎も諸藩より相払候儀差過候事なら相調候丈ニ無御座候間、何分ニも右取扱之一局早々人数御繰出被下、何か之次第御捌相成候様御周旋之处是非御頼申上候、金穀方も当所滞留候得共、中々兵粮送出シ、其外旁之用弁繁多ニて余事曳受相成候儀迎も行届事ニ相見得不申候間、取扱候御躍筋御出張之上、御捌立相成候様不得止事、当駅之事情を尽し申上候、大垣藩牧田玄之丞よりい細言上可致候付御聞取可被下候、尚於当所手配ニも相成候儀ニ付御繰出被下候、日限且諸事之御返答近便より御差出候処重畳幾重ニも

御頼申上候、此段奉得御意候、恐惶謹言、

辰六月三日

薩州小荷駄奉行

樺山休兵衛

大惣督府

御執事様

朱「本文大垣藩牧田玄之助え相頼差遣、猶同人よりも願立候趣向致

示談置候事」

朱「返翰

御手紙致拝見候、炎暑之節弥御堅勝御在陣奉喜躍候、長々御陣中数度之御苦戦二候得共、各兵隊之勇烈ニて戦功不少、嘸早御配神奉察候、賊兵于今切々出張昼夜御繁務臨時人夫金米等御差支之御事情御尤之事ニて、い細致承知候得共当城ニも軍費雜費相湊ヒ、金子ハ素より役筋出張之儀迎も出来不申、然処来ル十一日乗船軍艦数艘平潟之辺え相廻シ、此手を以可為致攻撃候、其口ニ於ては先敵重ニ相保候様専務之事ニ候間、其御心得を以御滞陣相成候由、追て何分之御差図可申越候、委細之儀は大垣藩牧田玄之丞え申聞置候可被成御聞取候、

右貴答迄如此御座候、以上、

六月六日

大惣督府 下参謀

薩州藩 樺山休兵衛殿」

一今般先鋒惣督府え被召付、当分白川え滞陣之列藩是迄数度交戦尽力せし趣は遙々御聞達有之通ニ御座候処、大垣藩之儀始中仙道行軍之砌より於中途手初ニ賊徒追退ケ、続て野州表諸所之進撃ニ血戦し、手負即死も数多有之、諸失脚不少元来小藩候故遠

国掛帰、既ニ奔命勞れ及疲弊金作差迫候処、不得止御拝借金御内訴申上度趣無余儀談判之旨致承達、右内情之程兼て私共見聞仕、即今難決之為体実以傍觀ニ堪兼候事情ニ御座候間、願意之通御拝借被仰付度、無左候ては不日奥羽進軍ニも相成場合手術相尽、此ニ成功立兼候時機ニも至り候ては不可然儀と奉存候間、何卒御内願之趣御採用被成下候様御周旋之程偏ニ御依頼申上候、尚大垣藩より具ニ言上可仕候得共、前件難捨置此段奉懇願候、以上、

朱「本文大垣出兵金作ニ差廻り、惣督府え拝借金之内意本營より長藩示談之上申上可吳旨内意有之、小荷駄方より書面相認申上可吳候様承、本文老封大垣藩え相渡」

辰六月三日

薩州 島津式部

伊地知正治

川村与十郎

野津七左衛門

大惣督府

長州

御執事衆

檜崎頼三

百村八蔵

六月三日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

一 土持左平太、有馬直之進

一 牛六疋、取入各隊え沓疋ツ、致配当候事、

一 五月廿八日京都御発駕之御内定

一 七番隊新納軍八

一 九番隊樺山十兵衛

一 拾番隊法元英助

一 外城式番隊、但加世田伊作

一 御城下大炮隊

一 遊撃隊町田武輔

一 高岡一隊

一 壱番隊

一 高岡一隊、一番兵一隊右御供

一 拾式番隊志岐正次郎

一 知覽駕籠隊一小隊

一 都之城一小隊

右江戸着、

一 大炮打手軍艦乗付差引野崎五左衛門

以上、

島津修理太夫

田原事重大義拙忠効力

王室殊ニ去冬以来艱勉従事竟ニ回天之功業を顕し、且諸所出兵行軍之費不容易事と被為煩、

叡慮候得共、頃は東国之忘賊ハ

王化に不服、暴虐ニ募り、生靈塗炭候段難為安

宸裏候付、今般無余儀奉行被仰出候、素より深御依頼被遊候儀故、速ニ東下諸事大惣督宮に合属情可奏鎮定之偉功旨

御沙汰候事、

五月廿日

追て今日より関東御用相済候迄議定職同様心得を以政事執掌可致候事、

以上、

同四日雨

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

一土持左平太

一白米七俵

右金穀方小川清左衛門より受取度通帳を以黒羽藩秋庭三郎兵衛より申来候付、印判押調差遣候事、

一明後六日諸隊白川駅繰込相成候由、則届手当取掛候处、両三日跡より土州多人数差入、町家都合克場所は大体相塞り居、諸所行敷候小宿迄相残敷付、立具等不相揃候付いづれ代藩之宿陣可致相談候得共、発切と可被数つばかりかたく候付、小荷駄方并諸隊四役場之内夫々之踏越にて曳受決着不相成候ては、弥上都合ニは難参、尤、隊々之着駅相成候上致手当候儀は逆も行届候儀無之候間、為念此段早々及御掛合候、以上、

辰六月四日

小荷駄方

肝付郷右衛門殿

其外諸隊四役場

同五日晴

一土持左平太、小野彦兵衛、付役恒吉宗太郎

新納宗之助

有川金之進

松元惣左衛門

一樺山休兵衛并付役古川源助、福島屋小差吉五郎下人仁助、右は江戸表え御用之儀有之、付役等右之通召列差越候事、

一東郷栄助付役本村吉左衛門、

右は江戸より兵隊進発ニ付宿割之踏越未刻比当駅え着有之候事、

同六日雨

一土持左平太 小野彦兵衛

付役昨日同断

新納宗之助

東郷宋之助

一白米拾俵

右は金穀方より受取度通達を以黒羽藩秋庭三郎兵衛より申来候付、印判押調差遣候事、

一川崎正右衛門付役竹下小助、川畑森右衛門、町夫藤藏、土工夫藤四郎・幸右衛門、長州江戸より未刻頃着有之候、

一一番隊

一三番隊

一一番大砲隊

一遊撃隊

一白砲隊

一兵具方隊

一製作方

一本營

右は江戸表より進發ニて午刻頃各隊着有之候事、

同七日晴

一土持左平太、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

一川崎正右衛門、東郷宋之助

一明八日四ツ時分大砲隊奥州海道大垣固メ所ニおひて、大砲試發有之筈候間為御心得、此段申達候、以上、

辰六月七日

本營方

小荷駄方其外略ス、

同八日雨

一土持左平太、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

一今曉七ツ過より当町端式り所え出火有之、土持左平太、小野彦兵衛、付役有川金之進外ニ老人、土工夫并福島屋夫召列為取消方致出張候処、本武士屋敷当分明所相成候、跡え賊徒共より差火之形ニて家五軒及焼失、既ニ大火可相成場合候処、取消し鎮火相成夜明候て引取候、

朱「一庭鳥八疋ツ、一四番隊、一五番隊、一遊撃隊、一六番隊、

一右同四匹ツ、一壹番大砲隊、一貳番大砲隊、

一右同貳疋、一小荷駄方、

右之通配付申候事」

同九日陰

一土持左平太、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

一金三両三步

但老人ニ付老步ツ、

御作事方定番主取土工夫金四郎、休太郎、長次郎、武吉、御作事方土工夫休太郎、袈裟次郎、金四郎、芳太郎、兵助、清助、正助、休助、次郎助、嘉右衛門、本田町人足土工夫喜次郎、

一昨八日曉当市中両所迄出火候処、早速馳付能相働候故を以直ニ鎮火及、都合別て宜候付為褒美右通為取候事、

辰六月九日

本營役所

一奥州之賊徒猖獗白川城主之要地に盤踞シ、益兇暴を恣にし、官軍に相抗し候折柄、去ル朔日奮戦を遂、寡兵を以て忽賊徒を掃攘し、遂ニ城地を乗取、大二賊胆を破り候条深感覺候、尚成功之次第は速ニ可達 奏聞候、此上愈抽忠誠鞠躬尽力可有之候、仍感状如件、

慶応四年戊戌五月

大惣督 判

薩州 隊長中

一 薩州え

徳川慶喜及降伏候処、殘賊禍心を逞シ所々屯集、官軍に相抗し候折柄野州小山宇都宮其外数ヶ所ニ於て捐軀激厲屢遂苦戦及進撃候段叡感不斜大儀ニ被 思食候、猶此上一際抽精忠鞠躬尽力速ニ平定之功を奏シ、可奉安 宸襟被 仰出候、此段戰士之可

相達旨御沙汰候事、

五月三日 上原藤十郎便より届

一是迄予等弱齡不才を以、幸ニ不辱大任条足下始諸軍右之功勞ニ依辱存候、然処今般 大惣督宮御命を以東山道惣督職被免、改メ奥州征討惣督被 仰付候、尤、一度は兵權返上可致旨 御沙汰ニ付向後は直ニ 大惣督府之 御指揮ニ從、為國家愈勉厲可抽忠勤様所冀候、此段諸隊長及戰士え可相達候也、

五月 八千丸

具定

伊地知正治殿 五月三日江戸より届

同十日雨

一土持左平太、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

川崎正右衛門

同十一日陰

一土持左平太、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

川崎正右衛門

割印

一金三拾両

御兵具方

中尾惣左衛門

いちゝ吉次郎印

右は其元より奥州仙台迄被差越候処、当所迄ニて彼表え通行不

相叶被差返ニ付、爰元より御用物才領被仰付候間、中途人馬賃錢旅込料并用人金として右之通相渡候間、着之上御状之通可被申渡候、已上、

奥州白川在陣小荷駄方

辰六月十一日 土持左平太

京都御留守居衆

同十二日陰

一土持左平太、小野彦兵衛、付役昨日同断

新納宗之助

川崎正右衛門

一今辰刻より賊徒大挙シテ白川陣営ヲ襲ント欲シ、四方より攻来ル始は仙台海道大垣・土藩固メ場へ寄掛リ、互ニ炮合せし間ニ、又棚倉・会津之両道或は両海道より賊四方ニ起るニ味方第三番隊より四番・六番・遊撃ニ続ハ大炮・白炮打手其他長・大垣・忍藩等繰出シ、沓番より式番・五番隊ハ当日之非番ニて遊軍ニ備て各隊競進攻戦之場合両海道ニ掛リシ、六番隊は広野は賊徒充滿せし中ニ多ハ会藩進シ来ルを味方砲声、尤、烈敷突進而攻戦故賊等対兼颯ト引退式里半位進撃ス、此時援隊として五番隊湯元原との海道ニ繰出候共、六番隊敵地深踏入シ故、間ニ不逢、又棚倉・仙台海道え向シ三番より四番遊撃隊は長・忍等之兵も互ニ争進て攻戦事、尤、急にして石川口等ニ構し賊之炮台を落し、且民家を放火シ、大田川迄進撃ス、就中遊撃隊最初より敵之正面え掛けるに賊等山岳樹陰に便りて炮撃シ、暫時之間味方少々手負有之といへとも、猶突進□□兵具隊山之後ニ廻りけるに遊撃軍付入て左右より

砲撃するに、大兵なる賊大きに破れ立、山手をヨチ登し乱散する事、蜂之子を散か如ク勢ニ乗し、敵地深突入て賊数多撃斃シけるに賊三四里跡ニ逃帰る、今辰刻より之戦にして四方之賊悉ク追退ケ、且味方分捕生捕之者不少、斯て未刻過候頃、惣勢一同二兵を曳揚休戦す、但生捕三人賊首四拾討取、猶追々死骸を上ル也、一番兵を当日之非番申定メ遊軍を以て合戦スル法也、

戦死手負左之通

遊撃隊

一戦死

三原周助廿歳、藤原重業、池田郷左衛門廿歳、藤原政清

朱「本文三原周助、長束市郎、永野仲之助、御兵具方黒田運次即死

ニて即日長寿院え葬ル、池田次郎左衛門、濱川彦兵衛深手ニて

同夜死、翌十三日同寺え葬ル」

手負

佐土原新助、小出建斉、川崎市介、

右同

町田郷左衛門、川久保十次

三番隊

一戦死

手負

濱川彦兵衛、岸良弥右衛門

六番隊

一戦死

戦死

長束市郎廿歳、源正名、永野仲之丞廿三歳、中原祐静

手負

種子田左門

表具方隊

一戦死

手負

黒田運次長次廿二歳、永井喜一郎

四番隊 烏山夫四番隊渡

一手負

右同

右同

谷山彦兵衛、樺山覚之進、巳之吉

一土藩戦死式人

一同手負四人

一同藩生捕四人、夫卒生捕一人、旧幕御家人大田正左衛門二男大田

兼吉生年拾四歳ニて会藩服部綱之介付属と成出軍スト云、

一同討取首式拾七

一長手負式人

一戦死無之

一拾式搦分捕壹挺

一大垣手負五人

一戦死無之

一忍藩手負一人

一戦死無之

一生捕三人首を切

一今辰刻より午刻ニ至リ白坂ニて賊徒ト戦争、大垣・土州・黒羽藩

凡三百余人ニて血戦せし趣報知有之、官軍勝利之趣は相聞得候得

共、事実詳ニ不相分、

同十三日陰

一土持左平太、川崎正右衛門、付役昨日同断

小野彦兵衛

新納宗之助

一白米拾俵

右は金穀方より可相受取旨秋庭三郎差越通帳を以申出ニ付押印相渡、

一今日十字大沼原におひて分捕炮致試験候間、此段御承知可被成置候、以上、

右之通長州より只今申来候間、此段致通達候、以上、

六月十三日

本營

小荷駄方其外略ス、

一今日手負人数江戸え被差立候付ては手負之人々え中途に仕用金例之通御渡可請候、以上、

六月十三日

本營役所

小荷駄方

一川崎市助、川久保十次、佐土原新助、岸良弥右衛門、谷山彦兵衛、種子田左衛門、兵具方永井喜一郎、右同町夫宗太郎

右人数手負ニて横浜行

一遊撃隊田中四郎左衛門、病氣ニて右同断

右之通手負病氣今日横浜え養生方として被差越、医師浜田玄悦、

岡玄庵、小荷駄方より小野彦兵衛、付役恒吉宗太郎、土工夫藤藏、福島屋夫由藏、安兵衛、藤吉、常吉召列被差越候事、

一賊死骸三拾七人

内六人鹿島村、六人搦目村、一貳拾五人桜岡村、

右之通死骸取方付申候、以上、

六月十三日 下之町頭穢多 媚名 印

薩州御小荷駄方様

一鳥山人足致手負候付名前等相糺候処、左之通

但四番隊後六月十二日戦争

口上覚

綿打渡世 赤坂町家主 巳之吉廿六才

女房卅一才

母五拾八才

くに拾一才

六月廿二日 清吉 七才

源吉 三才

右之者御尋ニ付奉書上候、以上、

ベ六人

朱「本文巳之吉妻子并同村町役組合共同道ニて右妻子白川陣營え差

越金子拾両差遣ス

六月廿二日」

辰六月十三日

林泉十郎

六月十四日雨

一土持左平太、新納宗之助、付役昨日同断

川崎正右衛門

一白米拾俵

右黒羽藩秋庭三郎兵衛受取通差出候ニ付、印判相調差遣候事、

一賊死骸四拾六人、内大村え三拾六人、下村え四人、

右之通棚倉海道石川口より取揚埋置候事、

同十五日雨

一土持左平太、川崎正右衛門、付役昨日同断

新納宗之助

同十六日雨

一土持左平太 川崎正右衛門 付役昨日同断

新納宗之助

死骸取調

一合戦坂七人

但賊死骸五拾人余は戸坂を組川進下せし由にて被申出、

朱「奈須原海道筋撃斃候分ハ賊より取揚候か、員数不分、然共手負

死人五六拾人有之候段申出候事」

一米村口、折口村拾人

一桜岡山辺七人

一武拾四人

辰六月十六日

下之町頭 瀧右衛門 印

薩州御小荷駄方様

同十七日陰

一土持左平太、川崎正右衛門、付役昨日同断

新納宗之助

一白米拾俵

右金穀方より可相受取黒羽藩秋庭三郎兵衛より申出通帳え印判押

調相渡候事、

證書

一金三拾兩 祠堂

三原周助

長東市郎

永野仲之丞

池田次郎左衛門

濱川彦兵衛

黒田運次

右は去ル十六日白川陣營之賊徒襲来候処、右之者共先鋒突進及血

戦終致死命御当寺之葬置候付、為祠堂銀致寄納候条墓所取仕末ハ

勿論花香・読経等之儀、永代無断絶寺法を以可然御取計被給度御

依頼申上、依て為後證如此御座候、以上、

朱「 収證

辰六月十二日戦死三原周助外五人略ス

右は今般白川陣營之賊徒襲来候処、右之御方先鋒にて被致戦死

候、御人数為祠堂料之書面金子御寄付ニ相成慥ニ致寺納候、然

ル所は墓前・碑前は勿論読経・香花等之儀、永世無怠慢回向供

養可申候、此段後代え申伝弥相違可有之候、為其収券如件、白

川菩提所

慶応四戊辰六月

長寿院 印

官軍薩州御本宮

孝賢 印

前書之通相違無御座候、若転住又は隠居相仕候、それは夫々

申合役代え伝後永世懈怠無之様取計可申候、依之奥料仕候、

以上、

小荷駄奉行

肝付郷右衛門殿

兵糧奉行

土持左平太殿

慶応四年戊辰六月

薩州小荷駄奉行

肝付郷右衛門

兵糧奉行

土持左平太

白川長寿院方丈

一川崎正右衛門付役竹下小助、今日江戸表え御用有之被差越候事、

同十八日雨

一土持左平太、新納宗之助、付役昨日同断

山元尚綱、上村良徴

右横浜病院御用ニ付被差遣候間、御賄料等御法之通可被相渡候、
以上、但路金拾四両ツ、

六月十八日

本營役所

小荷駄方

大砲隊 坂元彦兵衛

右病氣ニ付横浜之趣差越可被下候間、何篇毎之通手当等取計可給
候、以上、

六月十一日

本營役所

小荷駄方

同十九日陰

一土持左平太、新納宗之助、付役昨日同断

有馬意運

右は横浜病院掛ニて別て御用立致骨折ニ付、尚望御心付として金
五両被成下度致吟味候間、今日伊集院吉左衛門便より為御持御遣
可給候、以上、

六月

山元尚綱、上村良徴

右は今日横浜病院へ被差越、百五拾人余之手負人数致療治候付
当座為御心付金五両ツ、被成下度致吟味候間、御後可給候、以
上、

六月十九日

本營役所

小荷駄方

一白米拾式俵

右は金穀方より可相受取旨黒羽藩那須素一名書通帳え印判押調相
渡候、

大田道舜

桜岡欣哉

右御雇医師相成候事、

六月十九日

本營役所

小荷駄方

病院方

一瓜漬式樽

一千鰯筵包三ツ

右岩倉殿より被成下候付、各隊中え致配当候様本營より承相渡
候事、

一樺山休兵衛并付役古川源助下人仁助・福島屋吉五郎江戸表え被差越候処、今夕刻致帰陣候事、

同廿日晴

一樺山休兵衛、新納宗之助、付役古川源助

有川金之進

一土持左平太

松元惣左衛門

川畑森兵衛

一金八千両

右は奥州白川え繰出候諸隊軍用金致払底及困窮候付、右之通相渡候様被仰渡、此段奉願候、以上、

薩藩

辰六月十日

小荷駄奉行

右樺山休兵衛より於江戸大惣督府参謀大村益次郎え差出候処、左之通書付相渡候事、

一金八千両

右薩州藩奥州え出兵被仰付拝借願出候処、無扨儀ニ付貸渡被仰付候事、

六月十日

下参謀 印

會計方

右書付朝廷會計方え差出役筋伊東仁右衛門より金子相受取候上、差出置候受取書左之通、

一金子八千両

右は此節奥州白川え致出陣居候、諸隊軍用金として慥ニ相受取候、以上、

辰六月十六日

薩州荷駄奉行

會計方

六月廿一日晴

一樺山休兵衛、新納宗之助、付役昨日同断

一土持左平太

一金三拾両 白川郡飯沢村 長之助

右は去月廿七日戦争之節官軍方方にて致手負、於自家療養候処相果て不便之至ニ付右之通葬式料として被成下候事、

朱「飯沢新田村長之助親類元右衛門長之助弟長蔵、白川天神町役孫十郎、右本文之通金子為致差越候事」

辰六月廿一日

薩摩小荷駄方

一金拾五両

但老人ニ付金七両弍分ツ、御兵具方足輕川口佐一郎、永田戸次郎

右は京都え被差帰候道中金として被成下候事、

朱「本文六番隊付役にて彼方相逃、兵具大隊え自尽ニ差入候老卷有之、京都え被差帰候付、金子相渡候趣本営より承、田中藤太え相渡候事」

辰六月廿一日

小荷駄方

覚

一岩倉太夫殿

東山道惣督府被免、奥羽征討白川口惣督被仰付候事、朱「本文去ル四日夕刻岩倉殿方より相達候段、金穀方川越藩小川瀬

左衛門并大垣藩牛屋浩之助より写を以差出いづれ帰邑可被仰付

訳にて受持隊えも申談置候段申出候付、何分今一往御沙汰有之迄ハ相動候様との趣二付、夫迄ハ只今之通有之度達置早速四藩打寄篤と談合之上、長州より長谷川平八、大垣牧田玄之丞、土州伴権太夫、此方より樺山休兵衛同伴にて同五日早朝出立、江戸へ差越参謀大村益次郎え曳合候処、いろいろ不条理之儀有之候処より三条公え致拝謁、白川戦争之諸次第より奥州福良土民之情態迄具ニ申尽候、猶益次郎へ談判之上會計方并兵食方・人馬方左之通相究被仰付候事、

一西大路藩森彦太郎外二老人手付候者参、万端儀頼之段承候事、但六番隊小荷駄方積込候由」

一岩倉八千丸殿

東山道副惣督府被免、奥羽征討白川口副惣督被仰付候事、

五月廿四日

一大垣藩、西大路藩、川越藩、古河藩、東山道金穀兵糧方被仰付候処被免帰邑被仰付候事、

五月

右之通従大惣督府被仰付候、

右之通被仰付候付ては、諸所出張之金穀方曳上候儀、大惣督府え御使者を以相伺候処、追て御沙汰有之候迄相動候様被仰渡候事、

一金穀方にて御預置金穀不残大惣督府衆え上納相濟候事、

右二付、此已後出兵之藩々大惣督衆へ被申立、金穀共直ニ受取被申出候様相達可被申候事、

一因州邸礎陣之藩々兵食之儀是迄兵糧方にて焚出候処、兵糧方被免候付来ル晦日限六月朔日より自分賄ニ相成、尤、兵食料之儀は大惣督府會計方にて受取可申候様被仰出候事、

一會計方 田中治人、田辺五郎右衛門、

右兩人え金穀主宰被仰付候付、当座用之米金穀方は此手より相捌且軍用金之儀ハ時々大惣督府え申出致弁別候様前条益次郎より承候事、

一大垣藩、古河藩、西大路藩、宇都宮藩、

但是迄勤来候川越藩帰邑にて宇都宮藩跡代、右は此節改て大惣督府より兵食賄方被仰付候事、

一芦野、大田原、鳥山、黒羽

右四藩え同断、人馬方被仰付候事、

右は金穀方帰邑被仰渡候書付到来ニ付、薩・長・土・大垣申談江戸え差越大惣督府参謀え取合申立候趣有之、右之通改て諸役場は被仰出文箱三ツ受取、土州白川飛脚便より伊地知正治え宛書翰相添差遣候事、

但江戸へ差越候名前且巨細ハ前文之朱書ニ委シ、

一金四千三百貳拾五両

右之通御渡申上候間、御受取可被請候、以上

朱「本文通曳渡有之候得共其俣御賄渡ニ付肝付郷右衛門名宛にて

辰六月廿一日相渡候事、

但付役松元惣左衛門才領にて為持遣候、

一本文肝付郷右衛門方へ受取相成候金諸払相濟候上、殘金千

七拾五両又々被相渡候事」

辰六月十八日

肝付郷右衛門

白川鹿島村之忠七

同村之伊之吉

右兩人居宅え官軍見配番立宿申付置候処、昼夜人数入屯彼は世話

可相成候付、先当座之謝礼として老人ニ付金貳貫ツ、差進候条、
猶此上相当之会釈いたし候様町役共より可申聞事、

辰六月

薩軍薩州小荷駄方

一 村田新八

一 西郷信吾

一 村田主右衛門

一 志岐太郎次郎

右御用之儀有之、越後迄被差越候間、道中御見計を以金子御渡可
給候、以上、

六月廿一日

本營

小荷駄方

一 浪士三井七之助昨日越後行之お手内差遣候間、路銀外人数御渡可
給候、以上、

六月廿一日

本營

小荷駄方

駕籠人足も外同様日手当可成給候、

同廿二日雨

一 樺山休兵衛、新納宗之助、付役昨日同断

一 土持左平太

貳番大砲隊半隊長小野藤吉即死跡代

吉利壯之助

右は先月三日半隊長被仰付候付、先月之御賦ハ半隊長之处ニて相
渡候様御取計可給候、以上、

六月廿二日

本營

小荷駄方

大久保三九郎領分赤坂町巳之吉 妻

金拾兩

右倅 源吉

右は去ル十二日白川陣營え賊徒襲来之砌、烏山領分より自夫出
兵之巳之吉致手負ニ付横浜之様被差廻、為養生料金子可差遣ス
并本營より承、右親族之内より罷出旨申達候处、同村組合之新
介、町役庄五郎同道ニて右妻子今日当町え差越候付、本行金子
渡、

一 速水吉之丞今夕刻江戸より罷帰候事、

但福島屋夫等同断

六月廿三日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 土持左平太、新納宗之助

一 大砲隊差引 平吉左衛門

一 右同小隊長之場 飯牟礼喜之助

一 右同半隊長之場 川上四郎次

右同監軍奈良平是左衛門快気迄之間被仰付候事、

讃良清藏

右之通被仰付候付御心得之為及御問合候、以上、

六月廿三日

本營

小荷駄方

同廿四日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役松元惣左衛門

一 棚倉城攻として卯刻より左之通隊々進軍相成、土持左平太、新納宗之助、付役古川源助・有川金之進并福島屋夫八人、宇都宮夫土工夫九人差越候事、

一 長州、土州、大垣、忍、黒羽、

一 貳番隊、四番隊、六番隊、大砲隊、臼炮打手、兵具方隊、

ベ 人数千人程

一金百両用心金として土持左平太持越候事、

一 進上、砂糖三拾箱 戸田土佐守

右之通自録を以諸隊陣中見廻として兵士一同え差送相成、左之通致配当呉候様本営より承候事、

一 老番、三番、五番、遊撃、三箱ツ、

一 大砲、本営、小荷駄方、製作方、病院老箱ツ、

ベ 拾七箱

一 大砲隊并臼炮打手、貳箱ツ、

一 兵具方、貳箱

一 貳番、四番、六番、三箱ツ、九箱

ベ 拾三箱

右之通出陣先にて御配当可給候、

一 戸田土佐守より陣中見舞として砂糖送越相成、別紙之通本営より承二付御配当可給候、以上、

辰六月廿四日

小荷駄方

土持左平太殿、其外諸隊四役場

同廿五日陰

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断、

尚々手負ハ別紙之通、戦死ハ無之、土州戦死老入、手負老入有之候由、

一 三字過白川繰出、長州・土州・大垣・忍此方人数棚倉海道押行候処、賊徒関山より大砲打出、江渡村五六百人相堅メ小銃暫時打合、賊徒追討拾五六人打取曳続進撃、金山村手前二賊台場相構、大砲小銃頻ニ打出相戦候得共、味方嚴敷相掛台場乗取、惣勢金山村え暫時相休ミ、夫より棚倉進撃、薩・黒羽・大垣ハ大手之間道押、其外之藩々ハ本海道より掛候処、賊徒町口より大砲五六発打出、無程城え火を掛敗走、二字頃落城に相成、官軍大勝利ニ御座候、此段荒増申上候、以上、

六月廿四日 弥助与十郎其外隊長略ス、

簾宿へは賊徒屯集不致由、

伊地知正治様、其外隊長略ス、

右之通今朝卯刻過本営え報知有之候事、

手負人数左之通、

四番隊 深手永山弥一郎 右同種子島清之助 右同弓削藤八

右同竹原半兵衛

六番隊 右同藤田旦郎

一 今朝卯刻過より賊徒都合三百人位、土州持口金勝寺え掛り致炮発、辰中刻迄之炮戦にて賊徒迦去候事、

但大垣受持仙台口えも賊徒相見得候得共、左迄之事も不致逃去候、

一分捕の黒鹿毛馬壹疋一番隊出張前石川口え相渡候事、

同廿六日晴

一樺山休兵衛 速水吉之丞 付役昨日同斷

一去ル廿四日棚倉城攻之処、中途より諸所致合戦、悉賊首撃午刻頃当所之押寄候場合、城中之賊より火を掛諸方へ散乱し、台場々々ハ惣て乗取、当城下ニては左迄之鬭争も不致大勝利、無此上仕合御同慶可被給候、併味方手負六人程も有之、姓名等疾御聞取被成候半不申上候、昨日は釜之子之賊潜伏せし趣伝聞有、昨日早天より押寄候処、是以最早致退散、夫形難捨置、彼か陣屋え放火し、惣勢を当地え曳揚、先今日ハ休戦ニ御座候、左候て、当所土民之人氣は余程宜敷、追々公役え出増、是より先進撃等之場ニ至候ても決て都合可相成儀と存申候、且一昨日御地より用夫三拾人被差立候処、此内五人は昨夜立歸候由、且其余廿五人手負人え召付差返候付着之上は、又々出張相成候様御取計可給候、戸田土佐守様より御音信之品物被差送、是以慥ニ相届申候、彼は御面働罷成候故、御答旁取束任幸便御問合申進候、以上、

白川滞陣

棚倉在陣

土持左平太

樺山休兵衛殿

追て川崎正右衛門着ハ未無之筈と察上候共着相成候ハ、早々出張之処御談合可給候、

一先日江戸より川崎え付越候政田屋飯米焚夫御地え滞在相成候故、焚道具持参出張相成候様御申可給候、右道具ト申サハ川崎付役之森右衛門心得罷居候付、同人え御申諭可給候、右は此節之金穀方元来不馴而已之者共故、戦場間ニ逢兼候事共多々有之候、

尤、当分本営方一局在陣相成候付、然時此局丈ハ私より焚出心組ニ御座候間、彼是可然御聞取可給候、以上、

同廿七日陰

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同斷

一昨日御仕出之御掛合夕刻相達御苦勞之至御座候、何分大勝利御同慶 御座候、於当駅ても昨卯刻過より金勝寺間道并仙台口え賊徒出掛、土州大垣ニて致掃撃、辰刻時分ニは悉打散シ、左迄之戦ニも無御座候、川崎氏帰着之上は御掛合通取計可申候、金子式百両ハ医師末野嘉仙え相頼、品物等は別紙通差上候付御受取可給候、此段及於報候、以上、

辰六月廿七日

白川在陣小荷駄方

棚倉出張 土持左平太殿

一金子式百両

一印鑑箱壹ツ

一蠟燭五百挺

一半切紙六卷式折

一幹紙拾束

一草鞋五百束

一人足三拾人

右之通依御掛合差遣候、御受取可給候、以上、

朱「本文金式百両、印鑑箱壹ツ、問合老通、医師末野嘉仙え相頼差遣候事」

辰六月廿七日

小荷駄方

棚倉出張 小荷駄方

一 鯉節式拾本位

一 薬拾袋

但病院方并小荷駄方入用

一 木綿式拾反

一 桐油式拾枚

一 半紙式拾束

右之通御手当早便より御差遣被給度、此段及御問合候、以上

朱「一 鯉節廿本

一 木綿式拾反

一 薬拾袋

一 桐油式拾枚但式枚外包、

一 半紙拾束、

右之通依御掛合差遣候、御受取給度及御報候、以上、

棚倉在陣小荷駄方」

辰六月廿七日

棚倉在陣 小荷駄方

白川滞陣 小荷駄方

同廿八日陰

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同斷

一 中白天地赤手簾百枚

一 紅白角切右同百卅五枚

一 右之通為詔差出候、以上、

小荷駄方 本営

一 石川口固メ番所之儀、当月七日長州より相受取候処、諸所箒焚夫

是迄見計を以金子差遣候由二付、百姓迷惑不致様先々之振合にて

取計置候様本営より承候事、

一 箒火焚人足六ヶ所
但沓ヶ所二付五人ツ、都合卅人

鹿島村、搦目村、大村、桜岡村

右は当月七日夜より相勤申候

大村惣代大村組頭 惣吉

一 遊撃隊小頭 川崎市助、川久保十次、

一 右代小頭 川上宗次郎、藤崎勇藏

右手負二付快気迄之間、右之通被仰付候段、羽書を以本営より

速水吉之丞承候事、

一 是迄手負人数并隊付医師薬代之儀、其隊々より相受取候上後來

候処、当分両所之掛備候付ては、受取渡之手数混雜可致二付永

続人数ハ都て同局より相受取候様取計可申候間、其通御納得可

給候、

此段及御掛合置候、以上、

小荷駄方

棚倉在陣 小荷駄方

證書

一金七両式歩

祠堂

官軍薩藩 大迫市郎左衛門

右は今般奥州白川之致出陣居候処、去ル廿六日賊徒襲来、進撃

之折手負いたし、当所ニおひて終ニ及死命骸体葬候付、為祠堂

銀致寺納候間、墓所取仕末等且花香・読経等之儀、永代無断絶

寺法を以可然御取計被給度御依頼申上候、依之為後證如此御座候、以上、

慶応四年戊辰五月

薩摩 速水吉之丞

野州荻野 最勝院朱

朱「請書

金七両貳歩也 永代祠堂料

右は薩藩大迫市郎左衛門様為御菩提之御厚情被遊御付寄候、依之辰之御回向は不及申、月々之備香花燈燭御靈膳、猶盆正且御年廻之度事二尽し、未來糸丹誠仕様供養奉申上候、為後證御情書如此御座候、以上、

慶応四年辰五月廿九日

野州荻野 最勝院

速水吉之丞様

白明西花押

寺社掛 印南四郎右衛門 印」

證書

一金五両

祠堂

監軍薩藩 伊勢佐七郎

右は今晚奥州白川へ致出陣居候処、去ル廿六日賊徒襲来進撃之折致手負、当所ニおひて終に及死命骸体葬候付、為祠堂銀致寺納候間、墓所取仕末等且花香・読経等之儀、永代無断絶寺法を以御取計被給度御依頼申上候、依之為後證如此御座候、

慶応四年戊辰六月

薩摩 速水吉之丞

野州宇都宮 英巖寺

朱「収證

金五両也 伊勢佐七郎殿

右は今般賊徒進撃之節、於白川戦死被致候付、書面之金子為祠堂料御寄付ニ相成、慥ニ致寺納候間、墓前・碑前は勿論読経・香花之儀、永世無怠慢回向供養可申候、此段後代え申伝弥相違有之候、為其収券如件、

宇都宮菩提所英巖寺

維山 印

慶応四年戊辰六月

官軍 薩州御本宮

前書之通相違無御座候付奥判仕候、以上、

寺社奉行 丸山儀右衛門 印

速水吉之丞殿」

- | | |
|----------------|------------------|
| 一百五拾九匁酒石酸三瓶 | 一七拾匁純精酒石貳瓶 |
| 一三拾五匁至林廣二瓶 | 一金三両貳歩式朱活慶剝多西私壺瓶 |
| 一八拾匁橙皮油半瓶 | 一三六拾匁ホルホル私壺瓶 |
| 一三両貳歩ハルサム式瓶 | 一六拾匁肝油式瓶 |
| 一三百八拾四匁燐酸式瓶 | 一四拾八匁五分ホフマン壺本 |
| 一百九拾五 キナエン三瓶 | 一九百拾匁イヘカコナア式斤 |
| 一九匁孕著酒石壺瓶 | 一拾匁日草末壺斤 |
| 一六拾四匁鍊液式瓶 | 一百九拾五匁甘消石精三瓶 |
| 一貳百拾五匁ヲツセンカル壺瓶 | |
| 一七拾五匁金硫黄壺瓶 | 一貳百廿五匁木私式瓶 |
| 一三拾五匁ロートリイクル壺瓶 | |
| 一六拾匁マクネシヤ式斤 | 一百拾匁ヲクリロンキリ式瓶 |
| 一三百匁モロヒネ壺瓶 | 一貳歩コムスホイト壺ツ |

一百八拾貳匁ソロリン水壺瓶 一拾三兩貳歩 玉板代

一拾貳匁五分コロソホ五拾目 一百三拾匁 ヒスミツト壺瓶

一百五拾匁メンタチツト半瓶 一三拾八匁 孕酸酒石ヲロンス

一四拾匁礪砂精壺瓶

一百貳拾匁ホツクホートハルス壺斤

一貳拾匁ヂツヘルハート貳瓶 一三拾七匁五分 巳豆油五兩

一壺兩フツトーサン壺箱 一貳拾匁 龍且末壺斤

一五匁砂末貳拾目

一三兩壺歩貳朱ト銀壺兩貳分五厘ヲアヒス壺瓶

一壺兩貳歩サントテネ壺瓶

ベ金百七兩貳歩

右藥種品々白川病院方用ニテ買入候様、本営より承於横濱石神良策え曳合買求、病院医師中島官治え相渡候事、

速水吉之丞

一兩掛壺荷

朱「金貳拾貳兩壺歩貳朱錢壺貫文、右は外科道具取入代として石神良策え曳渡置候間、当人より預書相受取置候事」

一兩掛壺荷

右不持越候処、不自由有之候付慥成便より御差送給度御依頼申進候、以上、

朱「金貳拾貳兩壺歩貳朱錢壺貫文

右は外科道具取入代として石神良策え曳渡置候間、当人より預書相受取置候事、

一兩掛壺荷

右之通依掛合差遣候、才領付足輕武田清太郎へ申付候事」

棚倉滞陣

辰六月廿八日

小荷駄方

白川在陣

小荷駄方

六月廿九日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一蠟燭式箱

一小筆五本

一種子油

右は棚倉在陣小荷駄方より申越ニ付付役有川金之進便より差遣候事、

七月朔日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一卯刻より原海道、湯本海道之両口より賊徒一大隊半位之人数寄来、土州・阿州持口え相掛、及炮戦壺番隊・五番隊応援として致攻撃候処、四ツ時分都て方々え逃去、賊死骸都合百人余、

一戦死川崎清左衛門廿三歳平祐利、手負渡邊勇九郎、手負山口仲吾、

都て五番隊人数

外ニ土州手負七人戦死三人

一酒貳石六斗九升 薩州

右は

朝廷より被成下候由ニテ、各隊え致配当呉候様本営より承、左之通配付候事、

一 老番隊、三番隊、五番隊、遊撃隊、老番炮隊

右酒四斗ツ、

一本營小荷駄方式斗ツ、

一 製作方式斗、

一 病院九斗

一 川崎清左衛門只今養生不相叶段病院より申出相成候間、葬式方之儀万端御取計可給候、以上、

七月朔日

本營

小荷駄方

一 秀山忠明居士平祐利式拾貳歳、川崎清左衛門、右之通ニて白川長寿院之致葬式候事、

一金式拾両 鹿島村・搦目村・大村・桜岡村

但鹿島村之繁藏・孫三郎、桜岡村之金右衛門之金子相渡す、

右は去月七日、石川口固メ場長州之請取六ツ所之籌焚方、右四ツ村より致夫役候付金子見合を以差遣候様本營より承、本行通ニて

組書之通相渡候事、

一 先日御掛合申上置候、両掛其外品物町田清太郎才領付ニて御差送相成、御紙面之通無相変相届申候、就ては御混雜中彼は御面働相成申候、且先拙者共大田原駅ニ於て召捕差越置候玉吉ト申者を御地之御用有之、嘉兵衛より召呼候趣昨日便より相達申候得共、同人儀は素性剛情之者ニて日々敵地之探索方ニ召仕、御用立候付矢張は迄之通召置候間、御曳合之御用筋も候ハ、御問合可被給且宇都宮夫之清太郎是又同人兄とやら其地之出張之由ニて可参旨伝言之趣有之、是ハ用事相済次第可差返との事御座候、今日差返申候間御用相済御差返可被給候、此段及御問合候、以上、

追て昨日も兵具隊出陣、堤村ハ斥候差出候処少々合戦有之、然共賊徒悉ク追散無程止戦、其外当分相替り申上程之儀無之候、御地如何候哉、追々相替儀も候ハ、御しらせ被給度奉存候、岩木原辺より之布知もいまた不分、夫故進撃遷延し中々滞陣苦心之至御座候、然共追日いつれか打て出可申と折角相待事ニ御座候、扱先日は金式千両余此方手ニて分捕御同慶可被給候、猶追々探索もいたし置候得共、未手掛リ無之、衣類釵類ハ過分ニ候得共、全拙共ハ打捨申候、

七月二日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 是迄病院手負人数之薬代後來候金子曳上ケ、別段手負之銘々之壱日金式朱ツ、相渡候様可取計旨承候事、

但自身病氣ニて病院之差入候人数ハ本行金子相渡ニ不及段承候事、

同三日晴

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 相良松斉、桜岡欽哉、村上謙斉

右三人当所之相勤申候、

一 斎藤隆貞、中馬管治、太田良策

右三人棚倉之相勤申候、

一 岡玄庵

右横浜之差越居申候、

別紙之通人数御雇医師ニ付当月より御賦一ヶ月五両御渡可給候、

左候て、当月之処ハ今明日中相渡候様御取計可給候、以上、

七月三日

本営

小荷駄方

同四日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一斎藤隆貞、中馬管治、太田良策

右三人棚倉へ相勤申候、

外ニ六人医師名前并別紙写本営より被相渡候書付之通、

右之通本営より達相成候間、斎藤、中島、太田三人えは其許ニて

金子相渡候様御取計有之度、此段及御問合候、以上、

朱「本文郡山休清え手渡ニ肝付郷右衛門より相頼差遣候事」

七月三日

小荷駄方

土持左平太殿

一輻重旗幟ツ、

一大丸焼灯壺ツ

右之品々御差分御差送給度、追々進撃ニも相成候付、第一目印

ニも相成可申候間、無之候ては不相濟故、此段御依頼申進候、

以上、

辰七月四日

追て今日土持平左衛門病氣ニて其表病院え差越候、分補駕籠え

乗越相成候付、着次第其方え御曳渡可申候様申付置候付御受取

可給候、

一今日肝付郷右衛門曳移相成致込宿候事、

一小野彦兵衛事未刻時分江戸より致帰着候事、

但付役福島屋夫等同断、

同五日陰

一樺山休兵衛、小野被彦兵衛、付役昨日同断

一肝付郷右衛門、速水吉之丞、小野彦兵衛儀も昨日帰着、江戸大

易武庫川并千住之宿洪水故相滞之由、川崎正右衛門儀、行摺相成全面会不致との事程合不相分候

一昨日御仕出之御問合相達儀并大丸焼灯差遣申候、人足玉吉儀御

申越相成、何そ当所ニて入用も無之候、勿論此方より呼戻し候様

申付候儀ニて無之、且又同人兄清次郎と申者更ニ案内無之者ニて

段々承合候得共、是迄何様之者共不相分候、当地も追々御聞及候

半、朔日卯刻前より原口并湯本海道より会兵寄来頗猛烈故、土

州・阿藩え壱番隊・五番隊応援進撃之処、諸所山腹え炮台を設、

搏御頻に防撃為致由候得共、何分味方も近辺之地形功者ニ相成居

候故、時々敵背え致転化変換、自在之处より追々逃走、別紙之通

戦死有之、余は重創ニ無之、土藩手負七人戦死三人路傍え仆処之

賊徒八拾人余、其内首級十三白川え持越、是は致太刀合候者之

由、一番五番は長岡辺迄攻撃、土兵は五六里之辺境迄追詰諸所え

有之候粮米并武器類も運輸六ヶ敷枯萱を盛立、焼捨纔に入用之銃

器而已相運候由、都て午刻過迄ニて兵を曳揚、尤、会兵千人仙兵

三拾人ニて、是非一小隊ハ馱中え攻入致放火候、廟筭ニて張拔え

火薬を仕込用意いたし候段、土州より之生捕致白状、夫故当日は

町中え流候用水を切流し申候、将当分ハ根田小田川辺え繫立居候

敵兵先日郡山辺え賊窟を替相塊り候由、大谷道も仙藩離散趣意不

相分、最早賊塊之勢も致隋落候筋相見得申候、昨日は彦藩貳百五拾人位繰込申候、平潟進軍之味方は何様之向御座候哉、追々御洩シ可給候、此段御報迄申進候、以上、

辰七月四日

白河滞陣 樺山休兵衛

棚倉在陣 土持左平太殿

同六日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 肝付郷右衛門、小野彦兵衛

一 御標無御障珍重奉存候、於当所昨今候処先相替候儀も無之、併不日進撃相成賦ニて諸事手配向等少々繁多ニ成立申候、然処福島屋小チン吉蔵ニては頓と日々之小用事さへ遅拙、況や進軍之節元来之恐怖は込入仕合御座候、由蔵帰着次第早々駆参候様先達て嘉衛迄ハ伝達も致置候得共、于今小野氏御帰陣無之哉、且如何之趣ニて承候、滞武相成か相越事御座候、御帰陣之上は当所之様御差遣被給度、此段御依頼申上候、以上、

棚倉在陣

白川滞陣

小荷駄方

小荷駄方

一 佐倉藩佐藤舜海伴佐藤進并門弟倉次元意外ニ諸生壱人今日到着、病院之寓宿為致候付、賄等之儀可然御取計給度、左候て、今夜丈は労休之為酒肴御見合給度、尤、軍中之事故格別六ヶ敷御手当ニは及間敷、いつれ御賢慮を以御見合給度此旨及御問合候、以上、

但下僕老人召列候由左様御心得給度候

朱「本文昨日相達候」

七月五日

一 牛六疋

朱「本文昨日達」

右は一小隊之老疋ツ、相渡候様取計呉度、本営より問合有之、今日買入諸隊之曳渡候事、

一 宇都宮五藩

村上謙斎

朱「本文即日当人え渡」

右明七日帰国之筈御座候間、是迄之一礼として金拾五両御遣可給候、此旨及御問合候、以上、

七月六日

同七日雨

一 樺山休兵衛、速水吉之丞、付役昨日同断

一 肝付郷右衛門、小野彦兵衛

目録

一金五両

以上、

薩摩

寄付状

辰七月朔日 戦死

川崎清左衛門

右は奥州白川之致滞陣居候節、湯本口之賊兵出掛候を及進撃致戦

死、祠堂料として別紙目録之通致寺納候間、墓所・碑前は勿論読經・香花等之儀、永世無斷絶可然回向供養可給候、此段為可及御依頼寄付状如件、

慶応四年戊辰七月六日

官軍 薩摩

長寿院

朱一 收證

金五両 辰七月朔日戦死川崎清左衛門殿

右は奥州白川え致滞陣被居候節、湯本口え賊兵出掛候を及進撃被致戦死候、為祠堂料書面之金子御寄付二相成慥二致寺納候、然ル上は墓所・碑前は勿論読經・香花等之儀、永世無怠慢回向供養可申候、此段後代え申伝弥相違不可有之候、為其収券如件、

白川菩提所 長寿院

慶応四年戊辰七月

孝賢 印

官軍薩摩御本宮

覚

一金五両 目録一通

一寄付状一通

右之通致寺納候間、住持転院之節は後代え伝渡、永世無滞万端可然候様御依頼申上候、以上、

慶応四年戊辰七月七日

薩摩小荷駄奉行

肝付郷右衛門

樺山休兵衛

長寿院様

関川寺様

大統寺様

朱「前書之通相違無御座候、若転住又ハ隠居等仕候節ハ夫々申合

後代え伝渡、永世懈怠無之様取計可申候、依之奥判仕候、以

上

大統寺賢邦 印

関川寺玄帛 印

薩摩小荷駄奉行

肝付郷右衛門殿

樺山休兵衛殿

七月八日雨

一肝付郷右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

速見吉之丞

一樺山休兵衛事江戸表へ御用之儀有之、付役松元惣左衛門土工夫壱人召列今已之刻より差越候事、

一昨六日御仕出之御問合并大丸焼灯・旗一流無相違相届、且御地之形容御伝達之趣委細致承知候、追々賊徒襲来之处悉撃退被成、乍毎度味方之大勝利大慶不可過候、依ては彼是御配慮御尽力之程遠察申上候、於当地も無異儀在陣差て申上越程之件々更ニ無之、併常州仙台盤木平之一海道は三四里位も番兵之為彦根・土藩より繰出シ、尤、釜子辺えは兵具隊黒羽より同断にて最早此辺えは賊不相見得、然ニ平之事情不相分故、渋谷泰蔵差遣一昨夜帰陣彼地之形勢細々承合候处、疾ニ泉・湯長谷は落せ

し由、又去ル廿一日平え掛り佐土原人数などハ城戸口迄押詰たる処、仙藩之兵等過半逃去り候体にて、既ニ城を乗取らんと欲る場合候処、上杉勢援隊駈来其時早日暮ニ及ンテ双方相曳之由、味方機会を失し残懷不少次第御座候、然故両日之休戦ニて昨日平ヲ打、夫より二本松え掛ル賦之軍議之趣伝聞ニ付ては、此一举よりして当地在陣之兵を何れえ欸繰出可申哉、即今急速致兼鬱陶敷而已御座候、去ハ渋谷ハ適々之差越ニて歸り来りても御国之惣督陣營え不参、況や同藩え面会も不致、彼是不綴之所為有之候故、又候再使差立も相成申候、不日何とか相分たる上進撃之期限相決可申と相待事御座候、猶追々可申上候得共先如此段御答迄申進候、以上、

七月七日

樺山休兵衛殿

棚倉滞陣

土持左平太

一館林藩金山滞陣中宿外於郊品兵氣為成立、朝七字より拾貳字迄之間、先并調練差炮又ハ的打為仕度願出鷲尾殿より御許容相成候、回章壱通、大関泰次郎え棚倉并浅川坊釜之子陣屋、当時取締被仰付候間、回章壱通、別紙回章式通次来候間為御心得及回達候、以上、

七月八日

本営

小荷駄方其外略ス、

七月九日晴

一肝付郷右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

鎌田清太
東郷栄之助

一御雇医師大田道舜事此節御暇申出被差免、今日当地出立ニ付今日迄苦勞銀として金貳拾両被差送度、将又先日其許より之御掛合ニ応し一か月五兩ツ之御賦金も差遣度、右之者格別骨折と申、私之儀も無之候得共、何分他所之者故、旁御取訳を以前条被成下たる事件之処、只今病院方より申出趣ニは此内白川滞在中自薬を以療養いたし置候、いか、可致哉之旨申出、いつれ右通之次第於当地不相分候付、尚其御方等え申出可然段申達置候付、自然申出候ハ、何分至当之処御取計可被給候、此方にて評決難相調件々ニ付、此段及御問合候、以上、

七月九日

右大田は元来米沢藩之由、如何之処よりして御雇入相成候哉、実ハ不案内疑敷者ニ御座候、且自薬相用候其件ニ付ても其地滞在之末野嘉仙等悉敷存知候半、猶又御聞合被給可然哉、

土持左平太

肝付郷右衛門殿

樺山休兵衛殿

追て今日当所本営え御用封被差立候便より申上候、是又左様御納得可給候、以上、

七月十日陰

一肝付郷右衛門、速水吉之丞、付役恒吉宗太郎

鎌田清太

川畑森右衛門

小野彦兵衛 川口仲助
東郷栄之助 本村吉左衛門

金山郷士 鈴木鷹司

右は五番隊え付属相成候段、本營方より承二付人数帳え仕込置候事、

七月十一日晴

一 肝付郷右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

鎌田清太

東郷栄之助

一 医師大田道舜藥代等之一件及御掛合候处、御報知之趣委曲致承達申候、且奉書紙并目印焼灯三張御差送被給、慥ニ相届、彼は御面働相成申候、左候て、此内申越置候福島屋夫小差由蔵被差越候跡代吉介差返申候、是又可然様御聞取可被給候、将当地即今差て變動も無之、一同在陣不日何れえか進撃可相成相越申而巳御座候、此段御答迄申進候、以上、

七月十一日

土持左平太

白川滞陣小荷駄方

追て樺山氏先日江戸出府之由、御少人数御取込ニ察上候、川崎氏も未帰陣無之か、折角相越事ニ御座候、帰之上ハ早々此方出足相成候様御依頼申進候、

同十二日晴

一 肝付郷右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛 鎌田清太
東郷栄之助

一 棚倉七ツ時分土持左平太被差越候事、

七月十三日陰

一 肝付郷右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛

東郷栄之助

一 燈爐炉老対

一 蠟燭式挺

一 金子貳百疋

大迫市郎左衛門、田中籐五郎

右は盆祭ニ付為持差送候間、御寺法之通御取計可被下御頼申候、以上、

薩州小荷駄奉行

辰七月十三日

肝付郷右衛門

右之通付役本村吉左衛門へ為持夫卒相付差送候事、

一 燈爐三対

一 蠟燭三挺

一 金子六両

右は戦死人数盆祭ニ付差送候間、御寺法通御取計可被下御頼申進候、以上、

薩摩小荷駄奉行 肝付郷右衛門

七月十三日

白川長寿院

右は小野彦兵衛・參候付為持越候事、

一今日八ツ時分より土持左平太・棚倉え致・歸陣候事、

一川崎正右衛門事今日夕刻江戸より致・歸陣候事、

同十四日陰

一肝付郷右衛門、速水吉之丞、付役恒吉・宗太郎

鎌田清太 川口仲介

小野彦兵衛 川畑森右衛門

川崎正右衛門

東郷栄之助

一付役本村吉左衛門・吉野より・歸候事、

一棚倉え・差越居候付役有川金之進・致・參陣候事、

同十五日雨

一肝付郷右衛門、速水吉之丞、付役恒吉・宗太郎

川崎正右衛門 本村吉左衛門

小野彦兵衛 川畑森右衛門

鎌田清太 川口仲助

東郷栄之助

一今朝卯下刻会津海道・奥羽海道にて戦争九ツ時分賊徒逃去・歸陣
いたし候事、

沓番隊

一手負田中新次郎、右同三番隊若松十左衛門

一三番隊付・雇入夫・大田原重重、村原右衛門名代・深手新介

一長藩戦死・沓人手負不分

一垣藩不相分

一生捕、石川大之進・平田清之進・広吉彦助・良助・彦助

右は元越後産にて一応当所旅籠屋之致・番頭居候処、徳川家歩兵二
相成・賊徒二組し、官軍二致手向候次第、其罪不輕候付不死刑可申
付・箆候得共、前密を悔ひ、帰順之志有之候段申出、全体・帰降之人
民ハ寛大之所置申付候儀、官軍之素意候間、一命を助置其素分相
曝もの也、

七月

右之通高札ニいたし、白川城大手にて罪人之前建置也、

七月十六日雨

一肝付郷右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

川崎正右衛門

小野彦兵衛

鎌田清太

東郷栄之助

一棚倉より式里程有之候、浅川え・官軍之土藩・彦藩致出張居候処、
賊徒今朝未明須賀川より寄来戦争二及、右両藩陣屋を捨敗走之処
を兵具隊・釜之子より応援として出張、大二賊兵を打敗り、又々本
之通陣營を乗取候事、

一手負川路正之進、緒方藤之丞、

右両藩戦死手負不相分、

七月十七日雨

一肝付郷右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

川崎正右衛門

小野彦兵衛

東郷栄之助

鎌田清太

同十八日雨

一 肝付郷右衛門、速水吉之丞、付役竹下小助

川崎正右衛門 恒吉宗太郎

小野彦兵衛 本村吉左衛門

東郷栄之助 川畑森右衛門

鎌田清太 川口仲助、

一 老番隊 手負田中新次郎、病人佐竹猪之助

一 兵具隊 手負川路正之進、右同緒方藤之助、

右は養生方ニ付横浜え差送候段、本営より致承知小荷駄方より速水吉之丞付役恒吉宗太郎、其外夫卒召列今日八ツ前より打立被差

越候事、

一 今般出軍惣体え

朝廷より御賄方ニ付ては此節改めて會計方兵食方と相唱、藩々より御委任にて当所え兵食方出役とも相成候処、全糧米ニおひてハ進撃之度毎ニ味方分捕之余勢を以今日迄致生業、夫々より被成下分は菜料老前老朱迄ニ御座候処、此表在陣之面々えは纔ニ老朱之御宛行銀相滞而已ならず、人足之給分等同断不可然事件ニ付不得止事、先日御地え僕罷越會計奉行田中治人を目差少々可致強談心組にて候処、豈不量治人えは中途にて行違申候処よりして、彼同役淺野善藏え致面談、拙趣置候条々存分發言、更ニ異論無之、

依ては右御用金平潟出兵之兵食方へ被為持越、同所より白川滞在

之兵食方え可致分金御評定相成候間、訳柄之趣にて則田中某平潟え差遣置候処、今日迄未相滞、然処当所出張本営并小荷駄方ト六番隊受持之兵食方用金既ニ金払底、明日ニても進軍相成候場合ニ至リ、進退差廻り如何とも術策尽果たる様子にて、無余儀も拙者え參金借申懸り候付、当所えは白川表同局より時々之用金迄を差続相成、余計ニ用意不致候付其御方え相談被成度相答置候処、猶其儀は付状を以御地え罷越度仕申被差上候間、仰談至当之處にて御取計被給度、勿論田中ニも不日平潟より帰陣有之候ハ、直ニ返 金相成候は相違無之事と存候間、其内之處兵食方別て苦心之由、是又無捨置事情ニ御座候間、尚差上候同人より御聞糺之上旁御評決可然様御依頼申上度、此段早々及御掛合候、以上、

七月十七日

棚倉在陣土持左平太

白川在陣 肝付郷右衛門殿

同十九日晴

一 肝付郷右衛門、川崎正右衛門、付役竹下小助

小野彦兵衛 本村彦兵衛

鎌田清太 川畑森右衛門

東郷栄之助 病氣川口仲助

同廿日晴

一 肝付郷右衛門、川崎正右衛門、付役昨日同断

小野彦兵衛

鎌田清太

東郷栄之助

口達之覚

一金拾五両

兵糧方掛 川崎正右衛門

右は兼て御用向致精勤、殊ニ此節御薬御買入等ニ付ては、訳て致骨折御用弁相成候間、別段之御取訳を以右之通被成下候、

一金拾両

兵糧方付役川下小助

右は御用立者ニて殊ニ此節弾薬御買入旁ニ付ても骨折御用相勤候、御取訳を以右之通被成下候、

右之通相良治部より承候間、金子相渡候事、

辰七月十九日

一先達て薩長土三藩之小旗於御地調達相成、右之内本営此表え被取寄候処、別紙本営より問合通御国卜長之印簾凡三拾枚致不足候付、其御一局え調相成候分御遣給度、左候て、土印簾ハ如何共不取覚位ニ御座候、いまた御用意於無之ては早々夜内ニ被懸、出来之上当所え被相渡候様御取計可被給候、其御方え申越候様只今式部より致承知、此段早々直持ニて及御問合候、以上、

棚倉在陣

七月廿日

小荷駄方

白川滞陣

肝付郷右衛門殿

川崎正右衛門殿

追て巨細之儀は猶古川源介より御聞取可被給候、

一官軍合印簾いまた不足致候間、外二三拾枚ツ、都合九拾枚早々御

出来可被給候、以上、

但赤白黒之切れ此方え無御座候ハ、白川え早々取ニ御遣し可被給候、

七月廿一日晴

一肝付郷右衛門、川崎正右衛門、付役昨日同断

小野彦兵衛

鎌田清太

東郷栄之助

七月廿二日晴

一肝付郷右衛門、小野彦兵衛、付役竹下小助

東郷栄之助

本村吉左衛門

鎌田清太

川畑森右衛門

病氣川口仲助

一樺山休兵衛江戸表より七ツ時分致帰陣候事、

同廿三日晴

一樺山休兵衛、鎌田清太、付役昨日通

小野彦兵衛 病氣川口仲助

一肝付郷右衛門、東郷栄之助

有馬七左衛門

曾山喜之助

右斥候等相勤候付六人賦御渡可給候、

七月廿日

本営 印

小荷駄方

追て掛合候書付は追て写取可相廻候、

一金四拾兩

右は今日本営付属中村貫之丞并鈴木辰弥事越後表え御用有之差遣
候付路用として壹人ニ貳拾兩ツ、相渡度候間、本行通此方え御差
廻給度、左候て、此方より相渡可申、右貫之丞儀は本黒羽藩ニて
先日より本営付属いたし置たる者ニ御座候、左様御得心給度此旨
及御問合候、以上、

七月廿三日

本営 印

鹿兒島県史料集刊行一覽

No.	刊行年	史料名	担当委員
1	昭和34	薩藩政要録	桃園恵真・五味克夫
2	丁丑日誌(下)	芳 即正	
2	丁丑日誌(上)	村野守次	
3	薩摩国新田神社文書	五味克夫	
4	一向宗禁制関係史料	桃園恵真	
5	薩摩国山田文書	五味克夫・郡山良光	
6	諸家大概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜	桃園恵真	
7	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記	五味克夫・郡山良光	
8	御登御道中日帳御下向・列朝制度	原口虎雄	
9	明治元年戊辰戦役関係史料	村野守次	
10	伊能忠敬の鹿兒島測量関係資料並に解説	増村 宏	
11	管窺愚考・雲遊雜記傳	五味克夫	
12	川上忠塞一流家譜	五味克夫・桑波田興	
13	本藩人物誌	桃園恵真	
14	薩陽過去帳	宮下満郎	
15	備忘抄・家久公御養子御願一件	五味克夫	
16	鹿兒島縣地誌(上)	桐野利彦	
17	鹿兒島縣地誌(下)	桐野利彦	
18	薩藩舊土文章	五味克夫・桑波田興	
19	薩藩先公貴翰(乾)	五味克夫・桑波田興	
20	薩藩先公貴翰(坤)	五味克夫・桑波田興	
21	小松帶刀傳・薩藩小松帶刀履歴・小松公之記事	芳 即正	
22	小松帶刀日記	芳 即正	
23	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	原口虎雄	
24	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)	原口虎雄	
25	三州御治世要覽	宮下満郎・桑波田興	
26	桂久武日記	村野守次	
27	明赫記	宮下満郎	
28	要用集(上)	芳 即正	
29	要用集(下)	芳 即正	
30	平元 桂久武書翰	村野守次	
31	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)	桐野利彦	
32	平 4	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)	宮下満郎
33	5	江夏十郎関係文書	山田尚二
34	6	示現流関係史料	宮下満郎
35	7	樺山玄佐自記並雜丁未隨筆・樺山紹劍自記	晋 哲哉
36	8	島津世録記	山田尚二
37	9	島津世家	畠中 彬
38	10	譯司冥加録・漂流民関係史料	宮下満郎
39	11	薩摩藩天保改革関係史料一	尾口義男
40	12	薩藩学事一・鹿兒島県師範学校史料	宮下満郎
41	13	薩藩学事二・薩藩学事三	畠中 彬
42	14	薩藩名勝志(その一)	吉元正幸
43	15	薩藩名勝志(その二)	吉元正幸
44	16	薩藩名勝志(その三)	吉元正幸・塩満郁夫
45	17	鹿兒島県布達(上)	宮下満郎
46	18	鹿兒島県布達(下)	宮下満郎
47	19	先君掖官遺抄・伊地知権左エ門日記	堂満幸子・林 匡
48	20	加治木古老物語・薩藩雜事録・雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集上・下	安藤 保・徳永和喜
49	21	西藩烈士干城録(一)	徳永和喜
50	22	西藩烈士干城録(二)	徳永和喜
51	23	西藩烈士干城録(三)	徳永和喜
52	24	通昭録(一)	安藤 保・清水 勝
53	25	通昭録(二)	塩満郁夫・尾口義男
54	26	通昭録(三)	丹羽謙治
55	27	通昭録(四)	中山右尚
56	28	通昭録(五)	中野 翠・尾口義男
57	29	通昭録(六)	丹羽謙治
58	30	通昭録(七)	塩満郁夫・堂満幸子・丹羽謙治
59	令元	通昭録(八)	徳永和喜・中野 翠・日隈正守
60	2	通昭録(九)	林 匡・佐藤宏之・三木 靖
61	3	通昭録(十)	尾口義男・丹羽謙治
62	4	通昭録(十一)	中野 翠・安藤 保
63	5	東山道出軍小荷駄方日記(上)	徳永和喜・塩満郁夫

鹿児島県史料集刊行委員会委員

五十首順

安藤 保 九州大学名誉教授

尾口 義男 前始良市歴史民俗資料館長

金井 静香 鹿児島大学教授

五味 克夫 鹿児島大学名誉教授

崎山 健文 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
学芸専門員

佐藤 宏之 鹿児島大学准教授

塩満 郁夫 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
史料編纂委員

堂満 幸子 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
史料編纂委員

徳永 和喜 西郷南洲顕彰館長

中野 翠 元指宿高等学校長

丹羽 謙治 鹿児島大学教授

林 匡 明桜館高等学校教諭

原口 泉 志学館大学人間関係学部兼法学部教授

三木 靖 鹿児島国際大学短期大学部名誉教授

「東山道出軍小荷駄方日記」(上)

(鹿児島県史料集第六十三集)

令和六年三月

発行

鹿児島市城山町七一
鹿児島県立図書館
電話 〇九九―二二四―九五一一
FAX 〇九九―二二四―五八二四

印刷

鹿児島市南栄三丁目三〇―七
株式会社イースト朝日
電話 〇九九―二六六―五五二二

